

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第 1 項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 3 月30日
【事業年度】	第22期（自 2025年 3 月 1 日 至 2025年12月31日）
【会社名】	株式会社ティムス
【英訳名】	TMS Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 若林 拓朗
【本店の所在の場所】	東京都府中市府中町一丁目 9 番地
【電話番号】	042-307-7480（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 伊藤 剛
【最寄りの連絡場所】	東京都府中市府中町一丁目 9 番地
【電話番号】	042-307-7480（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 伊藤 剛
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	2022年 2 月	2023年 2 月	2024年 2 月	2025年 2 月	2025年12月
営業収益 (千円)	1,946,520	-	-	-	-
経常利益又は経常損失 () (千円)	1,079,304	861,471	943,395	633,026	711,557
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	1,076,859	860,925	960,040	660,548	716,058
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	100,000	1,160,988	1,506,650	1,510,203	1,137,611
発行済株式総数 (株)	33,102,080	36,574,880	40,304,367	40,330,067	45,485,767
純資産額 (千円)	2,453,001	3,714,053	3,457,065	2,815,487	2,771,131
総資産額 (千円)	2,739,781	3,790,215	3,554,754	3,032,269	2,865,277
1株当たり純資産額 (円)	74.10	101.55	85.48	69.23	60.14
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 () (円)	53.36	25.28	26.02	16.38	16.08
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	89.5	98.0	96.9	92.1	95.5
自己資本利益率 (%)	60.2	27.9	26.8	23.7	25.9
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	1,261,786	688,423	822,814	493,756	779,890
投資活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	16,958	13,721	3,356	30,843	2,544
財務活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	246,482	1,688,809	688,133	919	640,516
現金及び現金同等物の期末残 高 (千円)	2,598,002	3,584,667	3,446,630	2,922,950	2,781,032
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	8 (1)	14 (2)	14 (2)	18 (3)	18 (2)
株主総利回り (%)	-	-	52.4	33.1	20.8
(比較指標：東証グロース市 場指数) (%)	(-)	(-)	(101.1)	(87.9)	(92.4)
最高株価 (円)	-	1,188	629	353	211
最低株価 (円)	-	514	159	137	120

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 第18期の営業収益は、当社が開発中の医薬品についてBiogen MA Inc.（以下「バイオジェン社」という。）との間で締結したTMS-007の導出に関するオプション契約のオプション権を行使したことに伴う収益であります。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
5. 当社は、2021年9月21日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っておりますが、第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。
6. 第18期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。第19期から第22期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
7. 第18期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。第19期から第22期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員であり、定年後再雇用社員は従業員数に含めております。臨時雇用者数（パートタイマー、契約社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
9. 2022年11月22日付をもって東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしましたので、第18期から第19期までの株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。第20期から第22期の株主総利回り及び比較指標については、2023年2月期末を基準として算定しております。
10. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所グロース市場におけるものであります。
なお、2022年11月22日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。
11. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号、2020年3月31日）等を第19期の期首から適用しており、第19期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
12. 第22期は、決算期変更により2025年3月1日から2025年12月31日までの10ヶ月間となっております。

2【沿革】

当社は、2005年に、東京農工大学発酵学研究室 蓮見恵司教授の医薬シーズ*を実用化することを目的に設立されました。

同研究室では、微生物由来の生理活性物質の探索研究を中心とし、その作用解析、薬効評価などを行っています。血液凝固線溶系*に作用する生理活性物質の探索の過程で、多数の新規化合物を発見しており、当社パイプライン*TMS-007及びTMS-008を含むSMTP化合物群はこの過程で見出されました。

当社の本書提出日までの変遷の概要は以下のとおりであります。

年月	概要
2005年 2 月	東京農工大学発酵学研究室 蓮見恵司教授の医薬シーズを実用化することを目的として、東京都渋谷区に当社を設立(資本金10百万円)
2005年 6 月	本店所在地を東京都港区に移転
2007年 8 月	メルシャン株式会社(現日本マイクロバイオファーマ株式会社)とTMS-007の原薬製造に関する契約を締結し原薬製造検討を開始
2008年 8 月	本店所在地を東京都府中市幸町三丁目に移転
2011年 6 月	本店所在地を東京都稲城市に移転
2011年10月	独立行政法人科学技術振興機構(JST)「研究成果最適展開支援事業 フィージビリティスタディ可能性発掘タイプ(シーズ顕在化)」に採択
2014年 8 月	TMS-007の日本における第 相臨床試験*開始
2015年 9 月	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)「中堅・中小企業への橋渡し研究開発促進事業」に採択
2015年10月	TMS-007の日本における第 相臨床試験終了
2017年 5 月	本店所在地を東京都府中市宮町一丁目に移転
2017年11月	TMS-007の日本における前期第 相臨床試験*開始
2018年 6 月	TMS-007をバイオジェン社に導出するオプション契約を締結
2019年 8 月	日本マイクロバイオファーマ株式会社とTMS-008の原薬製造法の共同開発に関する契約を締結し原薬製造を開始
2020年11月	TMS-007前期第 相臨床試験の組入完了(90症例)
2021年 2 月	TMS-008のGLP*非臨床試験*を開始
2021年 5 月	バイオジェン社がTMS-007に関するオプション権を行使、TMS-007を同社に導出
2021年 8 月	TMS-007の日本における前期第 相臨床試験終了
2022年 2 月	本店所在地を東京都府中市府中町一丁目に移転
2022年11月	東京証券取引所グロース市場に株式を上場
2024年 1 月	TMS-007の権利がバイオジェン社からJi Xing Pharmaceuticals Hong Kong Limited(現CORXEL Pharmaceuticals Hong Kong Limited)へ移転
2024年 1 月	TMS-007及びJX09の日本における開発販売権を取得
2024年 6 月	TMS-008の日本における第 相臨床試験開始
2024年 7 月	北海道大学より骨髄損傷治療薬候補シーズをTMS-010として導入
2025年 2 月	TMS-007(JX10)のグローバル臨床試験「ORION」(第 相/第 相臨床試験)開始
2025年 6 月	TMS-008の日本における第 1 相臨床試験終了

3【事業の内容】

当社は、医薬品の研究・開発・製造・販売を事業目的とする「医薬品開発事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の情報は記載を省略しております。

(1) SMTP化合物の特徴

当社は、アカデミア等の研究機関等の研究開発成果を基盤とした医薬品候補物質の研究開発を行い、グローバルの医薬品市場に展開することを主要な事業内容とした、創薬型バイオベンチャー企業です。

当社はこれまで、ヒトが体内に有する酵素の一つである可溶性エポキシドヒドロラーゼ（sEH）*を標的とした医薬品候補物質であるSMTP化合物の研究開発を進めてきました。sEHを阻害することで「抗炎症作用」が得られることが分かっており、当社では様々な炎症性疾患を対象としてsEH阻害剤の開発を進めています。

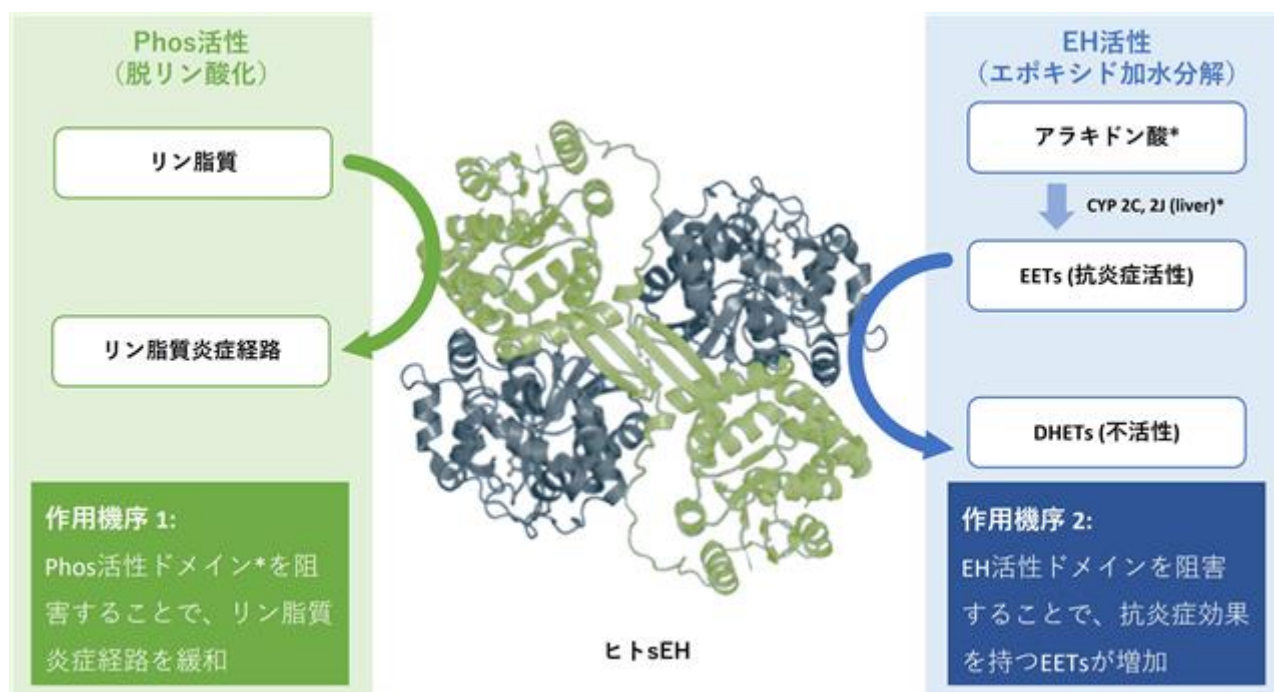
当社のリードパイプラインであるTMS-007（JX10）は、sEH阻害による「抗炎症作用」に加えて、プラスミノゲン*に作用することによる「血栓溶解作用」も有しており、急性期脳梗塞を対象とした臨床開発が進められています。また、後続パイプラインのTMS-008は、様々な炎症性疾患を適応*として開発が進められており、2025年6月に第 相臨床試験を完了しました。

可溶性エポキシドヒドロラーゼ（sEH）について

sEHは二つの作用を有すると考えられています。一つは、可溶性エポキシドヒドロラーゼという名称の由来となった、エポキシド構造*の化合物を加水分解*する作用です（EH活性）。具体的には、sEHは、生理活性脂質*エポキシエイコサトリエン酸（EETs:Epoxyeicosatrienoic Acid）*を、加水分解作用によりジヒドロキシエイコサトリエン酸（DHETs:Dihydroxyeicosatrienoic Acid）*に変換する役割を担っています。EETsは炎症を抑制する効果があることが知られています。このため、sEHを阻害することで、EETsからDHETsへの変換を防ぎ、EETsが減少せずに体内に留まります。これがsEH阻害剤の抗炎症作用のメカニズムの一つであると考えられています。

sEHのもう一つの作用は、脱リン酸化作用*です（Phos活性）。sEHの脱リン酸化作用の詳細についてはまだほとんど解明されていませんが、当社は東京農工大学等との共同研究を通じて解明に取り組んでおり、sEH阻害による抗炎症作用の中核を担う作用であることが分かってきています。

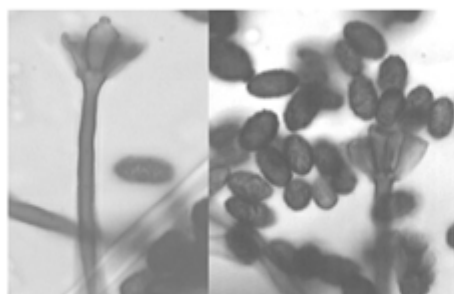
（可溶性エポキシドヒドロラーゼ（sEH）の作用機序*）



SMTP化合物群について

当社のパイプラインTMS-007（JX10）、TMS-008及びTMS-009は、SMTPと名付けられた化合物のファミリーに属しています。SMTPは、黒カビの一種であるスタキボトリス・ミクロスポラ（*Stachybotrys Microspora*）が産生する化合物（Staplain）と、約60種類のその誘導体からなる化合物群です。SMTPの主な作用機序は、sEHの阻害作用に基づく抗炎症作用ですが、一部の化合物はプラスミノゲンに作用することで血栓を溶解する効果も有しています。

SMTPはカビの一種であるスタキボトリス・ミクロスポラ（*stachybotrys microspora*）により産生される低分子化合物。東京農工大において、血栓溶解促進作用を持つ物質として単離された。



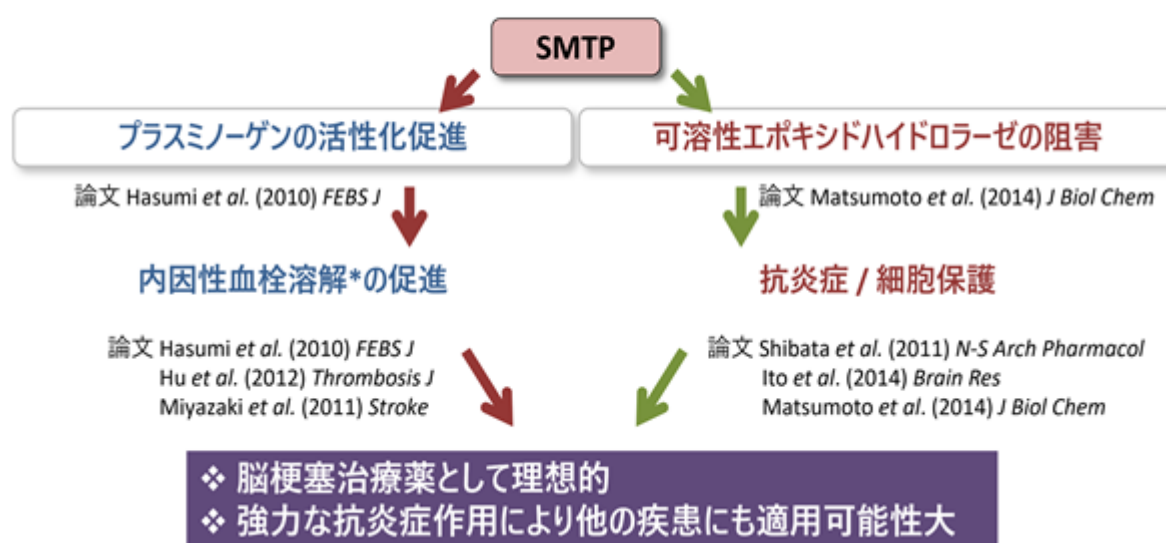
スタキボトリス・ミクロスポラ

Stachybotrys
Microspora
Triprenyl
Phenol

これまでに約60種類の類縁体*を同定*済。

TMS-007、TMS-008、TMS-009はSMTPファミリーに属する化合物。

「血栓溶解作用」と「抗炎症作用」を併せ持つ



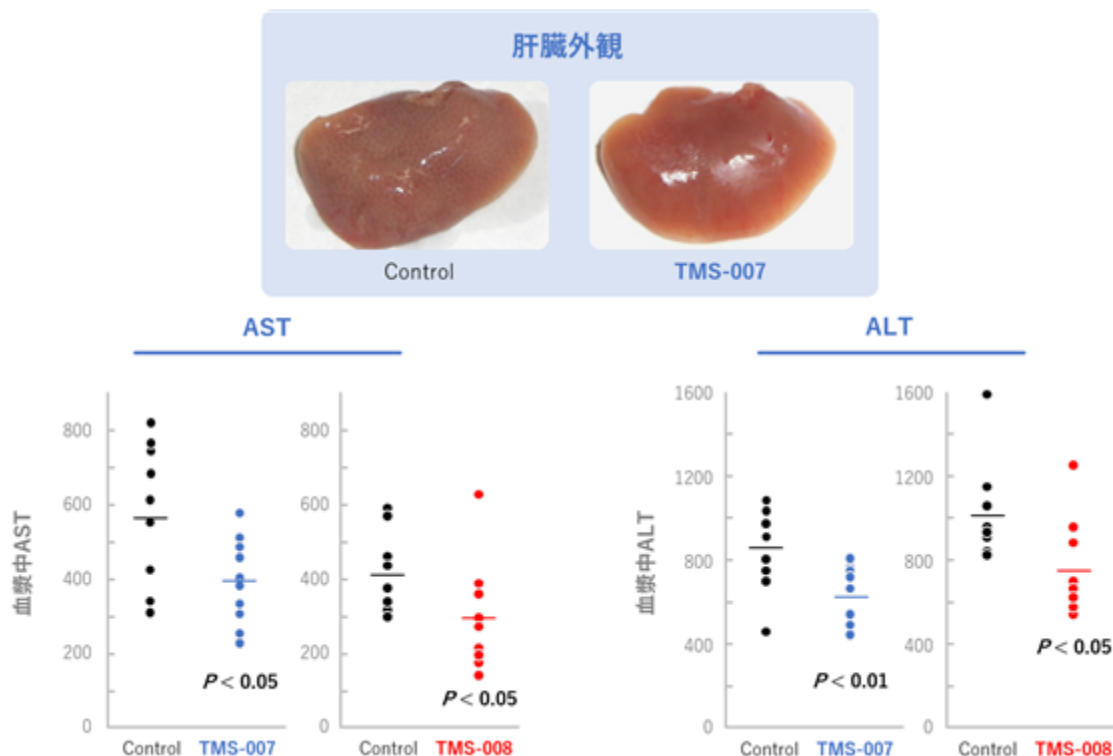
(a) SMTPによるsEH阻害作用

SMTP化合物の多くは、sEHのEH活性とPhos活性の両方を阻害する作用を持っており、この作用により、強い抗炎症作用を生み出していると考えられています。

これまでに、TMS-007（JX10）やTMS-008をはじめとしたSMTP化合物を様々な炎症性疾患のモデル動物*に投与する実験を行っていますが、多くの実験において抗炎症効果が確認されています。

例えば、ob/obモデルマウスと呼ばれる、肥満/メタボリック症候群を模したモデルでは、TMS-007とTMS-008の投与はコレステロールや中性脂肪といったマーカーを下げるだけでなく、肝臓の炎症を下げる効果が確認されました。また、潰瘍性大腸炎のモデルマウスでは、TMS-008の投与は症状を改善したのみならず、5-ASA（5-アミノサリチル酸、潰瘍性大腸炎の第一選択薬として広く使用されている）との比較においても優れた結果を示しました。

（ob/obモデルマウスにおけるSMTP化合物の肝炎抑制）



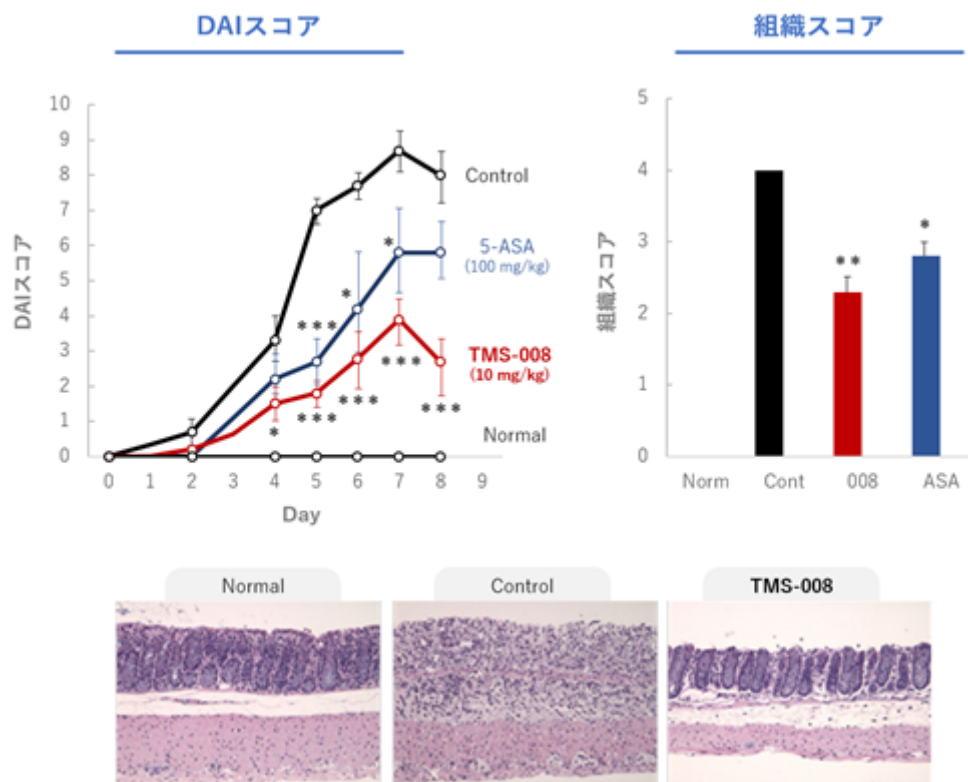
AST/ALT：どちらも肝臓に多く含まれる酵素。肝臓が障害を受けると血液中の値が上がることから、肝炎等の肝障害の程度を示す指標として用いられる。

Control：ob/obモデルマウス。ob/obモデルマウスは肥満モデルマウスの一種で、遺伝子変異により著しい肥満状態となる。メタボリック症候群のモデルとして多く用いられる。

TMS-007：Controlと同じ状態のマウスにTMS-007を投与したマウス。

TMS-008：Controlと同じ状態のマウスにTMS-008を投与したマウス。

(潰瘍性大腸炎モデルマウスにおけるTMS-008の薬理効果)



DAIスコア：潰瘍性大腸炎の重症度の指標。数値が大きいほど重症。

組織スコア：組織学的所見の指標。本試験では5段階の指標を用いており、数値が大きいほど重症。

Normal：通常状態のマウス

Control：人為的に潰瘍性大腸炎症状を起こしたマウス

TMS-008：Controlと同じ状態のマウスにTMS-008を投与したマウス

5 -ASA : Controlと同じ状態のマウスに5 -ASAを投与したマウス

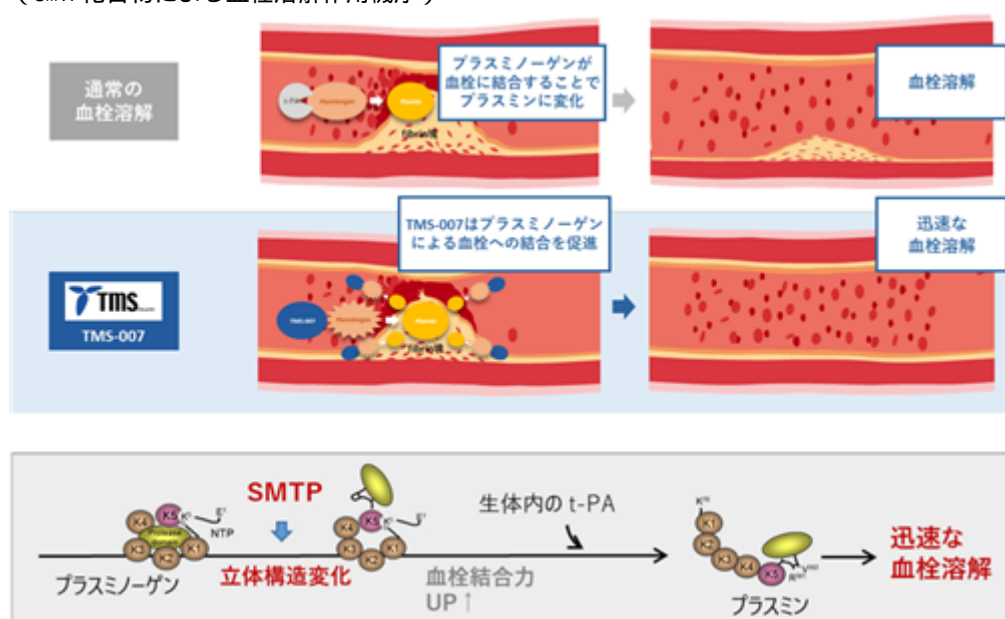
(b) SMTPによる血栓溶解作用

生体における血栓溶解のメカニズムは精密に制御されていますが、主要なメカニズムは、血中に多く含まれているタンパク質プラスミノーゲンが、血栓の主要構成タンパク質であるフィブリン*と結合することにより組織型プラスミノーゲン・アクティベータ (t-PA)*を誘導し、t-PAがプラスミノーゲンの一部を切断することでプラスミン*に変化させ、このプラスミンがフィブリンを分解するというものです。

t-PAは、急性期脳梗塞の治療薬として米国FDA*に唯一承認されている化合物でもあります。遺伝子組換えにより作られたt-PAを体外から投与することにより、プラスミンを多く生成し、その結果血栓溶解を促進する効果をもたらします。一方で、t-PAを大量投与することにより、生体内の凝固線溶系のバランスが崩れ、血栓が存在しない場所でも出血を助長する副作用のリスクが指摘されています (Pendlebury et al. Ann. Neurol. 1991)。

これに対して、SMTP化合物が血栓溶解を促進する作用は、SMTPがプラスミノーゲンに結合してその立体構造を変化させ、プラスミノーゲンとフィブリンが結合しやすくすることで血栓溶解プロセスを迅速に発生させるという仕組みです。SMTP化合物を投与しても、血栓溶解に関わる種々のタンパク質等のバランスを崩すことがないことから、出血助長の副作用を惹き起こすリスクが低いと考えられています。

(SMTP化合物による血栓溶解作用機序)



(2) 開発パイプライン

当社における臨床段階のパイプラインは、臨床後期段階（前期第 相臨床試験終了）にあるTMS-007（JX10）と、臨床早期段階にあるJX09及びTMS-008の3化合物からなっています。また、TMS-008のバックアップ化合物としてTMS-009があります。TMS-007、TMS-008及びTMS-009は全てSMTP化合物ファミリーに属しますが、今後はsEHをターゲットとしうるSMTP以外の化合物の研究開発も進めていきます。

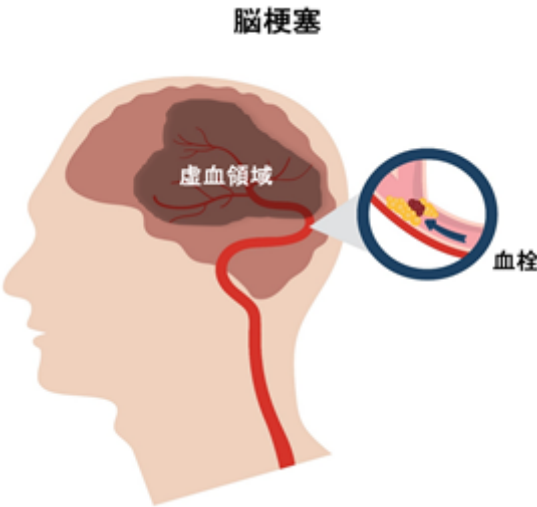
開発コード	適応症	MoA	研究	非臨床・GLP	Ph1	Ph2	Ph3	開発&商業化
TMS-007 (JX10)	急性期脳梗塞	sEH阻害 プラスミノーゲン	当社にてPh2aまで完了				Ph2/Ph3	日本：ティムス 日本以外：CORXEL
TMS-008 ¹	急性腎障害	sEH阻害	当社にてPh1完了				Ph2a	ティムス
	他疾患							ティムス
JX09 ²	治療抵抗性高血圧	ASI ⁴						日本：ティムス 日本以外：CORXEL
TMS-010 ³	脊髄損傷	BB保護 SCB ⁵						ティムス
R-001 ³	—	レゾルビン 類似体						ティムス
R-002	新規経口 sEH阻害剤	sEH阻害						ティムス

上記の情報には、現在入手可能な情報に基づく当社の判断による、将来に関する記述が含まれています。そのため、上記の情報は様々なリスクや不確実性に左右され、実際の開発状況はこれらの見通しとは大きく異なる可能性があることをご承知おきください。

1. TMS-008は、CORXELからの無償使用許諾にもとづき当社で開発中。TMS-009はTMS-008のバックアップ化合物。
2. CORXELより日本における開発販売権の無償ライセンスを取得（2024年1月）。
3. TMS-010は2024年7月に、R-001は2025年11月に北海道大学より日本を含む全世界における独占的ライセンスを取得。
4. ASI(Aldosterone synthase inhibitor)：アルドステロン合成酵素阻害剤
5. BBSCB(Blood-brain spinal cord barrier)保護：血液脳脊髄関門の破綻を防ぐ。

TMS-007（JX10）（急性期脳梗塞）

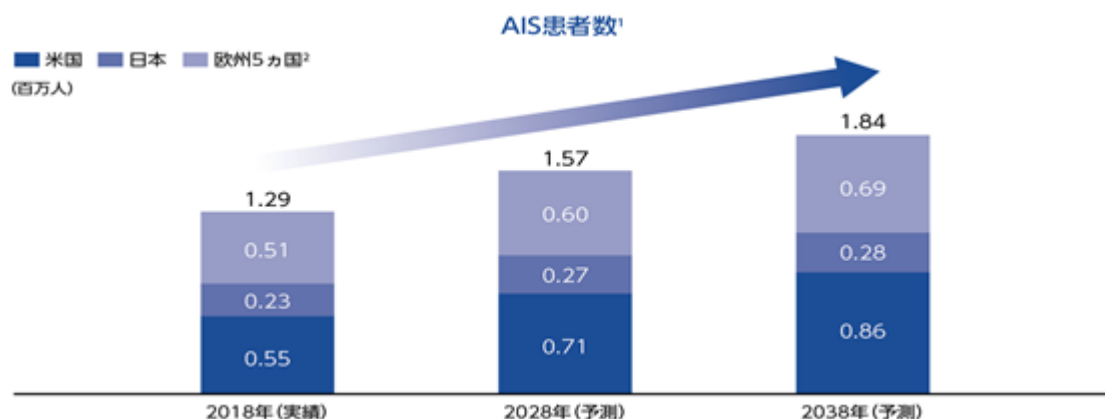
脳梗塞は、世界で年間約763万人が発症し約329万人の死亡原因となっている、非常に重大な疾患です（World Stroke Organization：Global Stroke Fact Sheet 2022）。急性期脳梗塞は、血栓により脳血管が閉塞して脳への血液供給が滞ることで生じます。片麻痺、記憶障害、言語障害、読解力・理解力の低下、その他の合併症を引き起こし、脳の永久的な損傷に繋がる可能性があります。また、介護が必要になる原因としても上位であり、医療経済に対し極めて大きな影響をもたらしています。それにも関わらず、先進国で共通に承認されている医薬品は一品目のみであり、しかも脳梗塞患者全体の10%未満にしか投与されておらず、非常に大きなアンメット・メディカル・ニーズ*が存在しています（Intern Med 54:171-177, Prehospital Delay and Stroke-related Symptoms）。TMS-007（JX10）は、血栓溶解作用と抗炎症作用を併せ持つ新しい作用機序により急性期脳梗塞治療に大きな変化をもたらすことが期待されると当社は考えています。



(a) 急性期脳梗塞（AIS）市場について

脳梗塞を含む脳卒中は、世界の死亡原因第2位であり、成人の障害を惹き起こす主要な原因の一つとされています（Katan et al. Semin Neurol 2018;38:208-211）。全世界の脳卒中発症数は年間約1,222万人とされていますが、うち約763万人（約63%）が脳梗塞患者です。また、脳卒中による世界の死亡数は年間約655万人とされており、うち約329万人（約50%）が脳梗塞によるものです（World Stroke Organization: Global Stroke Fact Sheet 2022）。

米国では、脳卒中発症患者のうち約87%が脳梗塞患者とされており、2018年に約55.3万人が脳梗塞を発症したとの推計があります（Tsao et al. Heart Disease and Stroke Statistics 2022 e391, Datamonitor Healthcare “Stroke Epidemiology”, Published on 07 January 2019）。脳卒中は、米国の死亡原因として第5位であり、成人に障害をもたらす最大の要因であると考えられています（Centers for Disease Control and Prevention, “National Vital Statistics Reports volume 70”）。日本では、2018年に約23万人が脳梗塞を発症したとの推計があります（Datamonitor Healthcare “Stroke Epidemiology”, Published on 07 January 2019）。



1. Datamonitor Healthcare. “Stroke Epidemiology”, Ref Code: DMKC0201444. Published on 07 January 2019

2. 欧州5カ国はドイツ、フランス、イタリア、スペイン、英国を指します

世界の急性期脳梗塞の患者数は増加することが予想されています。また、2021年における急性期脳梗塞の治療薬の売上高は21億ドル程度であり、市場は年々拡大することが予想されています（出典：Informa；Activase®とActilyse®の推計売上高を合計。統計資料や出版物の正確性には限界があるため、実際の市場規模は、推定値と異なる可能性があります。）。t-PAは脳梗塞患者全体の10%未満にしか使用されていないとされていること（Intern Med 54: 171-177, Prehospital Delay and Stroke-related Symptoms）から、t-PAの対象患者よりも多くの患者にTMS-007（JX10）の投与が可能となった場合、市場規模はさらに拡大することが予想されます。

米国における脳卒中による生涯コストは一人当たり約14万ドルとする報告があり（Katan et al. Semin Neurol 2018;38:208-211）、年間約55.3万人が脳梗塞を発症することを考えると、毎年膨大な将来負担が発生していることとなります。

(b) TMS-007 (JX10) の優位性について

急性期脳梗塞の治療戦略としては、1)発症後できるだけ早く血流を再開すること、2)浮腫*や炎症を抑えること、の2つがあります。血流再開の目的では、医薬品としては既に各国で承認されているt-PAが代表的なものとなります。浮腫・炎症を抑える目的では、現在のところ先進各国で共通して承認された医薬品は存在しておらず、作用機序が異なる複数の医薬品が開発中ですが、後期臨床試験に入っている品目はごく少数となっています。

当社のTMS-007 (JX10) は、プラスミノーゲンを介した血栓溶解による血流再開と、SEH阻害を機序とした抗炎症の両方のメカニズムを併せ持っており、単剤で「血流再開」と「抗炎症」の両方の治療戦略に対応することが可能となっています。このように「血流再開」と「抗炎症」の効果を併せ持った化合物はほとんど知られておらず、他の薬剤及び薬剤候補物質に対する優位性があると考えられます。



Time windows for treatment opportunity in stroke, adapted from Zaleska et al. Neuropharmacology (2009)

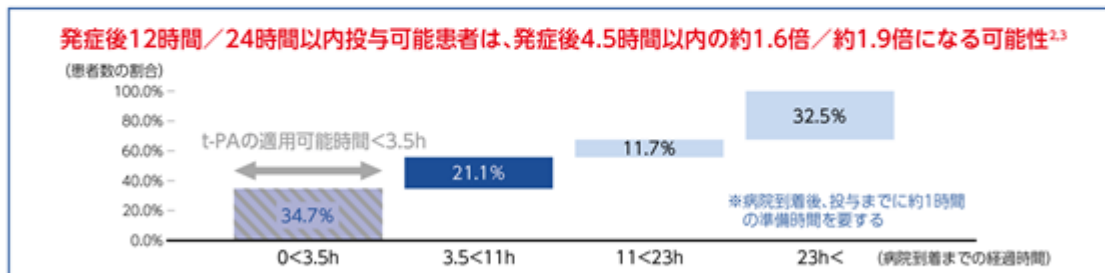
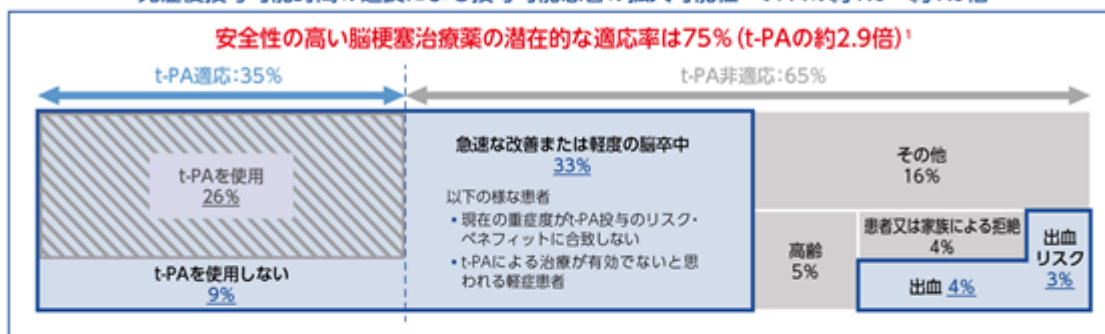
(論文 M. Zaleska et al. (2009) Neuropharmacologyより改変)

また、t-PAは血栓溶解作用による血流再開を作用機序としていますが、頭蓋内出血を助長する副作用のリスクがあることが知られており、主にこの副作用のリスクを軽減するために、原則として発症後4.5時間以内に投与することが義務付けられています(豊田一則 臨床神経 49: 801—803, 2009)。

これに対して、TMS-007は臨床試験において副作用として米国国立衛生研究所脳卒中スケール(NIHSS)*4以上の悪化を伴う症候性頭蓋内出血*は発現しておらず、また動物実験では逆に頭蓋内出血を抑えたとの結果が得られています(Ito et al. Brain Res 2014)。このため、TMS-007の投与可能時間は発症後4.5時間の枠を超えることが期待されています。実際、当社のTMS-007前期第 相臨床試験では発症後12時間以内の被験者に対して投与を行っております。

TMS-007は、その有効性と安全性により、t-PAよりも多くの患者に使用される可能性があります。t-PAを使用可能な時間帯に病院に到着した患者のうち、実際にt-PAを投与された患者は26%という報告があります(出典: Messe (2016), “Why are acute ischemic stroke patients not receiving IV t-PA”)。TMS-007は、その高い安全性により、発症後投与可能時間の中で最大75%の患者に使用される可能性があり、潜在的な市場規模はt-PA対比で大きくなる可能性があります(単純計算で約2.9倍)。また、t-PAは原則として発症後4.5時間以内に投与される必要がありますが、TMS-007の発症後投与可能時間が12時間又は24時間まで延長された場合、投与可能患者はt-PAの約1.6倍又は約1.9倍となる可能性があります。以上を総合すると、発症後12時間又は24時間経過した患者に対するTMS-007の使用可能性が発症後2時間以内の患者に対する使用可能性と変わらないと仮定すれば、TMS-007はt-PAと比較して潜在的な市場規模は4.6倍～5.5倍となる可能性があります。また、上記のような有効性と安全性が認められれば、t-PAよりも高い薬価が設定される可能性もあります。

高い安全性による適応率の拡大可能性→t-PAの約2.9倍
 発症後投与可能時間の延長による投与可能患者の拡大可能性→t-PAの約1.6～約1.9倍



- Messe Newlogy 87(15):1565-1574, 2016より作成 (発症後2時間以内に到着した患者の構成)
- 以下の論文に基づき、発症から病院到着までの経過時間による患者数の平均的な内訳を当社が算出
 Tong et al. (2012), "Times From Symptom Onset to Hospital Arrival in the Get With The Guidelines-Stroke Program 2002 to 2009"
 Harraf (2002), "A multicenter observational study of presentation and early assessment of acute stroke"
 Kim (2011), "Stroke awareness decreases prehospital delay after acute ischemic stroke in Korea"
 Matsuo (2017), "Association Between Onset-to-Door Time and Clinical Outcomes After Ischemic Stroke"
- 治療方針を決定するまでに必要な時間を1時間と仮定した場合

上記情報には、現在入手可能な情報に基づく当社の判断による、将来に関する記述が含まれております。そのため、上記の情報は様々なリスクや不確実性に左右され、実際の開発状況はこれらの見通しと大きく異なる可能性があることをご承知おきください。

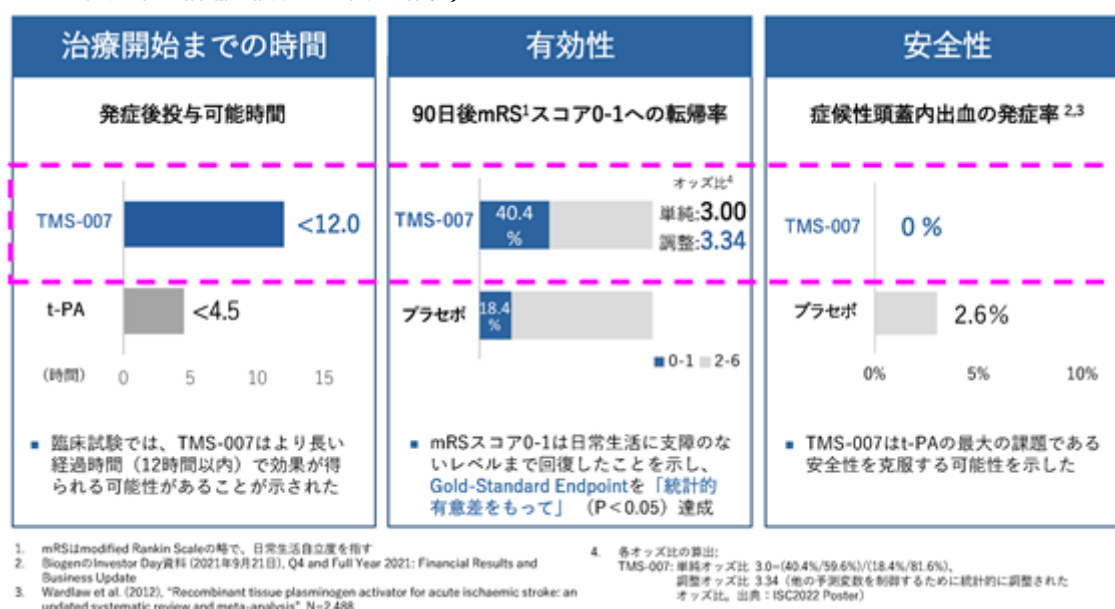
(c) TMS-007の前期第 相臨床試験の結果について

当社は、2017年11月から2021年8月にかけて、TMS-007の前期第 相臨床試験を実施しました。当該試験は、単回投与・無作為化*・プラセボ対照*・用量漸増*・二重盲検試験*として日本国内で実施されたもので、TMS-007投与群52例、プラセボ群38例の被験者が組み入れられました。また、TMS-007投与群のうち、1 mg/kg投与群が6例、3 mg/kg投与群が18例、6 mg/kg投与群が28例でした。

主要な組入基準は、既存の血栓溶解薬又は血管内治療*の対象とならない、発症後12時間以内の急性期脳梗塞患者であり、TMS-007群では発症から投与までの平均経過時間（中央値）は9.5時間、プラセボ群では9.3時間でした。当試験の主要評価項目は安全性で、「米国国立衛生研究所脳卒中スケール（NIHSS）4以上の悪化を伴う症候性頭蓋内出血の発症率」で評価されました。TMS-007群では該当する症例は報告されず（0例/52例）、プラセボ群では該当症例の発症率は2.6%でした（1例/38例）。また、軽症を含む全ての頭蓋内出血（Total ICH）の発生率はTMS-007群：11.5%（6/52例）、プラセボ群：13.2%（5/38例）でした。

さらに、TMS-007群は、副次評価項目の一つである発症後90日での生活自立度において大きな改善を示しました。生活自立度を評価する指標であるモディファイド・ランキン・スケール（mRS）*において、TMS-007群は40.4%の被験者が0又は1のスコアとなり、日常生活に支障のない範囲となったのに対し、プラセボ群では18.4%でした。この結果は、被験者総数90例という比較的小規模な治験であったにもかかわらず、統計的な有意差をもたらすこととなりました（P値* < 0.05、単純オッズ比*3.00、調整オッズ比3.34）。なお、90日後mRS0-1への転帰率はExcellent Outcomeとも呼ばれ、急性期脳梗塞の有効性主要評価項目（ゴールド・スタンダード・エンドポイント）とされています。

（TMS-007前期第 相臨床試験の主要な結果）



また、視認可能な血管閉塞を有する一部の被験者において、CT血管造影法(CTA)*又は磁気共鳴血管撮影(MRA)*により評価された血管の再開通率は、TMS-007投与群で58.3%（14 / 24例）、プラセボ群で26.7%（4 / 15例）となり、統計的有意差までは至らなかったものの、TMS-007による生活自立度の改善を支持する結果となりました（95%信頼区間*0.99-18.07、オッズ比4.23）。

(TMS-007前期第 相臨床試験の概要)

	TMS-007群	プラセボ群
デザイン	無作為化・プラセボ対照・用量漸増・二重盲検	
主要組入基準	18歳以上、88歳以下の急性期脳梗塞患者 血栓溶解療法及び血管内療法を適用できない 発症後12時間以内に投与開始可能	
用法用量	単回投与	
被験者数	52名	38名
発症後平均経過時間	9.5時間	9.3時間
症候性頭蓋内出血	0 %	2.6%
有効性 (mRS 0 - 1 転帰率) ¹	40.4%	18.4%
血管再開通率	58.3%	26.7%

1 統計的な有意差が示されました。(P値<0.05、単純オッズ比3.00、調整オッズ比3.34)

(d) TMS-007の導出に関する契約について

当社は、2018年6月にバイオジェン社とオプション契約を締結しました。バイオジェン社は、TMS-007前期第 相臨床試験の結果を受けて、2021年5月にオプション権を行使し、これにより、以降の開発はバイオジェン社の責任と費用により行われることになりましたが、バイオジェン社は、その戦略変更により、オプション契約における同社の地位を旧 Ji Xing Pharmaceuticals Hong Kong Limited (香港、現 CORXEL Pharmaceuticals Hong Kong Limited。以下、同社の親会社であるCORXEL Pharmaceuticals Limitedを含む同社グループ会社を総称して「CORXEL」という。)に譲渡することとなりました。バイオジェン社からCORXELへの契約上の地位の移転は、2024年1月11日に行われ、地位の移転後はTMS-007の開発及び各国での承認取得(日本を除く)もCORXELが行うこととなりました。また、TMS-007の日本における開発販売権は、同日付にて行われたオプション契約の変更に基つき、当社に無償でライセンスされました。なお、TMS-007のグローバル試験の中で当社が日本で行う臨床試験の費用については、CORXELとの契約にもとづき75%が同社により補填されることとなっております(上限1,000万ドル)。

当社とバイオジェン社のオプション契約により、当社は、2018年6月の契約締結時に400万ドル、2021年5月のオプション権行使時に1,800万ドルを既に受領しています。

オプション契約に基づくバイオジェン社の契約上の地位がCORXELに譲渡されるのと同時に、オプション契約の内容が変更され、当社は、アップフロントとしてCORXELの株式500万ドル相当、TMS-007の日本における開発販売権、JX09の日本における開発販売権、最大3億6,750万ドルのマイルストーン*一時金(開発マイルストーン最大1,250万ドル、販売マイルストーン最大3億5,500万ドル)、日本を除く地域の製品売上高に応じて一桁%台後半~10%台前半の段階的料率によるロイヤリティ(料率の変更なし)を受領する権利を有することとなりました。

(オプション契約の概要)

種類	時期	金額等
契約金(受領済)	2018年6月	400万ドル
オプション行使料(受領済)	2021年5月	1,800万ドル
契約変更アップフロント(受領済)	2024年1月	CORXEL 株式500万ドル相当 TMS-007の日本での開発販売権 JX09の日本での開発販売権
マイルストーン	(開発・販売状況に応じて)	最大3億6,750万ドル 開発マイルストーン: 最大1,250万ドル 販売マイルストーン: 最大3億5,500万ドル
ロイヤリティ	(関連特許権の消滅する時と販売開始後8年のいずれか遅い方まで)	一桁%台後半~10%台前半

Ji Xing Pharmaceuticals Limited (現 CORXEL Pharmaceuticals Limited) (ケイマン諸島)

(e) TMS-007 (JX10) の今後の開発について

2025年2月より開始された第 相/第 相臨床試験「ORION」は、発症後4.5時間から24時間までの脳梗塞患者を対象としてCORXELが主体となって実施するグローバル臨床試験であり、2025年5月に最初の被験者への投与が実施されました。当社はTMS-007（JX10）の日本における独占的な事業化の権利を有し、日本のパートナーとしてこの臨床試験に参加しております。2025年4月に当社がPMDA（独立行政法人医薬品医療機器総合機構）へ治験計画届出書を提出し、当事業年度終了後の2026年2月には、日本における最初の被験者への投与が行われました。

（TMS-007（JX10）第 相/第 相臨床試験「ORION」の概要）

デザイン	無作為化・プラセボ対照・二重盲検・並行群間比較
主要組入基準	18歳以上、90歳以下の急性期脳梗塞患者 画像解析にて救済可能な組織が認められる患者 投与前のNIHSSスコア5以上 最終健常確認時から4.5～24時間以内
用法用量	単回投与
予定被験者数	740名（パート1：240名・パート2：500名）
主要評価項目	90日後のmRSスコア0～1の被験者の割合 ランダム化後36時間以内の症候性頭蓋内出血の発現率

TMS-008

TMS-008は、血栓溶解作用がほとんどなく、sEH阻害による抗炎症作用を有するSMTP化合物です。2025年6月に第 相臨床試験を完了しました。

TMS-008は、その抗炎症作用により、大きなアンメット・メディカル・ニーズを有する急性期の炎症性疾患を標的として開発が進められており、当社では、急性腎障害及びがん悪液質を適応として開発を行う予定です。また、他の疾患への適応についても研究を進めており、得られた結果によっては、TMS-008の適応疾患としてパイプラインに掲げる適応を追加する可能性があります。

バイオジェン社がオプション権を行使したことにより、TMS-008を含む全てのSMTP化合物に関する製造開発権はバイオジェン社に移転され、その後、バイオジェン社からCORXELにそれらの権利が移転されました。当社は、引き続きTMS-008を含む複数の化合物を一定の疾患を適応として開発する権利について、CORXELから無償での使用許諾を受けています。また、当社がTMS-008の適応疾患としてパイプラインに掲げている適応は、全てこの無償使用許諾の範囲内となっております。

(a) 急性腎障害適応について

急性腎障害（AKI）は、数時間～数日の間に腎機能が急激に低下する疾患であり、多種多様な病因がありますが、他疾患との合併症によるものが多いと言われています。国内の調査では、AKIの原因は敗血症（35%）、心原性ショック（21%）、大手術後（13%）との報告があります（日本内科学会雑誌 第103巻 第5号 平成26年）。また、COVID-19の感染によってもAKIが発症することが報告されています（Nature Reviews Nephrology volume 16, pages747–764 (2020)）。

AKIの疫学*は十分に分かっていませんが、海外での報告では、透析が必要ない症例と透析が必要な症例で、人口10万人あたり、それぞれ約200～500件/年及び約20～30件/年との報告があります。国内では、急性血液浄化治療*が必要であったAKI患者は、人口10万人あたり13.3人/年との報告があります（日本内科学会雑誌 第103巻 第5号 平成26年5月10日）。また、市場調査報告では、主要7ヶ国（日米＋欧州5ヶ国）での年間患者数は2030年に約1,100万人に到達するとの推計があります（Delveinsight, “Acute Kidney Injury - Market Insights, Epidemiology, and Market Forecast-2030”。欧州5ヶ国はドイツ、フランス、イタリア、スペイン及び英国を指す。）。AKIは入院患者の発症率が非常に高く、8%～16%にも上るとの報告があります（Adv Chronic Kidney Dis. 2017;24(4):194-204）。

入院中のAKI患者の死亡率は20%～25%にも上るとの報告があり（Nephron. 2017；137(4):297-301）、また、回復しても慢性腎疾患（CKD）に移行する患者も多いとされています。医療経済に与える影響も大きく、米国においてはAKIによる医療コストは年間54億～240億ドルに上るとの報告があります（Silver et al. Nephron. 2017）。このように重大な疾患であるにもかかわらず、AKIを対象として承認された治療薬は存在せず、大きなアンメット・メディカル・ニーズとなっています。当社では、TMS-008をAKI適応として開発することを計画しています。

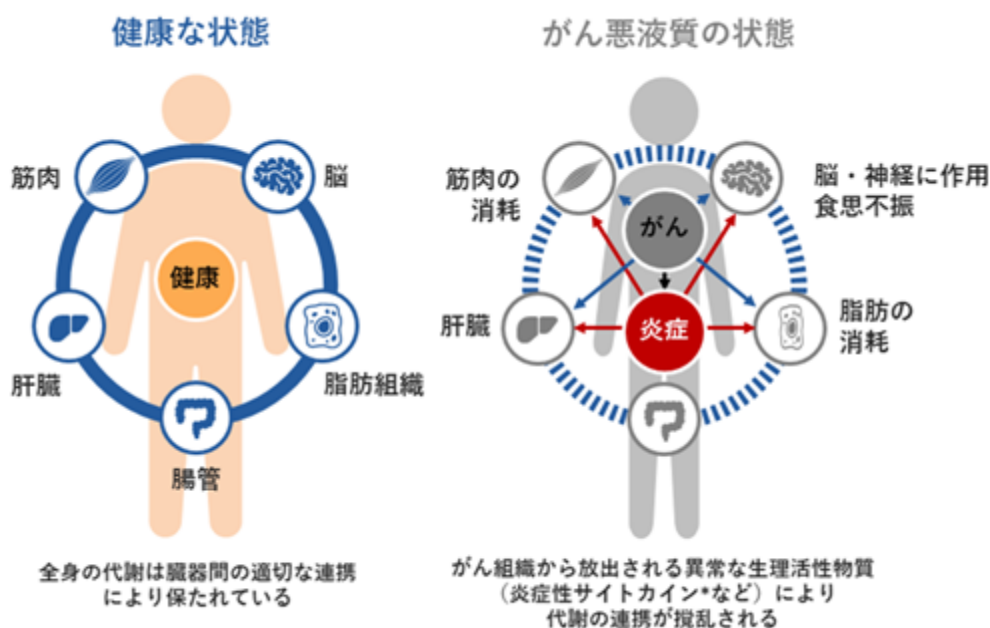
(b) がん悪液質について

がん悪液質は、「通常の栄養サポートでは完全に回復することができず、進行性の機能障害に至る、骨格筋量の持続的な減少（脂肪量減少の有無を問わない）を特徴とする多因子性の症候群」と定義されています（Fearon K, et al. Lancet Oncol. 2011; 12（5）： 489-495）。進行がん患者の80%が悪液質の症状を呈し、がん患者の死因の20%が悪液質によるものとの報告もあります（静脈経腸栄養 Vol.23 No.4 2008）。がん悪液質の患者数は、欧州で約100万人及び米国で約43万人（Journal of Cachexia, Sarcopenia and Muscle 2019; 10: 22-34）、日本では約17万人（Journal of Cachexia, Sarcopenia and Muscle 2016; 7: 507-509）と推計されており、これらの各国合計で約160万人の患者数となります。

がん悪液質の治療薬としては、2021年1月に、世界に先駆けて日本において、グレリン様作用薬*のエドルミズ錠（一般名：アナモレリン）が承認され、2021年4月に販売開始となりました。がん悪液質の市場規模は、2020年において全世界で22億5,600万ドルとする推計があります（Mordor Intelligence: Global Cancer Cachexia Market 2021-2026）。

がん悪液質の病因ははっきり分かっていませんが、全身性炎症が病因の一つであると考えられています。このため、がん悪液質患者の炎症を緩和するような医薬品が強く求められています。

（がん悪液質とは）



(c) TMS-008の前臨床試験の結果について

当社は、昭和大学及び自治医科大学それぞれとの共同研究に基づき、急性腎不全モデルマウスを用いた前臨床試験を行いました。このうち、昭和大学との共同研究においては、腎機能の指標であるScr（血清クレアチニン）及びBUN（血中尿素窒素）の改善が確認され、自治医科大学との共同研究でも改善傾向が示されました。また、当社によるがん悪液質モデルマウスを用いた前臨床試験の結果によれば、TMS-008はヒラメ筋と脛骨筋の筋肉量の減少に対して有効性が確認されました（それぞれP値<0.05、<0.01）。

(d) TMS-008の臨床試験について

当社は、TMS-008の第 相臨床試験の治験計画届出書を、2024年2月にPMDAに提出しました。当該臨床試験は、TMS-008を初めてヒトに投与するFirst-In-Human試験*であり、健康成人男性を対象として、主としてTMS-008の薬物動態と忍容性*・安全性を確認するものとなります。実際の臨床試験は、東京大学医学部附属病院において実施され、2024年6月に第1例目投与を実施、同年12月に全ての被験者への投与・観察を完了いたしました。データ・リードアウトを2025年4月に行い、同年6月に治験総括報告書（CSR: Clinical Study Report）が完成し、第 相臨床試験が無事終了いたしました。続いて、次相臨床試験のデザイン検討を進めております。

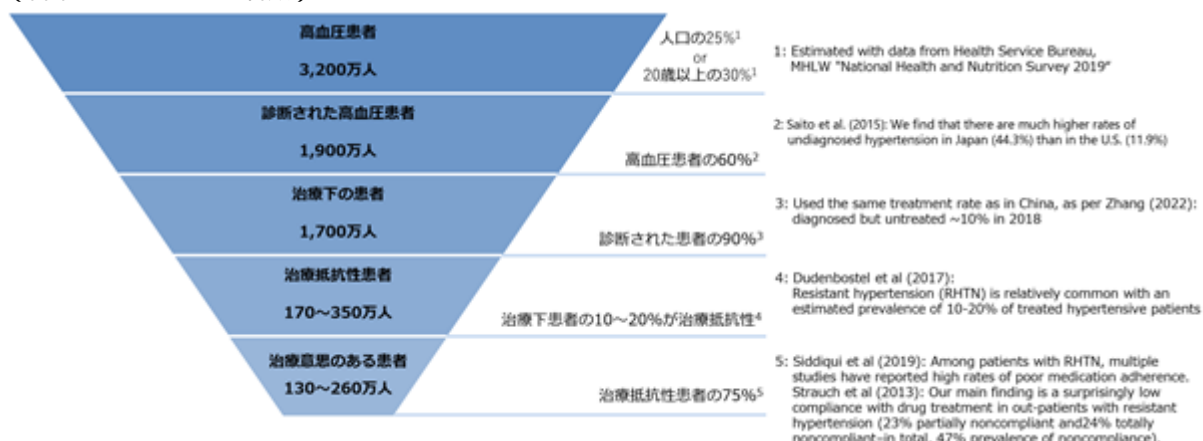
JX09

JX09は、アルドステロン*合成酵素の阻害活性を持つ低分子化合物です。2024年2月より、CORXELにより、オーストラリアにて第 相臨床試験が実施されています。

JX09は、そのアルドステロン合成酵素の阻害活性により、治療抵抗性及びコントロール不良の高血圧治療薬としての可能性が期待されています。治療抵抗性及びコントロール不良の高血圧治療薬は、高血圧の治療を受けている患者の10～20%程度存在すると考えられており、日本国内だけでも130～260万人の患者が存在すると想定されています。

アルドステロン合成酵素阻害剤においては、アルドステロン合成酵素であるCYP11B2*のみを選択的に阻害し、非常によく似た構造を持つCYP11B1*を阻害しないことが重要と考えられていますが、JX09はCYP11B2に対する高い選択性を示しており、ベスト・イン・クラス*の可能性があると考えられます。

(日本における想定患者数)



TMS-009

当社は、TMS-008のバックアップ化合物として、TMS-009の開発を準備しています。TMS-009は、TMS-008と類似した性質を持っていますが、動物試験によってはTMS-008よりも高い薬理効果を示しており、純粋にバックアップ化合物としてだけではなく、適応疾患によってはTMS-009をメインに開発を行うことも視野に入れています。

バイオジェン社がオプション権を行使したことにより、TMS-009を含む全てのSMTP化合物に関する製造開発権はバイオジェン社に移転され、その後、バイオジェン社からCORXELにそれらの権利が移転されました。当社は、TMS-009を含む複数の化合物を一定の疾患を適応として開発する権利について、CORXELから無償での使用許諾を受けています。

TMS-010

脊髄損傷を適応症とし、2022年7月に北海道大学とオプション契約を締結して評価を行ってきたシーズについて、2024年7月に同大学との間でライセンス契約を締結し、当社のパイプラインにTMS-010として追加いたしました。当社は当該ライセンス契約により全世界における独占的な開発製造販売権を取得しております。

脊髄損傷は、運動麻痺・感覚麻痺・排尿排便障害などに至ることがある重篤な疾患ですが、未だ効果的な薬剤がない状況にあります。北海道大学で見出された当該治療薬候補化合物は、血液脳脊髄関門（BBSCB: Blood-brain spinal cord barrier）の破綻を防ぐことで、脊髄の二次損傷を抑制する神経保護作用が期待できます。

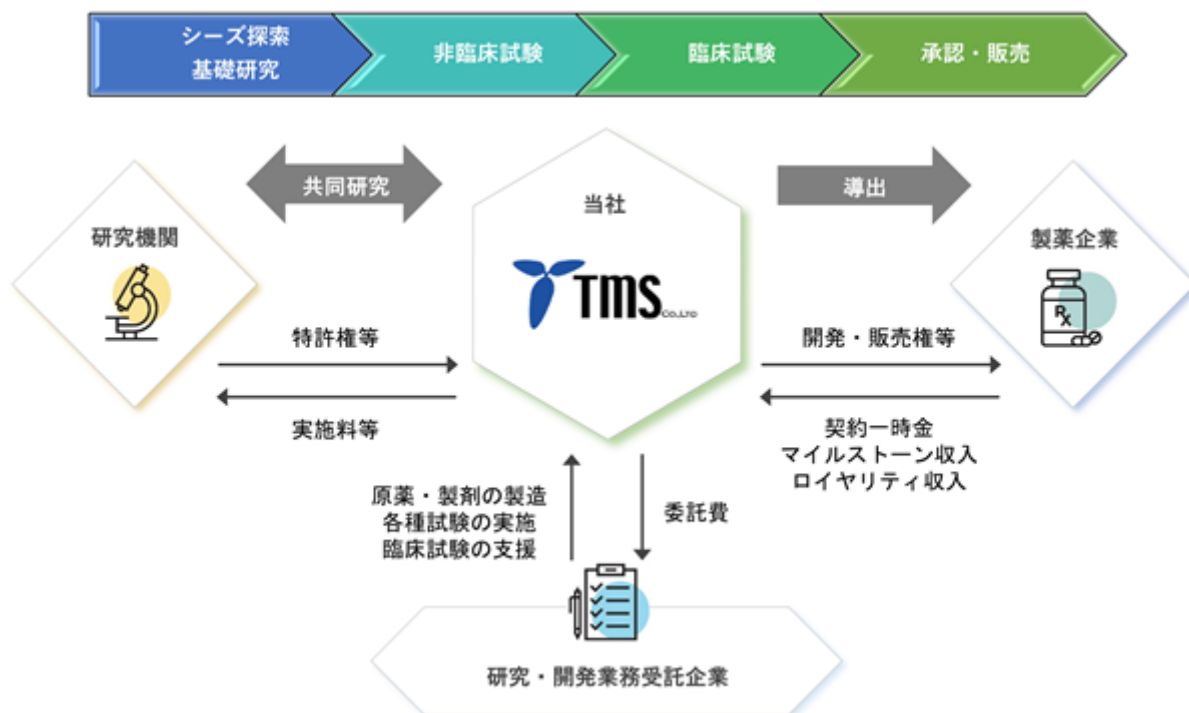
新規パイプライン

当社は、東京農工大学で発見・評価が進められたSMTP化合物の開発を手掛け、非臨床・CMC開発、さらには臨床開発を実施してきました。これらの実践を通じて得られた知見を活用し、東京農工大学をはじめ、昭和医科大学、徳島大学等との共同研究を通じて、sEHを標的とする新たな医薬品候補物質の研究開発を推進しています。いくつかの病態モデル動物で薬効を確認しており、早期の本格的開発の開始を目指しています。

アカデミアにより発見された化合物を、アカデミアと緊密に連携しつつ臨床開発実施まで持ち上げ、ヒトPOC*を取得してグローバル製薬企業への導出を達成した当社は、これらの実績と経験の上にユニークな創薬シーズを育成してグローバル医薬品市場につなぐことを使命としています。その一環として、2024年7月に北海道大学のシーズである脊髄損傷治療薬候補TMS-010、2025年11月には同じく北海道大学で発見された生理活性脂質レゾルビン類縁体を導入し、研究開発を開始しています。

(3) 事業モデル

当社の基本的な事業モデルは、医薬品開発における研究段階から早期臨床段階までを当社が行い、後期臨床段階からは国内外の製薬会社と提携して開発製造販売権を付与し、提携先製薬会社から開発一時金（マイルストーン）及びロイヤリティ収入等を得るものです。また、疾患分野によっては、当社が後期臨床段階及び承認取得、さらには販売まで手掛けることも視野に入れています。



(4) 成長戦略

当社は、日本の大学で創出されたシーズについて、研究段階・前臨床段階・臨床試験段階と開発を進め、ヒトPOC取得まで至ることができました。またその過程でグローバルに展開する海外製薬会社との提携を実現した実績を有しています。当社の経営陣は、これらの実績・経験を有するメンバーがコアとなっています。

当社では、このような実績・経験を活かして、SMTP化合物、特に急性期脳梗塞患者を対象とした臨床試験で良好な成績を収め、後期臨床開発段階にあるTMS-007を中心に、急性腎障害等を対象疾患として開発を進めるTMS-008、CORXELとの提携により新たに日本国内における事業化の権利を獲得したJX09を加えた、臨床開発段階にある各パイプラインを基盤として上場企業としての基礎固めを行い、日本を中心としたアカデミアの創薬シーズを積極的に導入してパイプラインを拡充し、グローバルの医薬品市場への展開を図り、日本のアカデミアにおける科学的ブレイクスルーとグローバル医薬品産業の橋渡しを行うことで、今後の成長を実現していくこと、を成長戦略として描いています。

<用語解説>

用語	意味・内容
シーズ	医薬品の候補物質。
凝固線溶系	凝固系とは、出血を止めるために生体が血液を凝固させる一連の分子の作用系であり、線溶系は血栓を溶かして分解する作用系のこと。凝固系と線溶系を併せて凝固線溶系と呼ぶ。
パイプライン	医薬品として開発を計画する物質。
臨床試験	医薬品や医療機器等についてヒトに対する有効性及び安全性を評価するための科学的試験であり、新たな医薬品の製造販売承認を得るために必要とされる。少数の健常人である被験者を対象に安全性や薬物動態（体内に投与されてから体外に排出されるまでのプロセス）などを調べる第 Ⅰ相試験、少数の患者（被験者）を対象に安全性・有効性を確認する第 Ⅱ相試験、多数の被験者を対象に第 Ⅲ相試験までで得られた安全性・有効性に関する仮説を検証する第 Ⅳ相試験、の3段階で行われる。
前期第 Ⅰ相臨床試験	第 Ⅰ相臨床試験を二つに分ける場合があり、この場合、前半部分を前期第 Ⅰ相臨床試験と呼ぶ。前期第 Ⅰ相臨床試験では、安全性・有効性・薬物動態などを瀬踏み的に検討することが一般的である。
GLP	Good Laboratory Practiceの略で、日本語では「優良試験所規範（基準）」と訳される。試験施設(場所)の設備・機器、組織・職員、検査・手順・結果等が、安全かつ適切であることを確保するための基準。日本では厚生労働省の省令により詳細が定められている。
非臨床試験	医薬品の研究開発において、臨床試験に先立ち、動物を用いて薬効薬理作用、生体内での動態、有害な作用などを調べる試験。前臨床試験ということもある。
可溶性エポキシドヒドロラーゼ（sEH）	ヒトが生来持っている酵素の一つ。特定のエポキシド脂質を加水分解（hydrolyze）する作用を持つ。
プラスミノゲン	プラスミンの前駆体タンパク質。不活性の状態で血中を循環しているが、t-PAにより切断されると活性体のプラスミンとなる。
適応	医薬品が効果をもたらすとされている疾患のこと。適応症ともいう。
エポキシド構造	2つの炭素と1つの酸素による三角形の環状構造。
加水分解	化合物が水と反応することによって起こる分解反応。
生理活性脂質	生理活性（生理作用）を持つ脂質のこと。生理活性を持つ分子としては蛋白質や核酸が広く知られているが、脂質にも生理活性を持つものがあり、このように呼ばれている。
エポキシエイコサトリエン酸（EETs：Epoxyeicosatrienoic Acid）	生理活性を持つ脂質分子の一種であり、アラキドン酸の分解を端緒とする分解経路であるアラキドン酸経路に連なる。抗炎症作用等の様々な作用を持つことが報告されている。
ジヒドロキシエイコサトリエン酸（DHETs：Dihydroxyeicosatrienoic Acid）	生理活性を持つ脂質分子の一種であり、可溶性エポキシドヒドロラーゼがEETsを加水分解することにより生成される。一般的には生理活性をほとんど持たないと考えられている。
脱リン酸化作用	加水分解によって有機化合物からリン酸基の脱離を行う作用。
作用機序	薬剤がその薬理学的効果を発揮するため、標的となる分子などに何らかの効果を及ぼす仕組みやメカニズム。
アラキドン酸	不飽和脂肪酸の一種。代謝により様々な生理活性脂質に変換されるが、この一連の過程をアラキドン酸経路と呼ぶ。

用語	意味・内容
CYP 2C, 2J	CYPはシトクロムP450の略であり、医薬品等の生体異物の代謝に重要な役割を持つ酵素のファミリーである。CYP2C、CYP2Jは、CYPファミリーに属する酵素のサブファミリーである。
ドメイン	蛋白質の一部分で、独立した機能を持った領域のこと。
類縁体	ある化合物と性質や構造が類似している化合物のこと。
同定	化学物質が何であるかを決定すること。
内因性血栓溶解	元々生体内に備わっている機序に基づく血栓溶解のこと。
モデル動物	特定の疾患を人為的に発症させた動物。
フィブリン	繊維状のタンパク質で、血小板と共に傷口をふさぐ血栓を形成する主要な材料となる。
組織型プラスミノゲン・アクティベータ（t-PA）	生体内に存在する酵素の一種。プラスミノゲンを切断することで活性化しプラスミンにする。
プラスミン	フィブリンを分解する酵素。
FDA	アメリカ食品医薬品局（Food and Drug Administration）。食品や医薬品の許可や取締り等の行政を行う、アメリカ合衆国の政府機関。
アンメット・メディカル・ニーズ	いまだ有効な治療方法が見つからない病気に対する新しい治療薬や治療法へのニーズ。
浮腫	細胞と細胞の間の水が増加し、排出されずに溜まった状態。
米国国立衛生研究所脳卒中スケール（NIHSS）	米国国立衛生研究所（NIH）が開発した、脳卒中の神経学的重症度の評価法。
症候性頭蓋内出血	頭蓋骨の内部に起きる出血のうち、神経症状の悪化を伴うもの。
無作為化（無作為化試験）	試験の対象を2つ以上のグループにランダムに分け、効果等を検証する試験実施方法。ランダム化試験とも呼ばれる。
プラセボ	色や重さ、味などは開発対象である医薬品候補の実薬に似せてあるが、有効成分の入っていない偽薬のこと。プラセボ群は、臨床試験等においてプラセボを投与された群。
プラセボ対照（プラセボ対照試験）	被験者を対照群と治療群に分け、対照群にプラセボを割り付ける試験実施方法。
用量漸増（用量漸増試験）	投与量を段階的に増やす試験実施方法。最も適した投与量を調べるために行われる。
二重盲検（二重盲検試験）	被験薬を投与する被験者群と、プラセボなどの対照薬を投与する群に分け、どちらを投与しているのかを医師も被検者も知りえない状態で行われる試験実施方法。
血管内治療	細い管を血管に挿入し、疾患部位まで延ばして血管内で治療する手術方法。
モディファイド・ランキン・スケール（mRS）	脳卒中患者の生活自立度の尺度として一般的に用いられる指標。0～6までの7段階で表される。（0：全く症候がない、1：症候はあっても明らかな障害はない、2：軽度の障害、3：中等度の障害、4：中等度から重度の障害、5：重度の障害、6：死亡）

用語	意味・内容
P値	仮説が誤りである確率を表す数値。小さいほど、仮説が正しいことを示す。例えば、P値<0.05の場合、仮説が誤りである確率は5%未満であることを示している。
オッズ比	ある事象の起こりやすさを2つの群で比較して示す統計学的な尺度。一般に、1より大きい数値であれば、第一群の方が第二群よりも当該事象が起こりやすいことを表しており、1との差が大きければ大きいほど起こりやすさの差が大きい。
CT血管造影法(CTA)	CTAはCT angiographyの略で、CTを利用した非侵襲的に血管イメージを得る画像検査法。
磁気共鳴血管撮影(MRA)	磁気共鳴画像撮影(MRI)装置を使って、血管だけを鮮明に画像化する撮影方法。
95%信頼区間	母集団の平均値が95%以上の確率で区間内に含まれると推定される範囲。
マイルストーン	医薬品を開発する際に段階的に設定される、開発状況の進捗の節目で得られる収益。
疫学	特定の集団における健康に関連する状況あるいは事象の、分布あるいは規定因子に関する研究。一般的には、ある疾患の患者数やその分布を指して用いられることがある。
急性血液浄化治療	血液の体外循環を行い、血液浄化器によって血液中に存在する病因物質を除去、もしくは不足している物質を補うことで、血液のバランスを整える治療のこと。
グレリン様作用薬	グレリンは胃から産生されるペプチドホルモン。下垂体に働き成長ホルモンの分泌を促進し、また視床下部に働いて食欲を増進させる働きを持つ。グレリン様作用薬とは、グレリンと類似の作用機序を持つ医薬品のことをいう。
炎症性サイトカイン	サイトカインとは、主に免疫系細胞から分泌されるタンパク質で、細胞間の情報伝達の役割を担っている。炎症性サイトカインは、その中でも炎症性反応を促進する働きを持つものをいう。
First-In-Human試験	被験薬を動物ではなくヒトに対して世界で初めて投与する試験。
忍容性	医薬品による明らかな副作用(有害作用)が、患者にとってどれだけ許容できるかの程度を示すもの。ある医薬品の服用によって副作用が発生したとしても、患者が十分に耐えられる程度であれば、「忍容性が高い医薬品」となる。
アルドステロン	副腎が産生するホルモンのひとつで、細胞膜を介する電解質輸送、特にカリウムと交換でナトリウムを保持する腎臓の働きを調節する。アルドステロンの過剰分泌は、発作性の筋力低下、血圧上昇、低カリウム血症をもたらす。
CYP11B1、CYP11B2	CYPはシトクロムP450の略であり、医薬品等の生体異物の代謝に重要な役割を持つ酵素のファミリーである。CYP11B1はコルチゾール合成酵素、CYP11B2はアルドステロン合成酵素であり、両者はよく似た構造を持つ。
ベスト・イン・クラス	同じカテゴリーの医薬品が複数ある中で、臨床的な重要性の観点で最も優れる医薬品。
POC	Proof Of Conceptの略で、研究開発中である新薬候補物質の有用性・効果が、動物もしくはヒトに投与することによって認められることをいう。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2025年12月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
18（2）	45.8	4.4	8,292

- （注）1．従業員数は就業人員であり、定年後再雇用社員は従業員数に含めております。臨時雇用者数（パートタイマー、契約社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
- 2．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 3．当社は、医薬品開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合はありませんが、労使関係は円満に推移しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針・経営環境・経営戦略等

当社は、新規の作用機序に基づいた医薬品候補物質を開発し、アンメット・メディカル・ニーズの改善を実現する画期的な医薬品を患者さんに送り届けることを目的としております。

医薬品開発企業が新たな医薬品を上市するまでに必要とされる研究開発費の額は年々増加しており、これに伴って開発費の回収がより困難になっております。医薬品の効果には人間間や民族間の差があまり見られないため、同一製品で世界市場に対応することが可能であり、このような環境下では世界の主要市場に対して同時にアプローチすることが有利となります。また、医薬品規制調和国際会議（ICH）の定着により先進国での同時開発が容易になったこともあり、グローバルに医薬品開発を行うことが一般的になりつつあります。

当社は、オリジナルの作用機序に基づく新規化合物を単独で臨床試験に持ち上げ、海外大手製薬会社との提携に結び付けた実績を有しております。日本のバイオベンチャー企業で、このような実績を持った企業は非常に限られていると考えております。このノウハウを活用し、全く新しい医薬品を世の中に送り出し続けていくことを目指します。

当面は、現在取り組んでいる可溶性エポキシドヒドロラーゼ（sEH）阻害による抗炎症作用に基づく医薬品開発に重心を置きつつ、それ以外の新規作用機序に基づく研究開発プロジェクトも順次手掛けてまいります。特に、大手製薬会社が注目するような標的分子をターゲットにするのではなく、独自性の高い作用機序に取り組んでいきます。また、当社のリードパイプラインであるTMS-007の開発において経験したように、天然由来化合物を手掛けることで得られる新たな知見を研究開発にフィードバックする仕組み作りに取り組んでまいります。

当社は、日本の大学で創出されたシーズについて、研究段階・前臨床段階・臨床試験段階と開発を進め、ヒトPOC取得まで至ることができました。またその過程でグローバルに展開する海外製薬会社との提携を実現した実績を有しています。当社の経営陣は、これらの実績・経験を有するメンバーがコアとなっています。当社では、このような実績・経験を活かして、SMTP化合物、特に急性期脳梗塞患者を対象とした臨床試験で良好な成績を収め、後期臨床開発段階にあるTMS-007を中心に、急性腎障害等を対象疾患として開発を進めるTMS-008、CORXELとの提携により日本国内における事業化の権利を獲得したJX09を加えた、臨床開発段階にある各パイプラインを基盤として上場企業としての基礎固めを行い、日本を中心としたアカデミアの創薬シーズを積極的に導入してパイプラインを拡充し、グローバルの医薬品市場への展開を図り、日本のアカデミアにおける科学的ブレイクスルーとグローバル医薬品産業の橋渡しを行うことで、今後の成長を実現していくこと、を成長戦略として描いています。

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

一日も早い治療薬の上市を目指す当社は、研究開発から上市までのプロセス管理を行っていくことが、当面、最も重要な経営管理と考えております。また、パイプラインの充実を図っていくことも、経営の安定化及び企業価値の増大に不可欠であります。従いまして、現在研究開発段階にある当社は、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の設定はしておりません。しかしながら、これら開発プロセス及びパイプラインの充実を重要な目標として事業活動を推進しております。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

臨床パイプラインの開発推進

a) TMS-007（JX10）

当社のリードパイプラインであるTMS-007（JX10）は、CORXELが主体となり、グローバルでおこなう第 相/第 相臨床試験「ORION」が進められています。

当社は、TMS-007（JX10）の日本における事業化の権利を有しており、「ORION」試験の日本パートの着実な進捗に向け取り組みを進めるとともに、Joint Development and Commercialization Committee（共同開発商業化委員会）の活動等を通じて、CORXELによるTMS-007（JX10）の開発に関して積極的に関与し、開発の加速を目指してまいります。

b) TMS-008

sEH阻害を主たる作用機序とするTMS-008は、多様な炎症性疾患に対する治療薬となり得る可能性を秘めております。TMS-008は急性腎障害（AKI）を適応に第 相臨床試験を完了し、良好な安全性・忍容性を示唆する結果が得られました。当社は、次相臨床試験として心臓手術患者を対象とする、安全性と急性腎障害（AKI）抑制率を評価する前期第 相臨床試験実施の準備を進めており、早期に試験を開始できるよう取り組みを進めてまいります。

c)JX09

治療抵抗性又は制御不能な高血圧を適応としてCORXELが開発中のJX09について、当社は、同社との提携により日本国内における事業化の権利を獲得いたしました。

JX09は、CORXELによりオーストラリアにおいて第 相臨床試験が実施されており、当社は、Joint Development and Commercialization Committee（共同開発商業化委員会）等を活用してCORXELとの連携を強め、CORXELによるグローバルでの開発と連携する日本国内での開発を適切な時期に開始できるよう準備を進めます。

パイプラインの拡充

TMS-007（JX10）、TMS-008及びTMS-009は、同じSMTP化合物ファミリーに属しており、類似した作用機序を有しております。当社は、ポートフォリオの幅を広げることを目的に、SMTP化合物以外のパイプラインの拡充に努めており、SMTP化合物の開発を通じて得られた知見に基づき、新たなsEH阻害剤の候補となる化合物の探索を進め、有望な候補化合物の薬理・薬効評価及び毒性試験を行っています。また、社外プログラムにおいては、アカデミアや研究機関等の早期研究開発段階にあるプログラムの探索及び評価に取り組んでおり、そこから脊髄損傷を適応症とするTMS-010について、北海道大学とライセンス契約を締結してパイプラインに加え、開発を進めており、さらに生理活性脂質レゾルピンの新規安定類縁体を導入いたしました。当社は、今後もこれらの取り組みを継続することでSMTP化合物ファミリー以外のパイプラインの拡充を目指してまいります。

事業開発活動の推進

当社は、製薬会社との提携により、開発リスクを低減しつつ、契約一時金・マイルストーン収益を得ながら開発を進め、上市後にはロイヤリティを受領することを基本的な事業モデルとしております。

当社は、臨床パイプラインの増加を受け、継続的かつ広範な事業開発活動を行うため事業開発部を設置し、今後の収益化を見据えた事業開発体制活動をおこなっております。パイプラインそれぞれの価値を最大化できるよう、適切な戦略を立てて事業開発活動を推進してまいります。

人材の確保と組織体制強化

新規作用機序に基づく医薬品開発は、誰も歩んだことがない道を進むようなものであり、医薬品の研究開発の中でも特に高度な能力と経験を要するミッションであると考えられます。このため、優秀な人材確保と、優秀な人材がその能力をいかに発揮できる組織体制作りが必須となります。当社では、特に、専門分野ごとの縦割り型ではなく、研究・製造・薬事・開発等に専門性を有する人材が自由闊達に議論を交わせるような組織作りを目指すとともに、優秀な人材の採用を積極的に行ってまいります。

財務基盤の拡充

創薬ベンチャー企業においては、研究段階からパイプラインの開発の進展に伴って多額の資金が必要となります。当社においては、臨床開発段階のパイプラインの開発進捗に加え、パイプライン育成・獲得のための研究開発投資推進により、資金需要のより一層の増加が予想されます。

当社は、引き続き、積極的な研究開発活動を続けていくため、マイルストーン収入等の収益、金融機関等からの借り入れや株式市場からの資金調達、補助金の活用などを通じて、資金調達の多様性を確保しつつ必要に応じて適切な時期に資金調達を実施し、財務的基盤の拡充・安定化を図ります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものです。

当社は、「飽くなき探求心と挑戦で、世界を変えるクスリを創る」の企業理念のもと、大学の研究室で発見された化合物を、研究段階から着手してグローバル市場に向けた本格的な臨床開発まで進める中で培ったスタイルを、反復・発展させるとともに、外部サイエンティストとも積極的に協力し、サイエンスに真摯に向き合った創薬プロジェクトを行うことを通じて、世界のアンメット・メディカル・ニーズに応えるべくブレイクスルー医薬品をいち早く患者さんに届ける努力をしまいにいます。

(1) ガバナンス

当社ではサステナビリティ関連のリスク及び機会を、その他の経営上のリスク及び機会と一体的に監視及び管理しております。詳細は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等(1) コーポレート・ガバナンスの概要」を参照ください。

(2) 戦略

(人材育成方針)

当社の理念「飽くなき探求心と挑戦で、世界を変えるクスリを創る」の浸透を図るとともに、専門分野ごとの縦割り型ではなく、研究・製造・薬事・開発等に専門性を有する人材が自由闊達に議論を交わせるような組織作りを通じ、少人数でも多面的な判断をできる強いコアチームを作っていくことを目指しています。

(社内環境整備)

当社では、ワークライフバランスを推進するための取り組みとして、柔軟な労働形態とテレワークを組み合わせしております。従業員全員に時間に縛られることのない労働形態である裁量労働制またはフレックスタイム制を適用しており、テレワークと組み合わせることにより、個性と多様性が尊重され、最大限のパフォーマンスを発揮できる働きやすい職場づくりに努めております。

(3) リスク管理

当社ではサステナビリティ関連のリスク及び機会を、その他の経営上のリスク及び機会と一体的に監視及び管理しております。詳細は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等(1) コーポレート・ガバナンスの概要 企業統治に関するその他の事項 b. リスク管理体制の整備の状況」を参照ください。

(4) 指標及び目標

当社のサステナビリティへの取組みに係るリスク評価と対応については、経営資源の有効性の観点から、影響の重要性に応じて取り組むべき優先順位を決定し、目標を設定することとしております。当社の人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針に関する具体的な指標について、現時点では定量的な指標や目標は設定していませんが、達成に向けて進捗を注視していくとともに、指標や目標の設定要否についても引き続き検討する予定です。

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。また、当社は、医薬品等の開発を行っていますが、医薬品等の開発には長い年月と多額の研究費用を要し、各パイプラインの開発が必ずしも成功するとは限りません。特に研究開発段階のパイプラインを有する製品開発型バイオベンチャー企業は、事業のステージや状況によっては、一般投資者の投資対象として供するには相対的にリスクが高いと考えられており、当社への投資はこれに該当します。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 医薬品の研究開発、医薬品業界に関するリスク

新薬開発の不確実性

医療用医薬品の開発には多額の研究開発投資と長い時間を要し、また前臨床試験や初期の臨床試験での成功が、必ずしもその後の臨床試験の成功や当局の承認等が得られることを保証するものではありません。当社の医薬品開発においても、臨床試験で有用な効果を発見できないことや、臨床試験の方法又は実施に関する規制当局等との合意形成の遅れ等により研究開発が予定どおりに進行せず、開発の延長や中止の判断が行われる可能性があります。また、当社が主要な市場として期待する日本、米国及び欧州諸国をはじめとする世界の主要国へ医薬品を展開するためには、各国における薬事関連法規等の法規制等の適用を受けることとなり、新薬の製造及び販売には当局の厳格な審査に基づく承認を取得しなければなりません。かかる審査に適合する有効性、安全性、及び品質等に関する十分なデータが得られない場合、当社が希望する範囲の適応症や患者集団への投与の承認が得られない場合、開発期間中に当局の政策が変更される場合、又は当局の承認その他の販売許可の条件として追加的な臨床試験の実施が必要となった場合等は、当社は予定していた時期に上市できず、又は上市を断念する可能性があります。医療用医薬品候補の開発を断念した場合、当該開発への投資全てを失うおそれがあります。

さらに、当社が世界の主要国以外へ医薬品を展開する場合、主要国における承認とは別途、各地域の当局から医薬品の上市にあたって承認を取得しなければならず、販売価格等の承認も必要とされる場合があるため、主要国における承認が仮に得られたとしても、当社はこれらの承認を適時に得られない可能性があります。

これは当社のパイプラインを他社にライセンス・アウト（新薬候補化合物等に関する特許権やノウハウ等を他社に売却、又は使用を許諾すること）した場合も同様であり、当社が研究開発を行った医療用医薬品候補及び他社にライセンス・アウトした医療用医薬品候補の上市が延期又は中止された場合、開発や販売に関するマイルストーン又はロイヤリティ収入を予定していた時期に得られないこと又は全く得られないことにより、当社の業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクに対しては、パイプラインとなる化合物や対象疾患の拡充を図るとともに、医薬品の開発や事業化について経験を有する人材を社内外に確保してプロジェクトを推進する体制の構築に努めております。また、開発にあたっては、対象疾患に精通した医師等からの情報収集に努めるとともに、臨床試験の計画・実施に当たっては、規制当局との事前相談等を通じて適切な助言を得て開発を推進してまいります。

脳梗塞治療薬の開発に関するリスク

当社のリードパイプラインであるTMS-007は、脳梗塞治療薬としての開発が進められております。

急性期脳梗塞治療薬は、FDAより唯一承認された製品として、組織型プラスミノゲン・アクティベータ（t-PA）がある他（Alteplase及びTenecteplase）、Sovateptide（PMZ-1620）、LT3001、HRS-7450などの複数の医薬品候補の臨床開発が行われております。Tenecteplaseは、急性心筋梗塞治療薬としてかねて承認済の遺伝子改変t-PAであり、臨床現場では従来型t-PAであるAlteplaseからの置き換えが進んでいると言われていましたが、昨年3月に脳梗塞用途においても発症から3時間以内の使用が承認されました（米国ガイドライン上は4.5時間以内の投与を推奨）。Pharmazz, Inc.のSovateptide（PMZ-1620）はインドにおいて販売承認を取得し、2025年7月に米国での第 相臨床試験を開始しています。台湾のLumosa Therapeuticsが開発中のLT3001は、中国及びグローバルでの第 相臨床試験をそれぞれ完了し、第 相臨床試験を行う意図であることを表明しています。また、t-PAと同等の有効性と安全性をもつ後続医薬品であるバイオシミラー（先行バイオ医薬品と同等/同質の品質、安全性及び有効性を有し、異なる製造販売業者により開発される医薬品（バイオ後続品））が参入する可能性もあります。さらに、中国大手Hengrui社（恒瑞医薬）が開発中のHRS-7450は、TMS-007の類縁体と考えられていますが、中国で第 相試験を開始したという情報があります。

バイオテクノロジー及び製薬業界においては、大手製薬会社等、医療用医薬品の開発及び販売において豊富な財源や技術資源等を有する潜在的競合他社が存在し、競合他社の研究開発が脳梗塞領域で先行した場合、TMS-007の優位性は低下する可能性があります。急性期脳梗塞に対する新たな治療法の承認や、競合他社による新薬の登場、t-PAの投与が不能な患者等に限定して臨床試験を行う場合におけるTMS-007の投与が可能な患者の数の不足、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより、TMS-007の臨床試験において被験者の登録が停滞し臨床試験が遅延する可能性や登録被験者の数が目標被験者数に届かず臨床試験が中止となり、当社の事業戦略や経営成績等に甚大な影響を及ぼす可能性があります。

さらに、競合する新薬の開発が先行し、又は競合新薬が上市されたことにより、事業性が大きく毀損されたと提携先が判断する場合は、提携先の判断により、TMS-007の開発スケジュールが遅延する可能性や、開発中断に至る可能性があります。上市に至った場合においても、他社が同様の効果や、より安全性のある製品を販売しTMS-007に当社が想定していた薬価が付かず、又はカテーテル治療等の血管内治療の利用の増加等により、TMS-007が医療関係者に十分に受容されない結果として当社が想定したロイヤリティ収入が得られない等により、当社の事業、業績や財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

TMS-007は、バイオジェン社がオプション契約に基づくオプション権を行使し、さらにバイオジェン社が権利をCORXELに譲渡したことにより、以後の開発は主としてCORXELが担っております。

副作用発現、製造物責任

医薬品には、臨床試験段階から更には上市後において、予期せぬ副作用が発現する可能性があり、特に製品候補がより大規模で長期にわたり使用されるようになると、以前の試験では認められなかった副作用が発現する可能性があります。当社が開発する医薬品についても、予期せぬ副作用が発現することで、当該医薬品の開発が遅延又は中止され、又は当局により追加の臨床試験が必要とされる可能性があります。また、当社は、予期せぬ副作用が発現する場合等に備えて、製造物責任を含めた各種賠償責任に対応するための保険に加入する可能性があります。最終的に当社が負担する賠償額の全てに相当する保険金が支払われる保証はありません。また、当社に対する損害賠償の請求が認められなかったとしても、損害賠償請求等がなされたこと自体によるネガティブ・イメージにより、当社及び当社の製品に対する信頼に悪影響が生じ、当社製品の需要が減少する等の可能性があります。上記のとおり、予期せぬ副作用が発現した場合、当社の業績及び財政状態に重大な影響が及ぶ可能性があるとともに、社会的信頼の失墜を通じて当社の事業展開にも重大な影響を及ぼす可能性があります。

医薬品に係る法規制及び医療費削減の圧力等に関するリスク

当社の開発する医療用医薬品について、規制当局による承認が得られた場合でも、製造、表示、広告、市販後調査の実施、安全性や有効性等に関する情報の提出、薬機法上の誇大広告規制など、様々な規制の適用を継続して受けることになります。近年、多くの国の規制当局が承認後のモニタリングの強化に取り組んでおり、その結果、製品の使用に関して規制当局から製品使用の一時停止などの勧告がなされる可能性もあります。当社が、適用される規制要件を遵守できない場合、規制当局は、当社に対して、民事、刑事又は行政上の措置を講じる可能性があります。それらの措置は、当社の事業、経営成績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

また、医療用医薬品は、日本及びその他各国政府による医療保険制度や薬価に関する規制の影響を受けます。国内においては医療費抑制策が継続的に行われており、毎年の薬価基準の改定や後発医薬品の使用の促進をはじめとする、医療制度や健康保険に関する行政施策の動向により、薬価が抑制されることで、当社の経営成績、財政状態等に悪影響を及ぼす可能性があります。また、医療費抑制は世界的な傾向になっており、医療用医薬品は海外においても各種の規制を受けるところ、例えば米国においては医療費の抑制等のために医療サービスの提供を管理するマネージドケア・グループや政府系の購入者からの価格圧力等にさらされるほか、近年、医療用医薬品の価格上昇に伴い、薬価に関する制度改正の動きが見られ、当社の開発品に対する影響は現時点では不明ですが、薬価関連法として2023年8月には「インフレ抑制法」(Inflation Reduction Act of 2022)が成立しております。また欧州においては並行輸入品や後発品との競争、費用対効果に基づく医療技術評価の利用の増加等により、薬価の下落圧力にさらされるなど、行政施策の動向及び医療費削減の圧力による悪影響(当社が製品候補の販売から得るロイヤリティ収入の減少を含みます。)を受ける可能性があります。

(2) 事業遂行上のリスク

特定のパイプラインに関する提携契約への依存、収益の変動と不確実性

当社は、脳梗塞治療薬TMS-007の導出を完了しましたが、その他のパイプラインは研究段階又は開発の初期段階にあります。

当社の収益計画は、TMS-007の導出に関する提携先から当社が受領するマイルストーン及びロイヤリティ収入に依存しており、導出後の研究開発・承認申請・製造及び販売活動の大部分を提携先が行うことになるため、当社の収益は提携先の戦略及び開発進捗等に依存し、大きく変動する可能性があります。提携先はTMS-007に関連する特許を単独で所有し、今後のTMS-007の臨床試験の大部分を管理することから、提携先が実施する臨床試験において、良好な結果が得られないこと、予期せぬ副作用が発生すること、又は提携先における戦略変更によるポートフォリオの見直しが行われること等により、開発の中止や延期等の決定がなされた場合、特許の範囲や有効期間の不足によりジェネリックの参入を防げなかった場合、TMS-007以外のSMTP化合物を用いて製品化されたこと等により当社が受領するマイルストーン及びロイヤリティ収入が減額された場合、提携先がオプション契約上当社のマイルストーン及びロイヤリティ収入の対象とならない非静脈内投与製剤等を製品化した場合、当社の事業、財務状況及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、提携先の有するTMS-007の開発状況及び商業化に関する情報への当社のアクセスの権利は完全ではないことから、提携先から十分な情報を適時に得られる保証はなく、当社が当社の株主に提供できる情報も提携先が公表した情報及び当社が提携先から取得した情報のうち提携先との契約上開示可能なものに限られます。提携先

が公表した情報が正確であるか又は最新であるかを確認することができず、当社は将来の収益を正確に予測できない可能性があります。また、提携先はTMS-007の開発につき商業上合理的な努力義務を負うものの、開発を継続する保証はなく、したがって、仮に提携先がTMS-007の開発を中止した場合、当社と提携先は関連する知的財産権等の譲渡に関し協議することが予定されていますが、結果的に提携先が譲渡を行わない可能性又は当社にとって商業的合理性を欠く譲渡条件が提示される可能性があります。加えて、提携先が関連製品に関する権利を第三者に譲渡した場合、当該第三者はTMS-007の開発につき商業上合理的な努力義務を負いますが、当該第三者が製品の開発を継続すること又は製品の開発もしくは商業化に成功することの保証はありません。

また、TMS-007以外のパイプラインであるTMS-008及びTMS-009につき、当社は提携先より、オプション契約により譲渡した知的財産に係る特定の化合物（グラントバック化合物）につき、特定の適応症のみを対象として開発するための無償使用許諾を受けており、当社は当該無償使用許諾の範囲内で開発を行う必要があり、かかる制約は当社による製品候補の開発及び商業化並びに当社の事業に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、提携先がグラントバック化合物以外のSMTP化合物を用いて、当社がグラントバック化合物により開発する適応（疾患）に向けた開発・商業化を行うことを防ぐためには、当社は、オプション権の行使日から5年後の2026年5月11日までに、提携先に対して開発の通知を行い、当該通知から5年以内に臨床試験を開始する必要があります。

現在、当社のパイプラインにおいては、SMTP化合物が主要な部分を占めており、最終的にSMTP化合物が適応症に対して有効でないことが判明した場合、当社の事業及びその成長に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。当社の資金、製造資源及び経営資源には限りがあるため、他の製品候補及び適応症において、より大きな市場機会があることが判明した場合でも、その機会の追求を見送ったり、遅らせたりする可能性があり、有益な市場機会を活用することができない可能性があります。

小規模組織及び少数の事業推進者への依存

当社は、当事業年度末現在、取締役6名（社外取締役2名含む。）、監査役4名（非常勤監査役3名を含む。）及び正社員18名の小規模組織であり、現在の内部管理体制はこのような組織規模に応じたものとなっております。今後、業容拡大に応じて内部管理体制の拡充を図る方針であります。

また、当社の代表取締役社長である若林拓朗、創業研究者であり研究を担当する蓮見恵司（取締役会長）や開発を担当する横田尚久（取締役）をはじめとする現在の経営陣、事業を推進する各部門の責任者及び少数の研究開発人員はそれぞれが高度に専門的な業務に従事しており、当社の事業活動はかかる少数の主要な人材に強く依存するところがあります。そのため、常に優秀な人材の確保と育成に努めておりますが、人材確保及び育成が順調に進まない場合、並びに人材の流出が生じた場合には、当社の事業活動に支障が生じ、当社の業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、当社が今後パイプラインの拡大や、製品候補の製造又は販売を行う場合、従業員数及び事業範囲を拡大し、商業化等の担当者を採用、維持する必要がありますが、当社が事業の拡大を適切に管理し、適切な人材を採用できない場合は当社の成長戦略に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、当社の理念の浸透を図るとともに、専門分野ごとの縦割り型ではなく、研究・製造・薬事・開発等に専門性を有する人材が自由闊達に議論を交わせるような組織作りを通じ、やりがいを感じることでできる風土を醸成するとともに、新規採用も含め社内体制の強化を進めてまいります。

知的財産権

(a) 当社又は当社の提携先が保有する知的財産権に係るリスク

当社及び当社の提携先は、製品候補に関連して様々な特許を取得及び出願していますが、特許の取得及び維持には一定のコストを要し、出願した特許が登録に至る保証はなく、さらには当社又は当社の提携先が取得した特許はその保護の範囲や有効期間が十分でないか、又は競争上の優位性を当社にもたらさない可能性があります。当社又は当社の提携先が特許の取得、維持又は有効期間の延長に失敗した場合、当社の製品候補の商業化を成功させる能力、又は当社の事業計画や業績に悪影響が及ぶ可能性があります。特に、TMS-007については、提携先からのロイヤルティは最も有効期間が長い特許の有効期間の満了日又は最初に製品が商業的に販売された日から8年間のいずれか遅い日まで支払われるところ、成立済の重要な特許の有効期間は2030年、出願中の特許が認められた場合には2042年の満了を見込んでおり、関連する特許に適用される期間延長が認められない場合、又は当該特許出願が権利化されずTMS-007の独占性を担保できない場合、当社が受領するマイルストーン及びロイヤリティ収入の額に悪影響が及ぶ可能性があります。TMS-008及びTMS-009に関しては、新たな特許出願を行っているものの、成立済の特許の有効期間は2027年の満了を見込んでおり、当社がこれらの製品候補に関する追加の特許を取得できない限り、製品候補を引き続き開発・商業化する能力に悪影響が及ぶ可能性があります。また、提携先が保有するSMTP化合物に関する知的財産権等については、提携先が独占して行使する権限を有していることから、提携先が当該権限を適切に行使しない場合、当社のTMS-008を含む製品候補を開発し商業化する能力に悪影響を及ぼす可能性があります。

加えて、特許に関する法律又はその解釈等の変更が行われた場合、特許権者が第三者に対して実施許諾を与えることを強制する法律が適用された場合、又は一部の国・地域において、米国、日本又は欧州諸国の法令と

同程度の保護が与えられない場合には、当社又は当社の提携先の特許を取得する能力及び取得した特許を行使もしくは防御する能力又は当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社又は当社の提携先が将来、製品候補の商標及び商号に関する権利を保護できない場合、又は第三者が当社又は当社の提携先の知的財産権を侵害する粗悪な模倣品を流通・販売し、購入者に健康被害が生じた場合、当社又は当社の製品への風評被害が生じ、開発製品のブランド認知を損なう等、当社の事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(b) 使用許諾に係るリスク

当社は、TMS-007、TMS-008、TMS-009及びJX09に係る提携先からの無償使用許諾を含め、当社の製品候補の開発を行うために必要なライセンス契約を締結していますが、ライセンスの範囲が不十分である場合、当社の開発能力に悪影響を及ぼす可能性があります。また、当社が将来製品候補を開発するために、第三者の特許又は専有技術の使用が必要となる場合において、当該特許又は技術に関するライセンスを取得できないとき、不利な条件でのライセンス供与を余儀なくされたとき、又は当社が供与されたライセンスの条件を遵守できないときは、当社の事業に重大な損害を与える可能性があります。

(c) 知的財産に関する訴訟及びクレーム等の対応に係るリスク

当社は、当事業年度末時点において、当社の事業に対する特許権等の知的財産権に関する第三者との間での苦情及び訴訟等といった問題は認識しておりません。また、発明者、TLO法（大学等技術移転促進法）に基づく大学等の知的財産管理機関、企業及び研究機関から、「特許権又は特許を受ける権利」を正当に譲り受け、又は「実施権の許諾」を受け、事業化が推進できる体制を築いております。

しかしながら、医薬品開発事業の一般的なリスクとして、自社で出願した特許以外にも第三者の特許が関連する可能性があります。当社が第三者との間で係争に巻き込まれた場合、当社は弁護士や弁理士との協議の上、その内容に応じて対応策を検討していく方針ですが、仮に相手方の主張が認められる可能性が低い係争であっても、係争の解決に多大な労力、時間及び費用を要する可能性があり、その場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、将来的な事業展開においては、他社が保有する特許権等への抵触により、製品候補の開発の停止等を命ぜられる等の事業上の制約を受けるなど、当社の事業、財務状況及び業績に影響を及ぼす可能性があります。当社は、新たな開発に着手する際は、他社の特許権等を侵害しないことを確認する調査等によりリスクの低減を図るとともに、第三者との間で係争が生じた際には、顧問弁護士及び弁理士と連携し、当該係争に迅速に対応する方針であります。

(d) 職務発明等に係るリスク

当社が職務発明について役職員等から特許を受ける権利を譲り受けた場合、日本の特許法が適用される限り、同法に定める「相当の利益」を支払うことになります。また、当社の元従業員や共同研究者等が、職務発明者又は共同発明者等として、当社の所有する又はライセンス供与された特許等について何らかの権利を有する旨の主張がなされ、当社に報酬の支払いを請求する等の問題が生じた場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

外部委託先への依存

当社は、固定費を抑制して経営の機動性・効率性を確保するため、組織の規模拡大を優先せず、研究開発の各段階において外部の専門機関を積極的に活用して体制を構築していることから、当社の事業は当該外部の委託先に依存しております。例えば、当社は製造設備を有していないことから、製品候補の製造及び供給につき日本マイクロバイオファーマ株式会社等の第三者受託製造機関に依存しており、また今後製品の製造等に関与する場合にも第三者受託製造機関に依存することが予想されます。

当社は、業務委託先の選定及び当該業務委託先との関係の構築について慎重に対応しておりますが、専門的な知識及び技術を有する日本マイクロバイオファーマ株式会社等、代替先の確保が困難な委託先もあることから、不測の理由により委託先との契約が終了したり、委託先における地震や風水害といった自然災害、事故、又は規制当局による取り締まり等により長期間にわたって業務が停滞し、委託業務の遂行に支障が生じたりした場合、又は当該委託先との契約において当社が委託先に対して負っている義務（日本マイクロバイオファーマ株式会社をTMS-007の製造に関与させる義務を含む。）を遵守できない場合には、当社の事業活動に支障が生じ、当社の業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

これは当社のパイプラインを他社にライセンス・アウトした場合も同様であり、当社が他社にライセンス・アウトした医療用医薬品候補につき、製造委託先において製造に支障が生じた場合、当社の業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、TMS-007の第 相臨床試験及び商業生産を実施するにあたって、製品候補の生産能力を増強するために、製造及び供給能力を持つ業務委託先を新たに追加する場合には、当社が既存の業務委託先に対してロイヤリティを支払うことに合意する必要性が生じる可能性やこれらの業務委託先との交渉状況等によってはTMS-007の開発スケジュールが遅延する可能性があります。さらに、TMS-007及びTMS-008の製造を、日本マイクロバイオ

ファーマ株式会社等の共通する受託製造機関に依存し、両製品の製造時期が重複する等して調整が必要となった場合、いずれかの製品の開発スケジュールに影響を及ぼす可能性があります。

東京農工大学等の研究機関との関係に係るリスク

当社は、東京農工大学等の研究機関と共同研究を実施しており、今後も同大学等との間で良好な関係を維持し、共同研究を継続していく方針であります。しかしながら、何らかの理由で、これらの契約の更新が困難となった場合又は解除等により取引が困難となった場合、研究開発活動の遅延等、当社の事業展開に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、大学との取引について、良好な関係を維持しつつも当社又は株主の利益を害することがないように、法規制を遵守するとともに、取締役会の監視等を通じて十分留意しております。

開発・製造・販売体制の構築に係るリスク

当社は、開発する医薬品候補物質について、国内外の製薬会社と提携して開発製造販売権を付与し、提携先製薬会社からマイルストーン及びロイヤリティ収入を得ることを、基本的な事業モデルとしております。適切な提携先を確保もしくは維持できない場合、当該提携先との間の契約条件が当社に最適なものとはいえない場合、又は提携先において何らかの理由により開発、製造方法の確立、製造体制及び販売体制の構築等が困難になった場合には、当社の経営成績及び今後の事業展開に重大な影響を及ぼす可能性があります。

医療関係者等との関係に係るリスク

当社又は当社の提携先と、医療関係者及び第三者支払機関等との間の取引関係は、国内外の医療関連法規の適用を受ける可能性があり、これに違反した場合は、刑事手続、民事訴訟又は行政制裁の対象となる可能性があります。その場合には当社の事業成績及び市場での競争力に悪影響を及ぼす可能性があります。

情報管理に係るリスク

当社は、情報セキュリティ、研究開発等に関する機密情報等及び個人情報の管理について、情報システムを活用しつつ、情報セキュリティ管理規程、個人情報保護管理規程及び個人情報保護方針に沿って運用を行っておりますが、当社の役職員、提携先、取引先の不注意や故意、セキュリティ障害、第三者による攻撃等により、当社の研究開発等に関する重要な機密情報や個人情報が流出した場合には、当社の事業展開や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。当社は当該リスクを低減するため、当社の提携先及び取引先との間で守秘義務を含む契約を締結するとともに、規程に沿った情報管理の運用に努めておりますが、現在、当社はサイバーセキュリティ保険には加入しておりません。また、当社は、諸外国の法律を含め、変化の激しいデータプライバシー及びセキュリティに関する規制等の適用を受けますが、これらの規制等を遵守することができなかった場合、当社の評判が悪化し、又は当社が業務停止を含む規制上の措置・制裁や訴訟の対象となる可能性があり、当社の事業成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

自然災害の発生等に係るリスク

地震や風水害等の自然災害や火災等の予期せぬ事故の発生、感染症のまん延等により、当社の従業員の安全や当社が使用するインフラ設備に支障が生じた場合等は、当社の事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

市場規模の推計に係るリスク

当社は、TAM（Total Addressable Market）について、一定の仮定及び前提の下、第三者機関の提供する推計値等に基づき推計しています。当社は推計に当たり当社が信頼できると考えるデータを用いておりますが、推計値の正確性には限界があります。生活習慣の改善等の要因により脳卒中の患者数が減少する等、製品候補の対象となる患者数が想定より少ない場合や、薬価が想定より低額となった場合等、かかる将来予想に用いられたデータ、仮定又は前提が不正確又は不適切であった場合、実際の当該潜在的市場の規模は推計より大きく下回る可能性があります。

さらに、仮に潜在的市場の推計値が正確であった場合でも、競争やその他の要因により、当社の製品候補が十分な市場シェアを獲得できる保証はありません。

海外展開に係るリスク

当社又は当社の提携先は今後、米国、欧州及び中国等において医療用医薬品の販売等を行う可能性があります。海外市場への展開においては、展開先での製造や販売に支障が生じる可能性があるほか、当該地域の薬事法制を含む法令及び実務、政情不安、経済動向の不確実性、税制の変更や解釈の多様性、為替相場の変動、商習慣の相違等に直面する場合があります。これらに伴うコンプライアンスに関する問題の発生等が当社の業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

環境問題に係るリスク

当社の事業では、特定の危険物を管理しながら使用しており、当社がそのような危険物の取扱い及び処分に関して採用している安全策は、政府の求める基準に適合していると考えておりますが、当該危険物による環境汚染、人身事故等が発生した場合、多額の賠償責任又は罰金が発生し、当社の事業に重大な悪影響を与える可能性があります。

内部統制に関するリスク

当社は、法令に基づき、財務報告の適正性確保のために内部統制システムを構築し運用しておりますが、当社の財務報告に重大な欠陥が発見される可能性は否定できず、また、将来にわたって常に有効な内部統制システムを構築及び運用できる保証はありません。更に、内部統制システムには本質的に内在する固有の限界があるため、今後、当社の財務報告に係る内部統制システムが有効に機能しなかった場合や財務報告に係る内部統制システムに重大な不備が発生した場合には、当社の財務報告の信頼性に影響が及ぶ可能性があります。

(3) 業績等に関するリスク

マイナスの繰越利益剰余金の計上及び繰越欠損金

当社は、医薬品の研究開発を主軸とするベンチャー企業であります。医薬品の研究開発には多額の初期投資を要し、その投資資金回収も他産業と比較して相対的に長期に及ぶため、ベンチャー企業が当該事業に取り組む場合は、一般的に期間損益のマイナスが先行する傾向にあり、当社もこれまで多額の純損失を計上してきました。

当社は、脳梗塞治療薬をはじめとするパイプラインの開発を推し進めることにより、将来の利益拡大を目指しており、積極的な開発投資を推進することや、提携先によるTMS-007の開発・商業化が中断され、または遅れが生じることで当社がマイルストーン等の収入を期待どおりに得られないこと等により、繰越利益剰余金のマイナス金額が拡大する可能性があります。

加えて、当社は社歴が浅く、過去に大規模かつ重要な後期臨床試験を成功させた実績や医薬品の商業化を成功させた実績を有していないことから、過去の業績から将来の業績等を推測することは特に難しく、また、企業として未経験の問題等に対する対応能力については未知のリスクがあります。

なお、当社は、2025年12月期末において、3,763百万円の繰越欠損金が存在しています。しかし、繰越欠損金の繰越期間内に、繰越欠損金の全て又は一部を利用するために十分な課税所得を当社が得られるという保証はありません。また、当社の業績が順調に推移し、繰越欠損金が解消した場合や税法改正により繰越欠損金による課税所得の控除が認められなくなった場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることとなり、当社の事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

収益計上

当社の収益構造は、当社が研究開発する医薬品について、その研究開発の進捗に伴って評価された製品的価値の初期評価であるProof of Concept（POC）に基づいて製薬企業等とのライセンス契約等を締結し、その対価として契約一時金・マイルストーン収入及び製品の上市以降その販売に伴って発生するロイヤリティ収入等を段階的に見込むことを基本としています。

ライセンス契約等の締結において、製薬企業から、それまでの当社の研究開発で得られた医薬品候補物質の有効性及び安全性、並びに予想される対象患者数や薬価、特許存続期間等の事業性に関して一定の評価を受ける必要があります。従って、製薬企業から評価されうる研究開発成果が得られず、又は、研究成果が得られたとして

も、研究開発の遅延により想定どおりのタイミングで評価を受けられない可能性があり、結果的に、当社の想定する条件やタイミングで契約を締結できず、当社の事業、業績や財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

また、ライセンス契約締結後においても、次の開発段階に進むために必要な臨床試験成績や、製品の製造・販売に必要な規制当局からの承認が得られない可能性、開発途中での競合新薬の上市、治療法そのものの变化のほか、特許係争の発生等で事業性が大きく毀損されたとライセンス・アウト先製薬企業が判断する場合は、開発が遅延又は中断する可能性や、ライセンス契約解消に至る可能性があります。

そして、上市に至った場合においても、薬価が当初の想定を大きく下回る、市場環境等の状況が当初の想定より悪化する可能性があります。

さらに、現在、当社のリードパイプラインであるTMS-007の導出先である提携先の戦略及び開発進捗等により当社の収益は大きく変動する可能性があります。

当社の事業計画上は当面は提携先からのマイルストーン及びロイヤリティ収入以外を見込んでおらず、次のマイルストーンは日本以外の地域におけるTMS-007第 相臨床試験の5例目投与完了時となる見込みです。

なお、提携先であるCORXELは外国企業であり、当社と提携先との取引は米ドル建てで行われています。外貨建取引は、財務諸表上全て円換算しており、これらの項目は、現地通貨における価値が変化しなかった場合も、換算時のレートによって円換算後の価値が影響を受ける可能性があります。

資金繰り

当社は、研究開発型企業として多額の研究開発資金を必要とし、また研究開発費用の負担により長期にわたって先行投資の期間が続きます。この先行投資期間においては、継続的に営業損失を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローはマイナスとなる傾向があります。当社も特定の事業年度を除くと営業キャッシュ・フローのマイナスが続いており、かつ現状では安定的な収益源を十分には有しておりません。

このため、安定的な収益源を確保するまでの期間においては、製品候補の開発の進捗等に応じて、適切な時期に資金調達等を実施し、財務基盤の強化を図る方針ですが、必要なタイミング又は適切な条件で資金を確保できなかった場合は、当社事業の継続に重大な懸念が生じる、又は株主の保有する権利に影響を及ぼす可能性があります。

調達資金使途

2022年11月の株式上場時の際に新株発行により調達した資金、2024年1月に決議した第三者割当による新株発行、及び2025年3月に決議した第三者割当による第10回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び行使での調達資金は、いずれも医薬品の研究開発を中心とした事業費用に充当する計画です。但し、新薬開発に関わる研究開発活動の成果が収益に結びつくには長期間を要する一方で、研究開発投資から期待した成果が得られる保証はなく、また当社の判断により調達資金を上記以外の目的で使用する可能性があります。その結果、調達した資金の投資が期待される利益に結びつかない可能性があります。

新株発行による資金調達

当社は医薬品の研究開発型企業であり、将来の研究開発活動の拡大に伴い、新株予約権の活用を含め、新株発行を伴う資金調達を機動的に実施していく可能性があります。その場合には、当社の発行済株式数が増加することにより、1株当たりの株式価値が希薄化し、株価形成に影響を与える可能性があります。

新株予約権

当社は、当社取締役、監査役、従業員及び社外協力者の業績向上に対する意欲や士気を高め、また優秀な人材を確保する観点から、ストック・オプション制度を採用しております。会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、株主総会の承認を受け、当社取締役、監査役、従業員及び社外協力者に対して新株予約権の発行と付与を行っております。

提出日の前月末現在における当社の発行済株式総数は45,485,767株であり、これら新株予約権の権利が行使された場合は、新たに2,372,380株の新株式が発行され、当社の1株当たりの株式価値は希薄化し、株価形成に影響を与える可能性があります。また、今後も優秀な人材の確保のため、同様のインセンティブ・プランを継続する可能性があります。

また当社は、2025年3月14日取締役会決議に基づき、2025年3月31日にグロース・キャピタル株式会社を割当先とする第三者割当による第10回新株予約権（行使価額修正条項付）を発行しました。提出日の前月末現在、これら新株予約権による潜在株式数は2,870,000株であり、当社の発行済株式総数45,485,767株の6.3%に相当しています。当該新株予約権の詳細につきましては、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況 その他の新株予約権等の状況」をご参照ください。

当該新株予約権が行使された場合、及び今後発行される新株予約権が行使された場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化し、株価形成に影響を与える可能性があります。

なお、グロース・キャピタル株式会社は、当該新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、また、当社の経営に介入する意思はない旨を確認しております。

配当政策

医薬品の研究開発には多額の初期投資を要し、その投資回収も長期に及ぶ傾向にあり、当社も創業以来継続的に営業損失及び当期純損失を計上しており、配当は実施しておりません。このような状況下においては、積極的な開発推進によって企業価値を高めることこそが、株主利益の最大化に繋がると考えております。

そのため、当面の間は、積極的な医薬品の研究開発を進めるために内部留保の充実を優先し、配当は実施しない予定となっております。

株主への利益還元については重要な経営課題と認識しており、将来、現在開発中の新薬が上市され、その販売によって当期純利益が計上される時期においては、経営成績及び財政状態を勘案しながら、利益還元の実施を検討したいと考えております。

ベンチャーキャピタルによる株式保有

当事業年度末現在の当社の発行済株式総数45,485,767株のうち、ベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合（以下これらを総称して「ＶＣ等」とします。）による所有割合は19.1%と高い水準となっております。

一般的に、ＶＣ等による未上場企業の株式への投資は、株式上場後に株式を売却してキャピタルゲインを得ることを目的としており、当社株主であるＶＣ等についても、今後、所有する株式の全部又は一部を売却することが想定されます。そのような場合には、需給バランスが変動して当社株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。当事業年度は決算期変更の経過期間に伴い、2025年3月1日から2025年12月31日までの10カ月決算となっております。このため、対前期増減率につきましては記載しておりません。

経営成績の状況

当事業年度（2025年3月1日～2025年12月31日）においては、パイプラインの着実な開発の進展と、社内・社外両方のソースによるパイプラインの拡大に取り組んでまいりました。当社のパイプラインの中で最も進展した臨床開発段階にあるTMS-007（JX10）については、CORXELにより、2025年5月にグローバル第 相/第 相臨床試験「ORION」（Optimizing Reperfusion to Improve Outcomes and Neurologic function）における最初の患者さんへの投与（FPI：First Patient In）が行われ、その後順調に被験者登録が進んでおります。日本国内においては、当社が同臨床試験の日本パートの依頼者として治験計画届出書を提出し、臨床研究データベースjRCT（Japan Registry of Clinical Trials）への登録を行いました。また同じく臨床開発段階にあるTMS-008については、第 相臨床試験を完了し、次相臨床試験（前期第 相臨床試験）のデザイン検討を進めました。

A. パイプラインの概況

)TMS-007（JX10）関連の活動

急性期脳梗塞を適応症とするTMS-007（JX10）は、当社が前期第 相臨床試験までの開発を行い、他のSMTP化合物ファミリーとともに導出した低分子化合物であり、現在はCORXELを主体として、グローバルで行う第 相/第 相臨床試験「ORION」が進められています。当社はTMS-007の日本における独占的な開発販売権と、日本を除く全世界における開発・販売に対するマイルストーン一時金及びロイヤリティを受領する権利を、CORXELから得ています。

TMS-007（JX10）は、プラスミノゲンの立体構造変化を介した血栓溶解による血流再建と、可溶性エボキシドヒドロラーゼ（sEH）阻害を機序とする抗炎症作用に基づく虚血再灌流障害の抑制というメカニズムを持っており、単剤で「血流再建」と「虚血再灌流障害抑制」の双方の治療戦略に対応する薬剤候補です。そのため、t-PA等の薬剤及び薬剤候補物質に対する優位性を示す可能性があると考えています。

当社が日本国内で実施した前期第 相臨床試験において、TMS-007（JX10）は良好な結果を収めております。現在、急性期脳梗塞治療薬として認可されている唯一の血栓溶解剤t-PAには、頭蓋内出血を助長する副作用のリスクがあることが知られております。かかるリスクを踏まえ、t-PAの使用は原則として発症後4.5時間以内に制限されています。これに対して、TMS-007の前期第 相臨床試験においては、発症後12時間まで（TMS-007群の平均9.5時間）被験者を組み入れました。その結果、プラセボ群では米国国立衛生研究所脳卒中スケール（NIHSS）4以上の悪化を伴う症候性頭蓋内出血の発生頻度が2.6%（1/38）であったのに対して、TMS-007群では0%（0/52）であり、TMS-007の安全性が示唆されました。また有効性においても、生活自立度を評価するモディファイド・ランキン・スケール（mRS）のスコアのゼロ（全く症候がない）又は1（症候はあっても明らかな障害はない）への転帰率において、TMS-007はプラセボ群に対して統計的な有意差を伴う有効性を示しました。

当事業年度においては、CORXEL主導にて進めているグローバル第 相/第 相臨床試験「ORION」に参加してまいりました。ORION試験は、2025年5月に中国で最初の患者さんへの投与が実施されるとともに、米国の臨床試験データベースClinicalTrials.govへ試験の詳細が登録・公開されました。各国においても、当局への申請、及び投与に向け医療機関の準備が進められ、被験者登録は順調に進んでおります。日本パートにおいては、2025年4月に当社がPMDA（独立行政法人医薬品医療機器総合機構）へ治験計画届出書を提出、同年8月に臨床研究データベースjRCT（Japan Registry of Clinical Trials）への登録を行い、投与に向けた準備を進めました。

また、TMS-007（JX10）の第 相臨床試験の論文が、国際的な臨床薬理学ジャーナル「British Journal of Clinical Pharmacology」の2023年度の閲覧上位論文として、2025年4月にWiley社の「Top Viewed Article」に選定された他、2024年11月に米国心臓協会（AHA: American Heart Association）/米国脳卒中協会（ASA: American Stroke Association）の発行する学術雑誌「Stroke」に掲載された前期第 相臨床試験結果の論文が、2025年5月に同学術雑誌の情報発信サイト「Blogging Stroke」に取り上げられました。

)TMS-008関連の活動

急性腎障害及びがん悪液質を適応症と想定し開発を進めているTMS-008については、血栓溶解作用をほとんど持たず、sEH阻害による抗炎症作用を有するSMTP化合物です。炎症性疾患を標的として広範な適応症が期待できると考えられます。

当社は、CORXELよりTMS-008における特定の適応に関して、全世界における独占的な開発製造販売権の許諾を得ています。

当事業年度においては、健康人における第 相臨床試験のデータ・リードアウトを2025年4月に行い、同年6月に治験総括報告書（CSR: Clinical Study Report）が完成し、第 相臨床試験が無事終了しました。続いて、次相臨床試験（前期第 相臨床試験）のデザイン検討を進めました。

)JX09関連の活動

JX09は、治療抵抗性又はコントロール不良の高血圧患者さんの治療を適応とした、経口の低分子アルドステロン合成酵素阻害剤です。アルドステロン合成酵素阻害剤においては、アルドステロン合成酵素であるCYP11B2のみを選択的に阻害し、類似した構造を持つCYP11B1（コルチゾール合成酵素）を阻害しないことが重要と考えられていますが、JX09はCYP11B2に対する高い選択性を示しており、ベスト・イン・クラスの可能性があると考えられます。

JX09について、当社は、CORXELより日本における独占的な開発販売権を許諾されています。現在、CORXELによりオーストラリアにおいて第 相臨床試験が実施されており、当社は、今後日本での臨床試験を実施することにより、グローバル治験の一翼を担う計画を検討しています。

)TMS-010関連の活動

脊髄損傷を適応症とし、2022年7月に北海道大学とオプション契約を締結して評価を行ってきたシーズについて、2024年7月3日に同大学との間でライセンス契約を締結し、当社のパイプラインにTMS-010として追加いたしました。当社は当該ライセンス契約により全世界における独占的な開発製造販売権を取得しております。

脊髄損傷は、運動麻痺・感覚麻痺・排尿排便障害などに至ることがある重篤な疾患ですが、未だ効果的な薬剤がない状況にあります。北海道大学で見出された当該治療薬候補化合物は、血液脳脊髄関門（BBSCB: Blood-brain spinal cord barrier）の破綻を防ぐことで、脊髄の二次損傷を抑制する神経保護作用が期待できます。

当事業年度においては、当社は、臨床試験開始に必要な非臨床試験及びGMP製造レベルの製剤の検討と並行して、原薬供給元の選定を進めました。また、引き続き臨床試験計画の策定を進めております。

)パイプラインの拡充に関連する活動

当社は、当事業年度において、社内プログラム及び社外プログラムの2つの軸において、パイプラインの拡充を図るための研究開発活動を積極的に推進いたしました。

社内プログラムにおいては、当社がこれまでSMTP化合物の研究開発によって培ったsEH阻害に関する知識と経験を活かし、AIを活用した化合物生成による阻害剤のデザインや天然物ライブラリーのスクリーニングを含む複数のアプローチを活用し、新たなsEH阻害剤の候補となる化合物の探索を行いました。その中から有望な候補化合物を取得し、当該化合物の薬理・薬効評価及び毒性試験を進めました。また、TMS-008の開発対象となる適応の追加についても検討を進めました。社外プログラムにおいては、アカデミア等の研究機関や創薬企業等の早期研究開発段階にあるプログラムの探索及び評価を継続いたしました。前述)に記載のTMS-010の他に、同じく北海道大学と独占評価を進めていた生理活性脂質レゾルビンの新規安定類縁体を、2025年11月に導入いたしました。

B. 体制強化

開発担当の取締役として、臨床開発担当シニア・ディレクターの横田尚久が就任いたしました。外資系製薬企業で研究開発の責任者としてグローバル臨床開発の豊富な経験を持つ横田の指揮により、臨床開発の迅速な進捗を図ってまいります。また、前事業年度に設立した事業開発部においては、当社アセットのビジネス化に向けた取り組みを推進いたしました。

以上の活動の結果、当事業年度における営業費用は、TMS-007及びTMS-008をはじめとする研究開発費として456,945千円、その他の販売費及び一般管理費として240,028千円となったことから、合計で696,973千円となりました。

これらの結果、当事業年度における営業損失は696,973千円、経常損失は、営業外費用として新株予約権発行費10,557千円を計上したため711,557千円、当期純損失は、特別損失として固定資産の減損損失3,709千円を計上したため716,058千円となりました。

なお、当社は医薬品開発事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の経営成績については記載を省略しております。

財政状態の概況 (資産)

当事業年度末の資産合計は、前事業年度末に比べ166,991千円減少し、2,865,277千円となりました。

これは主に、新株予約権の権利行使があった一方で、研究開発費等の営業費用の支出があったことにより、現金及び預金が141,917千円減少したことによるものであります。

(負債)

当事業年度末の負債合計は、前事業年度末に比べ122,634千円減少し、94,146千円となりました。

これは主に、未払計上した前事業年度経費の支出により未払金が74,584千円、未払費用が31,336千円それぞれ減少したことによるものであります。

(純資産)

当事業年度末の純資産は、前事業年度末に比べ44,356千円減少し、2,771,131千円となりました。

これは主に、新株予約権の権利行使があったことにより資本金及び資本準備金がそれぞれ329,735千円増加した一方で、当期純損失716,058千円を計上したことによるものであります。

なお、2025年7月に資本金702,327千円、資本準備金702,327千円をそれぞれ減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えるとともに、当該その他資本剰余金1,404,655千円を繰越利益剰余金に振り替えて欠損填補に充当しております。

この結果、当事業年度末において資本金1,137,611千円、資本剰余金2,313,754千円、利益剰余金 716,058千円となりました。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度におきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、主に、TMS-007及びTMS-008の開発をはじめとする研究開発投資をおこなったことで、税引前当期純損失を715,267千円計上したこと等により779,890千円の支出（前事業年度は493,756千円の支出）となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、重要な設備投資は行っておりませんが、有形固定資産の取得による支出により2,544千円の支出（前事業年度は30,843千円の支出）となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、新株予約権の行使により640,516千円の収入（前期は919千円の収入）となりました。

これらの結果、当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末に比べ141,917千円減少し、2,781,032千円となりました。

生産、受注及び販売の実績

a．生産実績

当社は生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

b．受注実績

当社は受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

c．販売実績

該当事項はありません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

財政状態及び経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態に関する認識及び分析

当事業年度末における資産合計は2,865,277千円（前事業年度末比5.5%減）となりました。前事業年度末からの主な変動要因は、新株予約権の権利行使があった一方で、研究開発費等の営業費用の支出があったことにより、現金及び預金が141,917千円減少したことによるものであります。また、負債合計は94,146千円（同56.6%減）、純資産合計は2,771,131千円（同1.6%減）となりました。前事業年度末からの主な変動要因は、未払計上した前事業年度経費の支出により未払金が74,584千円、未払費用が31,336千円それぞれ減少したこと、及び新株予約権の権利行使があったことにより資本金及び資本準備金がそれぞれ329,735千円増加した一方で、当期純損失716,058千円を計上したことに伴い利益剰余金が減少したことによるものであります。

b. 経営成績に関する認識及び分析

・営業収益、営業費用、営業損益

当事業年度の営業費用は、TMS-008の開発費用をはじめとする研究開発費として456,945千円、その他販売費及び一般管理費として240,028千円となったことから、合計で696,973千円となりました。その結果、営業損失は696,973千円となりました。

・営業外収益、営業外費用、経常損益

営業外損益は、主に、新株予約権発行費計上により、営業外費用は14,610千円となりました。その結果、経常損失は711,557千円となりました。

・特別損益、法人税等、当期純損益

特別損益は、固定資産の減損損失の計上により特別損失は3,709千円となりました。その結果当期純損失は716,058千円となりました。

c. 財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因

当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因は、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」をご参照ください。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

a. キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容

キャッシュ・フローの分析につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

b. 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社は、創薬等のコンセプトやシーズの研究費及びパイプラインの製品化に向けた開発費及び会社運営のための管理費用について資金需要を有しております。当社は、それらの運転資金及び設備資金につきましては、内部資金又は増資により資金調達しております。当事業年度末における現金及び現金同等物は2,781,032千円と当面の事業運営に問題のない資金水準となっており、流動性に支障はないものと考えております。

重要な会計方針及び見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者はこれらの見積りについて、過去の実績や現状等を勘案し合理的に見積り、計上しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性が存在するため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

経営者の問題意識と今後の方針について

経営者の問題意識と今後の方針については、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題」に記載しております。

5【重要な契約等】

(1) 技術導入・特許譲受に関する契約

契約相手方名 (国名)	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
国立大学法人東京農工大学 (日本)	特許譲渡契約	2015年7月10日	契約締結日から特許等存続期間満了日までの最も遅い日まで	譲渡人の有するSMTP化合物の用途特許等を当社が譲り受け、当該特許等を実施する際はライセンス料を支払う契約
農工大ティー・エル・オー株式会社 (日本)	特許譲渡契約	2015年7月10日	契約締結日から特許等存続期間満了日までの最も遅い日まで	譲渡人の有するSMTP化合物の物質・製造法特許等を当社が譲り受け、当該特許等を実施する際はライセンス料を支払う契約
学校法人昭和医科大学 (日本)	特許譲渡契約	2015年7月10日	契約締結日から特許等存続期間満了日までの最も遅い日まで	譲渡人の有するSMTP化合物の用途特許の譲渡人持ち分を当社が譲り受け、当該特許等を実施する際はライセンス料を支払う契約
国立大学法人東北大学 (日本)	特許譲渡契約	2018年6月18日	契約締結日から本特許に係るすべての権利が消滅する日まで	譲渡人の有する特許を受ける権利を当社が譲り受け、当該特許等を実施する際はライセンス料を支払う契約
CORXEL Pharmaceuticals Hong Kong Limited (香港)(注)	AMENDED AND RESTATED OPTION AGREEMENT	2024年1月11日	契約締結日から関連特許権の消滅する時まで(TMS-007の日本における事業化の権利について)	・複数のSMTP化合物について、一定範囲の疾患を適応として開発する権利を当社に無償で無期限に許諾 ・TMS-007の日本における事業化の権利を当社に無償で許諾
CORXEL Pharmaceuticals, Inc.(米国)(注)	AMENDED AND RESTATED OPTION AGREEMENT	2024年1月11日	契約締結日から関連特許権の消滅する時まで(JX09の日本における事業化の権利について)	JX09の日本における事業化の権利を当社に無償で許諾する内容の基本合意
	LICENSE AND COLLABORATION AGREEMENT	2024年2月23日	契約締結日から関連特許権の消滅する時まで	JX09の日本における事業化の権利を当社に無償で許諾する契約
国立大学法人北海道大学 (日本)	実施許諾契約	2024年7月3日	契約締結日から関連する特許権が消滅する時まで	TMS-010の全世界における独占的实施許諾及びその対価について定める契約

(注) 2026年1月1日付でJX09に関する事業化の権利は、CORXEL Pharmaceuticals Hong Kong Limited(香港)からCORXEL Pharmaceuticals, Inc.(米国)に譲渡されております。日本におけるJX09の事業化の権利は、引き続き当社にライセンスされております。

(2) 技術導出に関する契約

契約相手方名 (国名)	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
CORXEL Pharmaceuticals Hong Kong Limited (香港)	AMENDED AND RESTATED OPTION AGREEMENT	2024年1月11日	契約締結日から関連特許権の消滅する時まで(譲渡対価の支払いについて)	TMS-007及び関連資産の譲渡に関するOption Agreementの契約上の地位をBiogen MA Inc.からCORXEL Pharmaceuticals Hong Kong Limitedに移転し、譲渡の対価(マイルストーン、ロイヤリティを含む)について変更する契約

(3) その他の重要な契約

契約相手方名 (国名)	契約品目	契約 締結日	契約期間	契約内容
メルシャン株式会社 (現 日本マイクロ バイオファーマ株式 会社) (日本)	原薬製造に関する 契約	2007年 8 月 1 日	契約締結日から次 段階の契約が締結 されるまで	TMS-007の原薬製造委託 メルシャン社の製造供給権に対する 努力義務
国立研究開発法人科 学技術振興機構 (日本)	新技術開発成果実 施契約	2015年 9 月10日	契約締結日から10 年間。ただし当該 期間を超えて成果 実施する場合は実 施終了まで	契約相手方の資金を活用して開発し たSMTP化合物を用いた脳梗塞治療薬 に関する新技術について、開発成果 実施時には実施料を支払う契約
	開発成果の実施及 び権利譲渡に関す る覚書	2018年 6 月 4 日		
日本マイクロバイオ ファーマ株式会社 (日本)	共同開発契約	2019年 8 月 1 日	2025年 3 月31日ま で(注)	TMS-008の製造方法の開発及びGMPサ ンプル等の製造を委託するととも に、その過程で生じたノウハウ等を 共有とする契約

(注) 本契約は2025年 3 月31日をもって契約期間は終了していますが、商用原薬の製造供給に関する規定が契約終了後も適用される場合があり、当社の事業及び収益に影響を及ぼす可能性があります。

6【研究開発活動】

パイプラインの内容については、「第1 企業の概況 3 事業の内容」をご参照ください。

当社は、パイプラインの開発推進及び拡充を通じて、将来的に新規医薬品としてのキャッシュ・フローを生み出す資産を構築することを目的として研究開発活動を推進しております。

当社の研究開発部門では、大学発の化合物をグローバルに展開する海外の製薬企業に導出した実績が示すように、アカデミア等における研究の早期段階にある化合物から着目し、育成しております。そして、研究開発の推進にあたっては、探索段階の基礎的な研究から非臨床試験、臨床試験段階の研究開発を、外部機関との共同研究や委託研究など外部のリソースを積極的に活用して行うことにより、効率的な体制を構築し、対応しております。

なお、当事業年度末日の当社研究開発従事人員数は16名であり、当事業年度における研究開発費は、456,945千円となりました。

当社は、医薬品開発事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において、重要な設備投資及び重要な設備の除却又は売却はございません。また、当事業年度において減損損失3,709千円を計上しております。減損損失の詳細につきましては「第5 経理の状況 1 財務諸表 注記事項 損益計算書関係 3 減損損失」を参照ください。

なお、当社は医薬品開発事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

2【主要な設備の状況】

2025年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具及び備品 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都府中市)	本社機能及び研究開発	0	0	0	18

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 当社は、医薬品開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3. 主要な賃借している設備として、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	従業員数(人)	面積 (㎡)	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都府中市)	オフィス (賃借)	18	194.24	10,575

3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、重要な設備の新設、除却計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	120,000,000
計	120,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2025年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2026年3月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	45,485,767	45,485,767	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる 株式であります。なお、 単元株式数は100株 となっております。
計	45,485,767	45,485,767	-	-

(注) 提出日現在発行数には、2026年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第3回新株予約権

決議年月日	2017年3月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社監査役 1 当社顧問 3 当社従業員 3 (注) 5 .
新株予約権の数(個)	9,600
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 384,000 (注) 1 . 6 .
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100 (注) 2 . 6 .
新株予約権の行使期間	2019年3月29日～2027年3月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 100 資本組入額 50 (注) 6 .
新株予約権の行使の条件	(注) 3 .
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4 .

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年2月28日)にかけて変更された事項はありません。

(注) 1 . 新株予約権1個につき目的となる株式数は40株であります。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2 . 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後、行使価額を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合等、行使価額を調整することが適切な場合は、当社は、下記の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行(処分)株式数}}$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。さらに、新株予約権発行後、当社が資本金の額の減少を行う場合、株主割当の方法により募集株式の発行等を行う場合、株式無償割当を行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当該事由の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。上記算定式において「時価」とは、行使価額を下回る価額で新株の発行が行われた時点又は自己株式の処分が行われた時点において算出される1株当たりの公正な価格をいうものとする。

3 . 行使の条件は下記の通りであります。

本新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社の取締役、監査役、顧問又は従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役会において承認を得た場合はこの限りではない。

対象者が死亡した場合は、対象者の相続人は、本新株予約権を行使することはできない。ただし、取締役会において承認を得た場合はこの限りではない。

4 . 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は下記の通りであります。

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予

約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的に決定される数とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）2．で定められた行使価額を調整して得られる再編後行使価額に前号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下に準じて決定する。

・新株予約権の行使によって株式を発行する場合に増加する資本金は、払込金額の2分の1とし、残余は資本準備金とする。

- 5．当社取締役1名の退任及び監査役就任、当社顧問3名とのアドバイザリー契約解除、元当社顧問3名及び監査役による新株予約権の行使、当社従業員1名の退職により、本書提出日現在、当社監査役1名、当社従業員2名、元当社従業員1名となっております。

- 6．2021年9月3日開催の取締役会決議により、2021年9月21日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第5回新株予約権

決議年月日	2020年5月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4 当社従業員 7 （注）5．
新株予約権の数（個）	22,142
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 885,680 （注）1．6．
新株予約権の行使時の払込金額（円）	150（注）2．6．
新株予約権の行使期間	2022年5月30日～2030年5月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 150 資本組入額 75（注）6．
新株予約権の行使の条件	（注）3．
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4．

当事業年度の末日（2025年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年2月28日）にかけて変更された事項はありません。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は40株であります。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目

的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、行使価額を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合等、行使価額を調整することが適切な場合は、当社は、下記の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行(処分)株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。さらに、割当日後、当社が資本金の額の減少を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当該事由の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。上記算定式において「時価」とは、行使価額を下回る価額で新株の発行が行われた時点又は自己株式の処分が行われた時点において算出される1株当たりの公正な価格をいうものとする。

3. 行使の条件は下記の通りであります。

新株予約権1個の一部行使は認めないものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。

新株予約権者は、租税特別措置法第29条の2第1項第6号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より新株予約権者に通知する。

その他の条件については、法令及び本要項に定める範囲内で、新株予約権にかかる契約に定めるところによる。

なお、新株予約権者が、割当日から1年以内に、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役又は従業員としての地位を喪失したとき（定年退職等の場合を除く。以下同じ。）は、割当数の3分の2が消滅すること、及び新株予約権者が、割当日から1年～2年の期間内にかかる地位を喪失したときは、割当数の3分の1が消滅することが新株予約権割当契約に定められております。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は下記の通りであります。

当社が組織再編行為をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的に決定される数とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後行使価額に前記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下に準じて決定する。

- ・新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- ・新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権の取得事由

以下に準じて決定する。

- ・新株予約権者が新株予約権を行使できなくなった場合、又は新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - ・新株予約権割当契約の規定に基づき新株予約権が失効した場合、当社は失効した当該新株予約権を無償で取得することができる。
5. 当社取締役1名の退任及び元取締役による新株予約権の行使、当社従業員3名の退職により、本書提出日現在、当社取締役3名、当社従業員4名、元当社従業員3名となっております。
6. 2021年9月3日開催の取締役会決議により、2021年9月21日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第6回新株予約権

決議年月日	2021年2月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 2 （注）6.
新株予約権の数（個）	5,975
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 239,000 （注）1. 5.
新株予約権の行使時の払込金額（円）	150（注）2. 5.
新株予約権の行使期間	2023年2月16日～2031年2月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 150 資本組入額 75（注）5.
新株予約権の行使の条件	（注）3.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4.

当事業年度の末日（2025年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年2月28日）にかけて変更された事項はありません。

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は40株であります。

新株予約権の割当日後、当社が資本金の額の減少を行う場合、株主割当の方法により募集株式の発行等を行う場合、株式無償割当を行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当該事由の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式についてはこれを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、下記の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、行使価額を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合等、行使価額を調整することが適切な場合は、当社は、下記の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行（処分）株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。さらに、割当日後、当社が資本金の額の減少を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当該事由の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。上記算式において「時価」とは、行使価額を下回る価額で新株の発行が行われた時点又は自己株式の処分が行われた時点において算出される1株当たりの公正な価格をいうものとする。

3. 行使の条件は下記の通りであります。

新株予約権1個の一部行使は認めないものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。

新株予約権者は、租税特別措置法第29条の2第1項第6号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より新株予約権者に通知する。

その他の条件については、法令及び本要項に定める範囲内で、新株予約権にかかる契約に定めるところによる。

なお、新株予約権者が、割当日から1年以内に、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役又は従業員としての地位を喪失したとき（定年退職等の場合を除く。以下同じ。）は、割当数の3分の2が消滅すること、及び新株予約権者が、割当日から1年～2年の期間内にかかる地位を喪失したときは、割当数の3分の1が消滅することが新株予約権割当契約に定められております。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は下記の通りであります。

当社が組織再編行為をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的に決定される数とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後行使価額に前記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下に準じて決定する。

- ・新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

- ・新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権の取得事由

以下に準じて決定する。

- ・新株予約権者が新株予約権を行使できなくなった場合、又は新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - ・新株予約権割当契約の規定に基づき新株予約権が失効した場合、当社は失効した当該新株予約権を無償で取得することができる。
5. 2021年9月3日開催の取締役会決議により、2021年9月21日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
6. 当社取締役1名の退任により、本書提出日現在、当社従業員2名、当社元取締役1名となっております。

第7回新株予約権

決議年月日	2021年2月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の数(個)	16,100
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 644,000 (注)1. 5.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	150 (注)2. 5.
新株予約権の行使期間	2023年2月27日～2031年2月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150 資本組入額 75 (注)5.
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4.

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年2月28日)にかけて変更された事項はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は40株であります。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、下記の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。また、新株予約権の割当日後、当社が資本金の額の減少を行う場合、株主割当の方法により募集株式の発行等を行う場合、株式無償割当を行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当該事由の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式についてはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、下記の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、行使価額を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合等、行使価額を調整することが適切な場合は、当社は、下記の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行(処分)株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。さらに、割当日後、当社が資本金の額の減少を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当該事由の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。上記算定式において「時価」とは、行使価額を下回る価額で新株の発行が行われた時点又は自己株式の処分が行われた時点において算出される1株当たりの公正な価格をいうものとする。

3. 行使の条件は下記の通りであります。

新株予約権 1 個の一部行使は認めないものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。

新株予約権者は、租税特別措置法第29条の 2 第 1 項第 6 号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より新株予約権者に通知する。

その他の条件については、法令及び新株予約権発行要項に定める範囲内で、新株予約権にかかる契約に定めるところによる。

4 . 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は下記の通りであります。

当社が組織再編行為をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的に決定される数とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）2 . で定められた行使価額を調整して得られる再編後行使価額に前記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下に準じて決定する。

- ・新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- ・新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権の取得事由

以下に準じて決定する。

- ・新株予約権者が新株予約権を行使できなくなった場合、又は新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ・新株予約権割当契約の規定に基づき新株予約権が失効した場合、当社は失効した当該新株予約権を無償で取得することができる。

5 . 2021年 9 月 3 日開催の取締役会決議により、2021年 9 月21日付で普通株式 1 株につき40株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第8回新株予約権

決議年月日	2023年6月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6 当社監査役 4 当社従業員 15 (注)5.
新株予約権の数（個）	1,210
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 121,000 (注)1.2.
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	2023年7月11日～2038年7月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 315 資本組入額 157.5
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4.

当事業年度の末日（2025年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年2月28日）にかけて変更された事項はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 行使の条件は下記の通りであります。

新株予約権1個の一部行使は認めないものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。

本新株予約権は、次の各号に掲げる日に、新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数のうち、当該各号に掲げる個数について権利が確定するものとし（以下、新株予約権の権利が確定することを「ベスティング」という。）、新株予約権者は、ベスティングされた本新株予約権のみを行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位を失った場合（新株予約権者が当社取締役会が正当と認める理由により、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位を退任した場合を除く。）には、当該時点以降のベスティングは中止されるものとする。

- i) 新株予約権の割当日から1年を経過した日

割当てられた本新株予約権の3分の1に相当する個数（行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができる。次号において同じ。）

- ii) 新株予約権の割当日から2年を経過した日

割当てられた本新株予約権の3分の1に相当する個数

- iii) 新株予約権の割当日から3年を経過した日

割当てられた本新株予約権のうち同日の前日までにベスティングされていないものの個数

その他の条件については、法令及び新株予約権発行要項に定める範囲内で、新株予約権にかかる契約に定めるところによる。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は下記の通りであります。

当社が組織再編行為をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、（注）１．２．に準じて決定される数とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に前記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下に準じて決定する。

- ・新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- ・新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得事由

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

（注）３．に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

以下に準じて決定する。

- ・当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ・新株予約権者が権利行使をする前に、（注）３．に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ・新株予約権者が当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者が有する新株予約権のうちベスティングされていないものを無償で取得することができる。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

- ５．当社取締役１名の退任及び当社従業員２名の退職により、本書提出日現在、当社取締役５名、当社監査役４名、当社従業員１３名、当社元取締役１名、当社元従業員１名となっております。

第9回新株予約権

決議年月日	2024年7月18日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 5
新株予約権の数（個）	439
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 43,900 (注) 1. 2.
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	2024年8月3日～2039年8月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 205.18 資本組入額 102.59
新株予約権の行使の条件	(注) 3.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4.

当事業年度の末日（2025年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年2月28日）にかけて変更された事項はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 行使の条件は下記の通りであります。

新株予約権1個の一部行使は認めないものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。

本新株予約権は、次の各号に掲げる日に、新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数のうち、当該各号に掲げる個数について権利が確定するものとし（以下、新株予約権の権利が確定することを「ベスティング」という。）、新株予約権者は、ベスティングされた本新株予約権のみを行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位を失った場合（新株予約権者が当社取締役会が正当と認める理由により、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位を退任した場合を除く。）には、当該時点以降のベスティングは中止されるものとする。

- i) 新株予約権の割当日から1年を経過した日

割当てられた本新株予約権の3分の1に相当する個数（行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができる。次号において同じ。）

- ii) 新株予約権の割当日から2年を経過した日

割当てられた本新株予約権の3分の1に相当する個数

- iii) 新株予約権の割当日から3年を経過した日

割当てられた本新株予約権のうち同日の前日までにベスティングされていないものの個数

その他の条件については、法令及び新株予約権発行要項に定める範囲内で、新株予約権にかかる契約に定めるところによる。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は下記の通りであります。

当社が組織再編行為をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、（注）１．２．に準じて決定される数とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に前記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下に準じて決定する。

- ・新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- ・新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得事由

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

（注）３．に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

以下に準じて決定する。

- ・当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ・新株予約権者が権利行使をする前に、（注）３．に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ・新株予約権者が当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者が有する新株予約権のうちベスティングされていないものを無償で取得することができる。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第11回新株予約権

決議年月日	2025年 6 月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 1
新株予約権の数（個）	548
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 54,800 (注) 1 . 2 .
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	2025年 7 月11日～2040年 7 月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 175.13 資本組入額 (注) 3 .
新株予約権の行使の条件	(注) 4 .
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5 .

当事業年度の末日（2025年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年 2 月28日）にかけて変更された事項はありません。

(注) 1 . 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は100株であります。

- 2 . 新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

- 3 . 行使により株式を発行する場合の株式の資本組入額は下記の通りであります。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- 4 . 行使の条件は下記の通りであります。

新株予約権 1 個の一部行使は認めないものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。

本新株予約権は、次の各号に掲げる日に、新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数のうち、当該各号に掲げる個数について権利が確定するものとし（以下、新株予約権の権利が確定することを「ベスティング」という。）、新株予約権者は、ベスティングされた本新株予約権のみを行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位を失った場合（新株予約権者が当社取締役会が正当と認める理由により、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位を退任した場合を除く。）には、当該時点以降のベスティングは中止されるものとする。

- i) 新株予約権の割当日から 1 年を経過した日

割当てられた本新株予約権の 3 分の 1 に相当する個数（行使可能な新株予約権の個数につき 1 個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができる。次号において同じ。）

- ii) 新株予約権の割当日から 2 年を経過した日

割当てられた本新株予約権の 3 分の 1 に相当する個数

- iii) 新株予約権の割当日から 3 年を経過した日

割当てられた本新株予約権のうち同日の前日までにベスティングされていないものの個数

その他の条件については、法令及び新株予約権発行要項に定める範囲内で、新株予約権にかかる契約に定めるところによる。

- 5 . 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は下記の通りであります。

当社が組織再編行為をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、（注）１．２．に準じて決定される数とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に前記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下に準じて決定する。

- ・新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- ・新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得事由

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

（注）３．に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

以下に準じて決定する。

- ・当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ・新株予約権者が権利行使をする前に、（注）３．に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ・新株予約権者が当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者が有する新株予約権のうちベスティングされていないものを無償で取得することができる。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

第10回新株予約権（行使価額修正条項付）

決議年月日	2025年3月14日
新株予約権の数（個）	28,700
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 2,870,000 （注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	当初行使価額 192円（注）3、4、5
募集又は割当方法	グロース・キャピタル株式会社に対する第三者割当ての方法
新株予約権の行使期間	2025年3月31日から2028年3月31日まで （注）6
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	（注）7
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日（2025年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年2月28日）にかけて変更された事項はありません。

（注）1．本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

2．本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式8,000,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、(2)乃至(4)により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}$$

- (3) 当社が5．の規定に従って行使価額（3．(2)に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、5．に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る5．(2)及び(5)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3．本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、192円とする。但し、行使価額は4．又は5．に定めるところに従い、修正又は調整されるものとする。

4．行使価額の修正

本新株予約権の発行後、行使価額は、8.(4)に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「決定日」という。）に、決定日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいう。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の96%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。）に修正される。但し、本項による算出の結果得られた金額が100円（以下「下限行使価額」といい、5.の規定を準用して調整される。）を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。

5. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価（4）に定義される。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、ストックオプション制度に基づき新株予約権を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日とする。）以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

乃至 の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該承認があった日までに、本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を算

出する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が適用される日（但し、(2) の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、(2) の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (5)(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) (2)の規定にかかわらず、(2)に基づく調整後行使価額を適用する日が4 . に基づく行使価額の修正が適用される日と一致する場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。

- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

6 . 新株予約権の行使期間

2025年3月31日から2028年3月31日までとする。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその翌銀行営業日を最終日とする。

- 7 . 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

8 . 本新株予約権における上記以外の主な特質等

- (1) 本新株予約権の払込金額は、1個当たり17円とする。

- (2) 本新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、割当日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

当社は、当社が発行する普通株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

当社は、行使期間の末日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

- (3) 当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

- (4) 本新株予約権の行使請求は、別途定める行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が当社が指定する口座に入金された日に効力が発生する。
- (5) 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の発行要項及び割当先との間で締結される予定の第三者割当契約（以下「本第三者割当契約」という。）の諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を基礎として、当社の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利子率等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個当たりの払込金額を17円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は3. 記載のとおりとし、行使価額は当初、192円とした。
- (6) 権利の行使に関する事項についての割当先との間の取決めの内容

割当先による行使制限措置

当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第 1 項及び同施行規則第436条第 1 項から第 5 項までの定めに基づき、本三者割当契約において、原則として、単一暦月中にMSCB等（同規則に定める意味を有する。以下同じ。）の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置（割当先が本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する内容を約する旨定めることを含む。）を講じている。

コミット条項

割当先は、本第三者割当契約において、原則として2025年 4 月 1 日から 2027年 3 月31日までの期間（以下「全部コミット期間」という。）に、割当先が保有する本新株予約権の全てを行使することを約する。また、全部コミット期間中のいずれかの取引日において、東京証券取引所の発表する当社普通株式の終値が当該取引日において適用のある下限行使価額の110%以下となった場合、当社普通株式が東京証券取引所により監理銘柄若しくは整理銘柄に指定されている場合（指定された期間に係る日数分、全部コミット期間を延長する。）、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合（東京証券取引所において取引約定が全くない場合）、又は 上記 から のほか、割当先に起因する場合を除き、本新株予約権の行使ができない場合（割当先と締結する覚書に基づく行使停止条項による場合は行使停止要請通知で指定された期間に係る日数分、全部コミット期間を延長する。）（以下、上記 から の事実を総称して、「コミット期間延長事由」という。）には、コミット期間延長事由が 1 回発生する毎に、全部コミット期間は 1 取引日ずつ延長される（但し、かかる延長は合計40回（40取引日）を上限とする。）。

なお、上記の延長は、各取引日において生じたコミット期間延長事由につき 1 回に限られ、同一の取引日において複数のコミット期間延長事由が生じた場合であっても、当該コミット期間延長事由に伴う延長は合計で 1 回のみとなる。

全部コミット期間中において、コミット期間延長事由が40回を超えて発生した場合、全部コミットメントに係る割当先の義務は消滅する。但し、かかる場合においても、割当先は、その自由な裁量により任意の数の本新株予約権を行使することができる。

行使停止要請

当社は、当社取締役会決議又は当社取締役会の包括委任決議により当社取締役会から委任を受けた代表取締役の決定により、割当先に対し、本新株予約権の全部の行使を停止する旨の通知（以下「行使停止要請通知」という。）を行うことができる。

行使停止要請通知において、当社は割当先に本新株予約権の権利行使を停止する期間（以下「行使停止期間」という。）を指定する。当社が行使停止要請通知を行った場合には、割当先は、行使停止期間において本新株予約権を一切行使することができない。

いずれの行使停止期間の開始日も、2025年 4 月 1 日以降の日とし、いずれの行使停止期間の終了日も、2028年 2 月29日までとし、いずれの行使停止期間も 1 年間（毎年 4 月 1 日から翌年 3 月31日までの期間をいう。）あたり累計120取引日（それぞれの行使停止期間の開始日も参入することとする。）を超えることはできない。

行使停止要請通知については、資金調達を優先する方針であるが、本新株予約権発行後の当社の資金需要や市場規模等を勘案して、行使停止要請通知を行う可能性がある。なお、当社が行使停止要請通知を行った場合、当社は当該行使停止要請通知を行うことを決定した日にその旨開示するものとする。

また、当社は、割当先による行使停止要請通知の受領後も、当社取締役会決議又は当社取締役会の包括委任決議により当社取締役会から委任を受けた代表取締役の決定により、当該通知を撤回することができる。

なお、当社が行使停止要請通知の撤回を行った場合、当社は当該撤回の通知がなされた後、撤回の効力が生じる日までの間に、その旨開示するものとする。

本新株予約権の譲渡

本第三者割当契約に基づいて、本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認が必要となり、また、本新株予約権が譲渡された場合でも、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で本第三者割当契約の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとする。

- (7) 当社の株券の売買に関する事項についての割当先との間の取決めの内容
該当事項はありません。
- (8) 当社の株券の貸借に関する事項についての割当先と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容
該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当事業年度において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が次のとおり行使されております。

第10回新株予約権

	中間会計期間 (2025年 9 月 1 日から 2025年12月31日まで)	第22期 (2025年 3 月 1 日から 2025年12月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数 (個)	-	51,300
当該期間の権利行使に係る交付株式数 (株)	-	5,130,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等 (円)	-	127.0
当該期間の権利行使に係る資金調達額 (千円)	-	651,538
当該期間の末日における権利行使に係る当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計 (個)	-	51,300
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数 (株)	-	5,130,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等 (円)	-	127.0
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額 (千円)	-	651,538

(注) 第22期は、決算期変更により2025年 3 月 1 日から2025年12月31日までの10ヶ月間となっております。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2021年 5 月28日 (注) 1 .	普通株式 1,000	普通株式 106,400 A 種優先株式 112,500 B 種優先株式 50,000 C 種優先株式 150,000 D - 1 種優先株式 64,813 D - 2 種優先株式 212,131 D - 3 種優先株式 74,958	250	235,124	250	225,124
2021年 7 月20日 (注) 1 .	普通株式 16,500	普通株式 122,900 A 種優先株式 112,500 B 種優先株式 50,000 C 種優先株式 150,000 D - 1 種優先株式 64,813 D - 2 種優先株式 212,131 D - 3 種優先株式 74,958	4,125	239,249	4,125	229,249

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2021年8月10日 (注)1.	普通株式 39,750	普通株式 162,650 A種優先株式 112,500 B種優先株式 50,000 C種優先株式 150,000 D-1種優先株式 64,813 D-2種優先株式 212,131 D-3種優先株式 74,958	119,250	358,499	119,250	348,499
2021年8月12日 (注)2.	普通株式 664,402 A種優先株式 112,500 B種優先株式 50,000 C種優先株式 150,000 D-1種優先株式 64,813 D-2種優先株式 212,131 D-3種優先株式 74,958	普通株式 827,052	-	358,499	-	348,499
2021年9月17日 (注)1.	普通株式 500	普通株式 827,552	1,000	359,499	1,000	349,499
2021年9月21日 (注)3.	普通株式 32,274,528	普通株式 33,102,080	-	359,499	-	349,499
2022年2月28日 (注)4.	-	普通株式 33,102,080	259,499	100,000	-	349,499
2022年11月21日 (注)5.	普通株式 3,432,800	普通株式 36,534,880	1,057,988	1,157,988	1,057,988	1,407,487
2022年11月22日 (注)1.	普通株式 40,000	普通株式 36,574,880	3,000	1,160,988	3,000	1,410,487
2023年6月23日 (注)1.	普通株式 20,000	普通株式 36,594,880	1,000	1,161,988	1,000	1,411,487
2023年11月14日 (注)1.	普通株式 10,000	普通株式 36,604,880	500	1,162,488	500	1,411,987
2024年1月19日 (注)1.	普通株式 40,000	普通株式 36,644,880	2,000	1,164,488	2,000	1,413,987
2024年1月31日 (注)6.	普通株式 3,659,487	普通株式 40,304,367	342,162	1,506,650	342,162	1,756,149
2024年3月1日～2025年2月28日 (注)1.	普通株式 25,700	普通株式 40,330,067	3,552	1,510,203	3,552	1,759,702
2025年7月15日 (注)7.	-	普通株式 40,330,067	702,327	807,875	702,327	1,057,374

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2025年3月1日～2025年12月31日 (注)1.	普通株式 5,155,700	普通株式 45,485,767	329,735	1,137,611	329,735	1,387,110

(注)1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 2021年7月28日及び2021年8月11日開催の臨時取締役会の決議に従い、定款の定めに基づき2021年8月12日付でA種優先株式112,500株、B種優先株式50,000株、C種優先株式150,000株、D-1種優先株式64,813株、D-2種優先株式212,131株及びD-3種優先株式74,958株を自己株式として取得し、その対価として普通株式を664,402株交付しております。また、同決議に基づき、2021年8月12日付で自己株式として保有するA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D-1種優先株式、D-2種優先株式及びD-3種優先株式をすべて消却しております。

3. 株式分割(1:40)によるものであります。

4. 資本政策上の柔軟性及び機動性を確保するため、資本金の額を減少しております。この結果、資本金が259,499千円(減資割合72.2%)減少しております。

5. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 670円

引受価額 616.40円

資本組入額 308.20円

払込金総額 2,115,977千円

6. 有償第三者割当

普通株式 3,659,487株

発行価格 187円

資本組入額 93.5円

割当先 RTW Master Fund, Ltd.、RTW Innovation Master Fund, Ltd.、RTW Biotech Opportunities Ltd

7. 2025年5月29日開催の当社第21回定時株主総会の決議に基づき、繰越欠損の解消等を目的として、資本金及び資本準備金の額の減少を行ったものであります。この結果、資本金が702,327千円(減資割合38.2%)及び資本準備金が702,327千円(減資割合33.7%)減少しております。

8. 2022年10月18日付で提出した「有価証券届出書」、2022年11月4日付及び2022年11月14日付で提出した「有価証券届出書の訂正届出書」に記載し、2023年5月31日付で提出した「有価証券報告書」において充当予定時期等の一部を変更した株式上場時に調達した資金(以下「上場時調達資金」)、及び、2024年1月11日付で提出した「有価証券届出書」に記載した第三者割当による新株式発行による調達資金(以下「第三者割当資金」)について、支出予定時期に変更が生じております。

(1) 変更の理由

当社は、2022年11月の上場時調達資金の内1,320百万円、第三者割当資金の内500百万円を、いずれも「創薬研究及びパイプラインの開発にかかる研究開発直接費」に充当する方針とし、当該費用への充当予定を、上場時調達資金につきましては2026年2月期まで、第三者割当資金につきましては2027年2月までとしておりました。

当社は、SMTP化合物ファミリーに属するTMS-007(JX10)及びTMS-008の臨床開発を推進している他、これまでSMTP化合物の研究開発によって培ったsEH阻害に関する知識と経験を活かし、新たなsEH阻害剤の候補となる化合物の探索を含む基礎研究、日本のアカデミアを中心とする外部の研究機関における研究成果の評価・導入によるパイプラインの拡充を推進しております。しかし、社外からのアセット導入や研究開発活動にかかる費用支出を慎重に行い、外部委託を最適化したことにより支出が抑制されており、これらの事業環境の変化を勘案し、上場時調達資金および第三者割当資金の充当予定時期を変更するとともに、上場時調達資金の「研究開発人件費・諸経費等の研究開発経費」に関する充当予定時期につきましても、決算期の変更に対応する変更を行うことといたしました。

なお、2026年2月末時点における「創薬研究及びパイプラインの開発にかかる研究開発直接費」への充当状況は、上場時調達資金を1,113百万円充当済みであり、第三者割当資金は未充当となっております。また、上場時調達資金における「研究開発人件費・諸経費等の研究開発経費」、第三者割当資金における「運転資金」につきましては、いずれも充当を完了しております。

(2) 変更の内容

充当予定時期は以下の表のとおりです。変更箇所には下線を付しております。

・上場時調達資金

(変更前)

具体的な用途	充当予定時期	金額
創薬研究及びパイプラインの開発にかかる研究開発直接費	2023年2月期	10百万円
	2024年2月期	300百万円～600百万円
	2025年2月期	300百万円～500百万円
	2026年2月期	210百万円～710百万円
	計	1,320百万円
研究開発人件費、諸経費等の研究開発経費	2023年2月期	35百万円
	2024年2月期	170百万円
	2025年2月期	170百万円
	2026年2月期	32百万円
	計	407百万円

「創薬研究及びパイプラインの開発にかかる研究開発直接費」に充当予定の1,320百万円の内、2025年2月期終了時点での未充当額を、2026年2月期に充当いたします。2026年2月期の充当予定額は、それまでの進捗に応じて最大で710百万円を予定しております。

(変更後)

具体的な用途	充当予定時期	金額
創薬研究及びパイプラインの開発にかかる研究開発直接費	2023年2月期	10百万円
	2024年2月期	308百万円
	2025年2月期	432百万円
	2025年12月期～2026年12月期	570百万円
	計	1,320百万円
研究開発人件費、諸経費等の研究開発経費	2023年2月期	35百万円
	2024年2月期	170百万円
	2025年2月期	170百万円
	2025年12月期	32百万円
	計	407百万円

「創薬研究及びパイプラインの開発にかかる研究開発直接費」への2025年12月期～2026年12月期の充当予定額570百万円の内、2026年2月末時点で363百万円を充当済みです。

・第三者割当資金

(変更前)

具体的な用途	充当予定時期	金額
創薬研究及びパイプラインの開発にかかる研究開発直接費	2025年3月～2027年2月	500百万円
運転資金	2024年3月～2026年2月	174百万円

(変更後)

具体的な用途	充当予定時期	金額
創薬研究及びパイプラインの開発にかかる研究開発直接費	2025年3月～2027年12月	500百万円
運転資金	2024年3月～2026年2月	174百万円

(5) 【所有者別状況】

2025年12月31日現在

区分	株式の状況（ 1 単元の株式数100株 ）							単元未満株式の状況 （ 株 ）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	1	24	54	22	56	10,950	11,107	-
所有株式数 （ 単元 ）	-	1,133	43,863	29,872	15,115	1,122	363,669	454,774	8,367
所有株式数の割合 （ % ）	-	0.25	9.65	6.57	3.32	0.25	79.97	100	-

（注） 自己株式10株は、「単元未満株式の状況」に含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
大和日台バイオベンチャー投資事業 有限責任組合	東京都千代田区丸の内1丁目9-1	4,107,920	9.03
THVP-1号投資事業有限責任組 合	宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉468- 1	2,845,860	6.25
株式会社新日本科学	鹿児島県鹿児島市宮之浦町2438	1,433,320	3.15
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	1,320,900	2.90
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	1,268,401	2.78
山本 哲郎	東京都目黒区	975,000	2.14
蓮見 恵司	東京都府中市	804,000	1.76
富永 隆寛	徳島県徳島市	700,000	1.53
ニッセイ・キャピタル9号投資事業 有限責任組合	東京都千代田区丸の内2丁目3-2 郵船ビルディング	664,380	1.46
BNY GCM CLIENT ACC OUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀 行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LO NDON EC4A 2BB UNITE D KINGDOM (東京都千代田区丸の内1丁目4番5 号)	539,800	1.18
計	-	14,659,581	32.22

(注) 1. 持株比率は、自己株式(10株)を控除して計算し、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 前事業年度末現在主要株主であった大和日台バイオベンチャー投資事業有限責任組合は、当事業年度末では主
要株主ではなくなりました。

(7) 【議決権の状況】
【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式 (その他)	普通株式 45,477,400	454,774	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。
単元未満株式	普通株式 8,367	-	-
発行済株式総数	45,485,767	-	-
総株主の議決権	-	454,774	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式10株が含まれております。

【自己株式等】

2025年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社ティムス	東京都府中市府中町1丁目9番地	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(注) 当社は、単元未満自己株式10株を保有しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(注)	-	-	-	-
保有自己株式数	10	-	10	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2026年1月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主への利益還元を重要政策の一つと認識しており、配当については、研究開発への投資に備えるための内部留保の充実を勘案して決定する方針をとっております。当面は、積極的な医薬品の研究開発を進めるために無配を予定し、利益による内部留保資金全額を研究開発に充当する方針であります。

剰余金の配当を行う場合は、年1回期末での配当を考えており、配当の決定機関は株主総会であります。

また、当社は、取締役会の決議により、毎年6月末日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度につきましては、内部留保による研究開発資金確保のため、配当を実施しておりません。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、主に医薬品の研究、開発を行っております。新規かつ差別化可能な作用メカニズムに基づく独自の医薬品を開発し、真に画期的な医薬品を上市することを目指しております。現在、TMS-007については、CORXEL主導の下グローバルで行う第 相/第 相臨床試験「ORION」に参加しております。次のパイプラインとなるTMS-008については、2025年6月に第1相臨床試験が完了しました。また、JX09に関しては、CORXELが、オーストラリアにおいて第 相臨床試験を進めております。加えて、開発パイプラインの拡充を目的として、TMS-010をはじめとする各種化合物について、外部機関との共同研究、委託研究も活用しながら研究開発を実施しております。

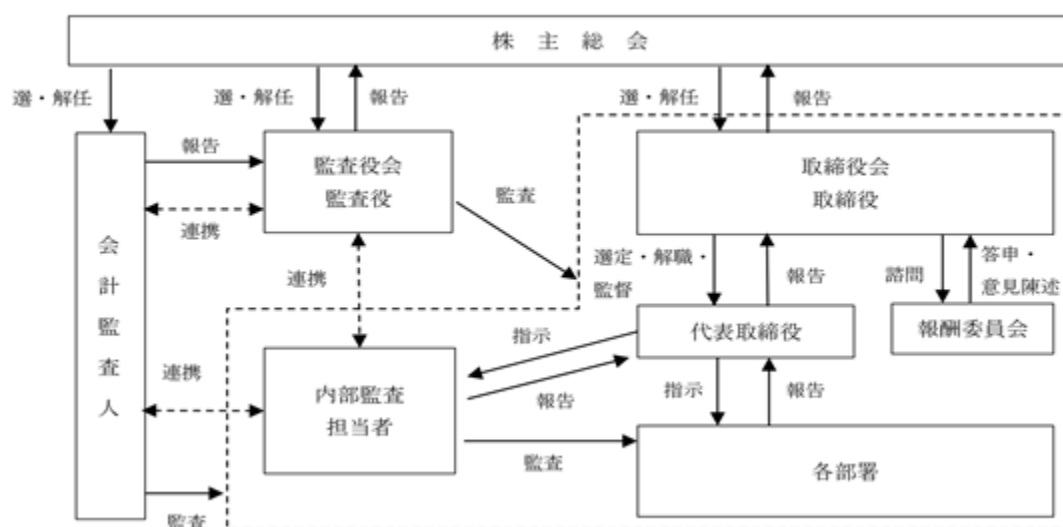
当社の持続的な発展・成長や企業価値向上を実現するためには、株主をはじめとする全てのステークホルダーからの信頼を得ることは不可欠であり、また、事業環境の変化に適応しつつ、持続的な成長を支える組織体制・内部管理体制の強化が重要であるとの認識のもと、コーポレート・ガバナンスの充実と強化を図ってまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、事業規模・形態及び経営の効率化等を勘案し、監査役会制度を採用しております。現行の体制は、迅速な意思決定と業務執行による経営の効率性と、適正な監督及び監視を可能とする経営体制が効果的に機能していると判断しております。

このため、監査役会制度を引き続き採用するとともに、コーポレート・ガバナンスの実効性の確認と企業倫理やコンプライアンスの徹底に努めてまいります。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりです。



(取締役会)

当社の取締役会は、取締役6名で構成されております。当社の取締役は10名以内とすること及び任期は2年とすることを定款で定めております。

取締役会は原則として月1回開催しております。また、必要に応じて随時開催することで、迅速な経営判断を行っております。

取締役会は、当社の経営に係る基本方針、経営戦略、事業計画、重要な業務執行に係る事項、株主総会決議により授権された事項の他、法令及び定款に定められた事項を決議すると共に、法令に定められた事項及び重要な業務の執行状況等につき報告を受けております。

取締役会には監査役が出席して取締役の業務の執行を監督し、必要なときは意見を述べることであります。また、取締役のうち2名が社外取締役であり、独立した視点から経営監視を行っております。

個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役社長（議長）	若林 拓朗	15回	15回
取締役	蓮見 恵司	15回	15回
取締役	伊藤 剛	15回	15回
取締役	稲村 典昭(注1)	5 回	5 回
取締役	横田 尚久(注2)	10回	10回
社外取締役	高梨 健	15回	15回
社外取締役	並川 玲子	15回	15回

(注1)2025年5月29日の定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。記載の回数は、在任期間中に開催された取締役会を対象としております。

(注2)2025年5月29日の定時株主総会において新たに選任されました。記載の回数は、就任以降に開催された取締役会を対象としております。

当事業年度の取締役会における具体的な検討内容は主に、経営方針、研究開発方針、予算計画、決算関連事項、開示に関する事項、その他重要な契約の締結に関する事項等です。

（監査役会）

当社は、会社法に基づき監査役会を設置しております。監査役会は監査役4名で構成され、原則として月1回開催し、取締役の職務の執行を含む日常業務の監視を行っております。監査役は、監査業務に知見を有する者を採用し、監査機能の強化と実効性確保を図っております。また、監査役のうち3名は社外監査役であり、独立した視点から経営監視を行っております。

構成員：小林 伸明（常勤・社外監査役（議長））、本田 一男（監査役）、中村 健一（社外監査役）、長谷川 紘之（社外監査役）

（報酬委員会）

当社は、取締役の報酬に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、当社のコーポレート・ガバナンスの充実に図るため、取締役会の任意の諮問機関として報酬委員会を設置しております。

報酬委員会は、当社取締役又は監査役の中から構成される委員3名以上で構成するものとし、社外取締役又は社外監査役を1名以上含むものとしております。また、報酬委員会の委員の選定及び解職、並びに委員長を選定は、取締役会の決議によっております。

報酬委員会では、取締役の報酬体系その他取締役会から諮問を受けた事項について審議し、取締役会に対して答申又は意見陳述する権限を有しております。

当事業年度において当社は、報酬委員会を2回開催し、取締役の報酬等について審議しました。なお、個々の委員の出席状況については以下のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役社長(委員長)	若林 拓朗	2 回	2 回
社外取締役	高梨 健	2 回	2 回
社外取締役	並川 玲子	2 回	2 回

（内部監査担当者）

当社は、管理担当取締役を内部監査責任者として管理部に内部監査担当者を設置し、内部監査計画に従い、自己の属する部門を除く全部門に対して業務監査を実施し、管理部の内部監査は相互牽制のため他部署の内部監査担当者が実施することで、業務運営の適正性を確保しております。

（会計監査人）

当社は、仰星監査法人を会計監査人として選任し、法定監査を受けております。なお、会計監査人、監査役と内部監査担当者は、定期的な会合をもち、相互の監査計画の交換及び監査結果などについて説明と報告を行い、監査品質の向上を図っております。

企業統治に関するその他の事項

a.内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制整備の基本方針を以下のとおり決議しております。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の業務執行に係る情報の保存及び管理につき、取締役会により、全社的に統括する責任者が取締役会の中から任命され、職務執行に係る情報を文書又は電磁的情報により記録し、保存する。また、これらの保存期間、保存場所等については「文書管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」に従い適切に管理を行う。なお、取締役及び監査役はこれらの文書等を常時閲覧できる状態を維持し、開示すべき情報が適時適切に収集され、法令等に従い、適正に開示される体制を整備する。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理につき、組織横断的なリスクの状況把握、監視を適宜行い、各業務に付随するリスクの状況把握、監視を各部門が行う。なお、管理担当部署は、監査役と連携し、具体的なリスクを想定し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するものとし、事故発生時に取締役会に対してリスクに関する事項を報告するものとする。リスクに関する措置、対応等については、「リスク管理規程」に定め、代表取締役をリスク管理最高責任者、管理担当取締役をリスク管理責任者とし、適切な対応を実施する体制の確保を図る。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

「取締役会規程」に基づき、重要案件が生じた場合は必要に応じて取締役会を開催し、法令又は定款で定められた事項及び経営方針その他経営に関する重要事項を決定する。

組織、職制、指揮命令系統及び業務分掌を定めた「業務分掌規程」並びに決裁制度の運用に関する基本的事項を定めた「職務権限規程」に基づき、職務執行上の責任体制を確立することにより、経営環境の変化に対応した職務の効率的な執行を図る。

(4) 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

各種規程に基づき、取締役及び使用人の職務執行のモニタリングを管理担当部署が行い、その結果をもとに、必要に応じて社内教育、研修を実施するものとする。

内部監査は、「内部監査規程」に基づき代表取締役社長の承認を受け指名された「内部監査担当者」により、業務全般に関し計画的に実施するものとしている。

取締役及び使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、取締役会において、「コンプライアンス規程」を制定・施行するとともに、使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築している。併せて、法令等違反行為、不正行為に対する監視体制として、取締役及び使用人が直接相談及び通報を行うことのできる社内外窓口を設置しており、不正行為の早期発見・予防・コンプライアンス経営の強化を図る。

反社会的勢力を排除する姿勢を明確に宣言し、具体的な体制を整備するとともに、取締役及び使用人に徹底する。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、管理担当部署所属の使用人に、監査業務に必要な補助を依頼することができる。補助者となった使用人については、監査役の指揮命令下に置く。

監査役の職務を補助すべき使用人の人選、異動、処遇の変更においては監査役の同意を得ることとする。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項

取締役及び使用人は、法令に定められた事項のほか、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況及びその他監査役の職務遂行上必要なものとして求められた事項について、速やかに監査役に報告する。

内部監査担当者は、監査役に対して、適宜担当職務の執行状況を報告する。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会に出席し、当社の業務執行に関する報告を受ける。

取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、監査の職務遂行上、必要なヒアリングの実施に協力する。

取締役は、監査役の求めに応じ、監査役と随時意見交換を実施し、相互の意思疎通を図るとともに、監査役監査が実効的に行われる体制を構築する。

監査役の職務執行にあたり、監査役が必要と認めた場合には、弁護士、公認会計士等外部専門家との連携を図ることができる環境を整備する。

b. リスク管理体制の整備の状況

内部統制システムの基本方針及び「リスク管理規程」に基づき、適切に構築・運用しております。なお、顧問弁護士には法的判断が必要な案件について適宜アドバイスを受けております。

c. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役 高梨健及び並川玲子、監査役 本田一男、社外監査役 小林申明、中村健一及び長谷川紘之は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うに

つき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として責任を負うことを内容とする責任限定契約を締結しております。

d.役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を補填することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

e.取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

f.取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

g.株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項の規定による株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

h.取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できることを目的として、取締役会の決議によって会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

i.中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって、毎年6月末日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

j.自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により、自己株式を取得することができる旨定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 9名 女性 1名 (役員のうち女性の比率10.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	若林 拓朗	1967年 2 月26日生	1989年 4 月 株式会社リクルート入社 2001年 4 月 先端科学技術エンタープライズ株式会社 代表取締役 2005年11月 Xseed Partners 有限責任事業組合 組合員 2011年 5 月 当社代表取締役 2015年 9 月 株式会社バイオメッドコア 代表取締役 2018年 5 月 当社代表取締役社長(現任)	(注) 3	13,900
取締役会長	蓮見 恵司	1957年 9 月13日生	2003年 4 月 東京農工大学農学部教授 2004年 4 月 東京農工大学大学院教授 2005年 6 月 当社取締役 2011年 5 月 当社代表取締役社長 2018年 5 月 当社取締役 2021年 7 月 当社取締役会長(現任) 2023年 4 月 東京農工大特任教授(現任)	(注) 3	804,000
取締役	伊藤 剛	1970年 5 月 1 日生	1993年 4 月 新日本製鐵株式会社(現日本製鉄株式会 社) 入社 1995年11月 株式会社三澤経営センター入社 2000年 4 月 株式会社サイエンティア(現One人事株式会 社) 入社 2006年11月 同社管理部長 2018年 2 月 当社入社 管理部マネージャー 2018年 5 月 当社取締役(現任)	(注) 3	20,000
取締役	横田 尚久	1960年 3 月 5 日生	1986年 4 月 フナイ薬品工業株式会社入社(現サノフィ 株式会社) 1989年 1 月 名城大学薬学部分析学教室助手 1990年 3 月 日本チバガイギー株式会社(現ノバルティ スファーマ株式会社) 入社 1998年 1 月 同社 臨床開発・薬事部 臨床薬理室 室長 2000年12月 クイントイルズ株式会社入社 同社 臨床開発事業部 事業開発部 日本・韓国統括部長 2001年 4 月 ムンディファーマ株式会社入社 同社 開発本部長 2006年 9 月 サノフィ・アベンティス株式会社 (現サノフィ株式会社) 入社 同社 医薬開発本部 副本部長 2010年11月 同社 執行役員 医薬開発本部長 2013年12月 同社 執行役員 アジアパシフィック 開発推進部長 2017年11月 同社 執行役員 研究開発部門長 2019年 4 月 同社 執行役員 研究開発部門長、開発企 画・調整本部長兼任 2024年11月 当社入社 研究開発部シニアディレクター 2025年 5 月 当社取締役(現任)	(注) 3	-
取締役	高梨 健	1964年 5 月23日生	1987年 4 月 三菱商事株式会社入社 1996年12月 SUASA KRISTAL(M) BERHAD 1998年11月 同社 取締役副社長 2002年12月 株式会社新日本科学 理事 2004年 4 月 株式会社新日本科学 執行役員 米国公認会計士登録 2004年 6 月 株式会社新日本科学 専務取締役 2012年 7 月 WAVE Life Sciences Ltd. Director (現任) 2015年 4 月 株式会社新日本科学PPD 取締役 2016年 6 月 株式会社新日本科学PPD 監査役(現任) Satsuma Pharmaceuticals, Inc. Director (現任) 2016年 6 月 株式会社新日本科学 取締役副社長 2017年 6 月 株式会社新日本科学 代表取締役副社長 2020年 3 月 当社取締役(現任) 2025年 6 月 株式会社新日本科学 取締役副会長(現任)	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	並川 玲子	1953年 9 月15日生	1979年 3 月 医師免許取得 1984年 6 月 愛知医科大学 助手 1988年10月 Systemix Inc., Senior Scientist 1993年 4 月 DNAX Research Institute, Senior Research Associate 1997年 4 月 独立コンサルタントとして事業開発支援 2002年 9 月 Clearview Projects, Inc. Executive Director, Science & Medicine 2005年11月 独立コンサルタントとして非臨床・臨床開発戦略、事業開発の支援（現職） 2007年 3 月 株式会社レグイミュン Senior Vice President, Research and Strategy 2014年 8 月 NapaJen Pharma, Inc. Board Member 2017年11月 Promethera Biosciences , Board Member 2021年 5 月 当社取締役（現任） 2022年 6 月 株式会社レグイミュン Executive Vice President, Clinical Development（現任） 2023年12月 Mitsui & Co. Global Investment, Inc. Venture Partner（現任）	(注) 3	-
常勤監査役	小林 伸明	1954年10月30日生	1978年 4 月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行 1997年 4 月 同行 立川支店長 2002年 4 月 同行 渋谷支店長兼渋谷法人営業部長 2004年 4 月 同行 室町支社長 2006年10月 株式会社学生情報センター 常務執行役員 開発本部長 2008年 6 月 株式会社イオン銀行入行 営業企画部長 2009年11月 同行 執行役員 法人営業部長 2014年 4 月 同行 執行役員 法務コンプライアンス部長 2015年 4 月 同行 執行役員 監査部長 2015年10月 イオンフィナンシャルサービス株式会社出向 海外事業本部長 2015年11月 AEON Financial Service (Hong Kong) Co., Ltd.取締役 2016年 9 月 イオン・リートマネジメント株式会社 監査役 2017年 5 月 マックスバリュ東海株式会社 監査役 イオンペット株式会社 常勤監査役 2021年 5 月 当社常勤監査役（現任）	(注) 4	-
監査役	本田 一男	1949年 9 月19日生	1974年 4 月 三菱化成工業株式会社（現 三菱ケミカル株式会社）入社 1979年 8 月 山之内製薬株式会社（現アステラス製薬株式会社）入社 1997年 8 月 同社 薬理研究所長 1999年 6 月 同社 国際開発部長 2003年 8 月 同社理事 信頼性保証本部副本部長 2004年 4 月 昭和大学薬学部 教授 2015年 4 月 当社入社 研究開発部長 2015年 5 月 当社取締役 2017年 5 月 当社常勤監査役 2025年 5 月 当社監査役（現任）	(注) 4	-
監査役	中村 健一	1975年 7 月 9 日生	2002年10月 中央青山監査法人(みずず監査法人)入所 2006年 4 月 公認会計士登録 2007年 8 月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2009年 7 月 中村健一公認会計士事務所 開所（現任） 2010年 9 月 税理士登録 2013年 5 月 当社監査役（現任） 2024年 6 月 ホーチキ株式会社監査役 2025年 6 月 同社取締役監査等委員（現任）	(注) 4	10,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	長谷川 紘之	1976年 8月13日生	2001年10月 弁護士登録（東京弁護士会） 長島・大野・常松法律事務所入所 2011年 4月 証券取引等監視委員会事務局入局 2013年 2月 片岡総合法律事務所入所 2014年 1月 同所 パートナー（現任） 2016年 3月 サイオステクノロジー株式会社（現サイオ ス株式会社） 監査役 2017年 3月 同社（現サイオス株式会社） 取締役監査 等委員（現任） 2019年 5月 当社監査役（現任）	(注) 4	-
計					847,900

- (注) 1. 取締役 高梨健及び並川玲子は、社外取締役であります。
2. 監査役 小林申明、中村健一及び長谷川紘之は、社外監査役であります。
3. 2025年 5月29日開催の第21回定時株主総会の終結の時から、選任後 2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2025年 5月29日開催の第21回定時株主総会の終結の時から、選任後 4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は 2 名、社外監査役は 3 名であります。

社外取締役 高梨健は、ライフサイエンス分野における企業経営に豊富な経験を有しており、社外の立場から経営に助言を行うとともに、職歴、経験、知識等を活かして経営を監督しております。当社の新株予約権57個（5,700株）を保有している他に、当社との間に人的関係、資本的関係はありませんが、当社の株主であり、当社の業務委託先である株式会社新日本科学の代表取締役副社長であります。

社外取締役 並川玲子は、医師としての知見とともに、海外を含む非臨床・臨床開発及び事業開発における豊富な経験とネットワークを有しており、社外の立場から経営に助言を行うとともに、職歴、経験、知識等を活かして経営を監督しております。当社の新株予約権57個（5,700株）を保有しておりますが、この他に、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役 小林申明は、金融機関をはじめとする企業の管理部門での経験並びに監査役としての経験を豊富に有しており、社外の立場から経営に助言を行うとともに、職歴、経験、知識等を活かして経営の適法性についての監視をしております。当社の新株予約権35個（3,500株）を保有しておりますが、この他に、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役 中村健一は、公認会計士及び税理士としての専門的な知見を有しており、社外の立場から経営に助言を行うとともに、職歴、経験、知識等を活かして経営の適法性についての監視をしております。当社の普通株式（10,000株）及び新株予約権18個（1,800株）を保有しておりますが、この他に、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役 長谷川紘之は、弁護士であり、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を有しており、社外の立場から経営について助言を行うとともに、職歴、経験、知識等を活かして当社の監査体制を強化し、経営の適法性についての監視をしております。当社の新株予約権18個（1,800株）を保有しておりますが、この他に、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会を通じて内部監査の状況を把握し、社外監査役は、取締役会及び監査役会を通じて、内部監査担当が行った監査に関する報告を受ける他、内部監査担当と日常的にコミュニケーションを図り、全社で効果的な監査が実施可能な体制を構築しております。監査役会、会計監査人、内部監査担当は、四半期毎に、情報交換・意見交換を実施し、相互連携を図っております。

監査役会、会計監査人、内部監査担当と、管理部門等の内部統制部門とは、必要に応じて打ち合わせを実施し、内部統制に関する報告、意見交換を実施しております。また、各監査役は、常勤監査役を中心に、取締役、内部統制部門と意思疎通を図り、情報の収集・監査環境の整備に努めております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社は、監査役会設置会社であり、監査役は常勤監査役 1 名、非常勤監査役 3 名で構成されており、うち 3 名は社外監査役であります。各監査役は、監査計画に基づく監査を行うとともに、取締役会その他重要な会議への出席や重要書類の閲覧、事業部門へのヒアリング等を通じて取締役の業務執行と会社経営の適法性等を監査しております。

なお、社外監査役 中村健一は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、社外監査役 長谷川紘之は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度において監査役会を原則月 1 回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
小林 伸明	16	16
本田 一男	16	16
中村 健一	16	16
長谷川 紘之	16	16

各監査役は、取締役会へ出席、代表取締役との年 4 回の面談、各取締役との面談により、経営方針やガバナンス上の課題について意見交換し必要に応じ取締役に対し提言を行っております。

常勤監査役の活動として、上記のほか、重要な会議への出席及び契約書や稟議書等の重要書類の閲覧、資金の出納結果の確認等を通して経営管理状況の把握に努めております。その他、内部監査人及び会計監査人との間においては三者による協議の実施や監査計画の共有を行うなど、相互の連携による効果的かつ効率的な監査体制の構築を図っております。

監査役会では、常勤監査役による活動報告のほか、取締役の職務執行の状況、監査役監査実施の状況等の事項を検討しております。当事業年度においては、1) 取締役の職務執行の適法性及び妥当性、2) 取締役の職務執行の効率性、3) コンプライアンス体制の整備・運用状況、4) 計算書類と事業報告の適正性、5) 会社財産の管理状況、について重点的に監査を実施しております。

内部監査の状況

当社は、未だ少人数による組織体制であるため独立した内部監査専任部署は設けておりませんが、内部監査に関する基本事項を内部監査規程に定め、内部監査責任者 1 名、内部監査担当者 2 名による体制で部門相互監査により内部監査を実施しております。具体的には、管理部に所属する内部監査担当者が、自己の属する部門を除く当社全体をカバーする業務監査を実施し、管理部以外に所属する内部監査担当者が管理部の業務監査を実施した上で、必要に応じて改善を促し、フォローアップを行うことにより内部統制の実効性の高い内部監査を実施しております。

なお、内部監査人は監査役及び会計監査人との連携のもと、内部統制の状況等について意見交換を行いながら監査を実施しております。

監査結果等は、代表取締役に報告するとともに、監査役とは内部監査報告書の共有等を通じ都度コミュニケーションを図っている他、必要に応じて取締役会にも報告をおこなっております。また、会計監査人とは四半期毎に、監査役を含めた三者合同の定例会を開催し情報共有をしております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

仰星監査法人

b. 継続監査期間

6 年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定社員 業務執行社員 小川 聡

指定社員 業務執行社員 竹本 泰明

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士 7 名、その他 2 名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の業務執行体制・品質管理体制、監査業務執行の妥当性及び監査報酬の水準等を総合的に勘案し、選定を行っております。当社は、仰星監査法人が当社の会計監査を適切かつ妥当に行うことを確保する体制を備えているものと判断しております。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、取締役等との意見交換、会計監査人からの報告や意見交換等を通じて会計監査の実施状況を把握し、会社法等関連規定の遵守、監査法人の業務執行体制・品質管理体制、監査業務執行の妥当性及び監査報酬の水準等を考慮し、総合的に評価を行っております。

当社の会計監査人である仰星監査法人について、監査体制・独立性・専門性ともに問題はなく、適格であると評価しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
15,000	495	16,500	468

前事業年度及び当事業年度の、当社における非監査業務の内容は、英文財務諸表作成における助言指導業務等であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の額の決定方針

監査公認会計士等に対する監査報酬は、過年度の監査実績、当社の事業規模及び業務の特性等をもとに、監査計画、監査体制、監査時間を総合的に勘案し、監査法人と協議の上、監査役会の同意を得て決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

(4) 【 役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社では、取締役の報酬の決定方針として、取締役会で承認された「役員報酬に関する内規」を定めております。また、取締役の報酬等の決定に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、当社コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、任意の諮問機関として社外役員が委員の過半数を占める報酬委員会を設置しております。「役員報酬に関する内規」により定めた取締役の報酬の内容に関する決定方針の内容は概ね以下のとおりです。

取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、基本報酬以外の金銭報酬としての役員賞与、及び非金銭報酬としてのストック・オプション報酬により構成されます。各取締役の報酬は、株主総会で承認された限度額の範囲内で、個別の報酬について代表取締役社長が原案を作成して報酬委員会に諮り、その意見を参考に、取締役会の決議により決定しております。基本報酬は、月例の固定報酬とし、その職責や貢献度、業務の遂行状況、他社水準等を参考に決定しております。役員賞与及びストック・オプション報酬は、当社の業績及び事業環境に関する見通し等を総合的に勘案して支給又は付与の是非を決定するものとし、これを支給又は付与する場合の金額等は、その職責及び貢献度、業務の遂行状況を総合的に考慮して決定することとしております。監査役の報酬につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

当社の役員報酬の限度額は、2021年5月28日開催の定時株主総会で決議しており、取締役については年間200百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。決議日時点での取締役の員数は同定時株主総会で新たに選任された取締役を含め8名）、監査役について年間50百万円以内（決議日時点では監査役の員数は同定時株主総会で新たに選任された監査役を含め4名）としております。また、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額については、上記報酬とは別枠で定めており、2023年5月30日開催の定時株主総会において、ストック・オプションとしての新株予約権の金額は、取締役について年額135百万円以内（うち、社外取締役について15百万円以内、使用人兼取締役の使用人分給与は含まない。決議日時点での取締役の員数は6名）、監査役については年額15百万円以内（決議日時点では監査役の員数は4名）としております。

また、2025年12月期の各取締役の報酬は、2025年4月4日に行われた報酬委員会の意見を踏まえた上で、2025年5月29日の取締役会で決議しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が「役員報酬に関する内規」と整合しており、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、上記決定方針に沿うものであると判断しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)					対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	役員賞与	ストック オプション	退職慰労 金	左記のう ち、非金銭 報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	73,083	65,872	-	7,211	-	7,211	5
監査役 (社外監査役を除く)	4,634	4,398	-	235	-	235	1
社外取締役	12,379	11,385	-	994	-	994	2
社外監査役	12,004	11,385	-	619	-	619	3

(注) 1. 当事業年度は、決算期変更の経過期間となるため、2025年3月1日から2025年12月31日までの10カ月の数値を記載しております。

2. 上記の対象となる役員の員数には、当事業年度中に退任した取締役1名を含んでおります。

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動による利益や、配当金の受け取り等によつての利益確保を目的としている投資を純投資目的である投資株式、それ以外の投資を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、上場株式を保有しておりませんので、記載を省略いたします。

- b．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	1	-
非上場株式以外の株式	-	-

- (当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

- (当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

- c．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

(2) 当社は、2025年5月29日開催の第21回定時株主総会において、定款の一部変更を決議し、決算期を2月末日から12月31日に変更いたしました。これに伴い、当事業年度は、2025年3月1日から2025年12月31日までの10ヶ月間となっております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2025年3月1日から2025年12月31日まで)の財務諸表について、仰星監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応できる体制を整備するため、ディスクロージャー支援会社等が主催するセミナーへの参加及び財務・会計情報誌の購読等を行っております。

1 【財務諸表等】
(1) 【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年 2 月28日)	当事業年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,922,950	2,781,032
貯蔵品	405	123
前渡金	45,888	29,265
前払費用	13,061	18,742
未収消費税等	46,549	34,367
その他	240	-
流動資産合計	3,029,096	2,863,532
固定資産		
有形固定資産		
建物	3,943	3,943
工具、器具及び備品	94,848	97,392
減価償却累計額	1 98,791	1 101,335
有形固定資産合計	0	0
投資その他の資産		
その他	3,172	1,745
投資その他の資産合計	3,172	1,745
固定資産合計	3,172	1,745
資産合計	3,032,269	2,865,277
負債の部		
流動負債		
未払金	90,935	16,351
未払費用	100,338	69,001
未払法人税等	12,201	5,020
賞与引当金	4,200	-
その他	9,106	3,774
流動負債合計	216,781	94,146
負債合計	216,781	94,146
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,510,203	1,137,611
資本剰余金		
資本準備金	1,759,702	1,387,110
その他資本剰余金	926,643	926,643
資本剰余金合計	2,686,346	2,313,754
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,404,655	716,058
利益剰余金合計	1,404,655	716,058
自己株式	2	2
株主資本合計	2,791,891	2,735,304
新株予約権	23,596	35,826
純資産合計	2,815,487	2,771,131
負債純資産合計	3,032,269	2,865,277

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2025年12月31日)
営業収益	-	-
営業費用		
研究開発費	1 621,099	1 456,945
その他の販売費及び一般管理費	2 286,692	2 240,028
営業費用合計	907,791	696,973
営業損失()	907,791	696,973
営業外収益		
受取配当金	342,613	-
還付加算金	27	14
雑収入	14	11
その他	0	0
営業外収益合計	342,654	26
営業外費用		
株式交付費	-	2,594
特許実施料等	67,862	-
新株予約権発行費	-	10,557
その他	26	1,459
営業外費用合計	67,889	14,610
経常損失()	633,026	711,557
特別損失		
減損損失	3 26,572	3 3,709
特別損失合計	26,572	3,709
税引前当期純損失()	659,598	715,267
法人税、住民税及び事業税	950	791
法人税等合計	950	791
当期純損失()	660,548	716,058

【株主資本等変動計算書】
前事業年度（自 2024年 3 月 1 日 至 2025年 2 月28日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
						繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,506,650	1,756,149	926,643	2,682,793	-	744,106	744,106	2	3,445,335
当期変動額									
新株の発行	3,552	3,552		3,552					7,105
当期純損失（ ）						660,548	660,548		660,548
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									-
当期変動額合計	3,552	3,552	-	3,552	-	660,548	660,548	-	653,443
当期末残高	1,510,203	1,759,702	926,643	2,686,346	-	1,404,655	1,404,655	2	2,791,891

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	11,729	3,457,065
当期変動額		
新株の発行		7,105
当期純損失（ ）		660,548
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	11,866	11,866
当期変動額合計	11,866	641,577
当期末残高	23,596	2,815,487

当事業年度（自 2025年 3 月 1 日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
						繰越利益剰余金			
当期首残高	1,510,203	1,759,702	926,643	2,686,346	-	1,404,655	1,404,655	2	2,791,891
当期変動額									
新株の発行	329,735	329,735		329,735					659,471
減資	702,327	702,327	1,404,655	702,327					-
欠損填補			1,404,655	1,404,655		1,404,655	1,404,655		-
当期純損失（ ）						716,058	716,058		716,058
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									-
当期変動額合計	372,591	372,591	-	372,591	-	688,596	688,596	-	56,587
当期末残高	1,137,611	1,387,110	926,643	2,313,754	-	716,058	716,058	2	2,735,304

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	23,596	2,815,487
当期変動額		
新株の発行		659,471
減資		-
欠損填補		-
当期純損失（ ）		716,058
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	12,230	12,230
当期変動額合計	12,230	44,356
当期末残高	35,826	2,771,131

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失()	659,598	715,267
減価償却費	3,709	262
受取利息及び受取配当金	342,613	0
減損損失	26,572	3,709
賞与引当金の増減額(は減少)	1,244	4,200
株式報酬費用	18,052	18,033
株式交付費	-	2,594
新株予約権発行費	-	10,557
棚卸資産の増減額(は増加)	405	281
前渡金の増減額(は増加)	13,230	16,622
未収消費税等の増減額(は増加)	8,375	12,182
未払費用の増減額(は減少)	61,132	31,336
未払金の増減額(は減少)	58,642	7,410
その他の資産・負債の増減額	2,699	17,795
小計	835,419	711,766
特許実施料等の支払額	-	67,173
利息及び配当金の受取額	342,613	0
法人税等の支払額	950	950
営業活動によるキャッシュ・フロー	493,756	779,890
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	30,843	2,544
投資活動によるキャッシュ・フロー	30,843	2,544
財務活動によるキャッシュ・フロー		
新株予約権の行使による株式の発行による収入	919	649,714
新株予約権の発行による支出	-	9,197
財務活動によるキャッシュ・フロー	919	640,516
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	523,679	141,917
現金及び現金同等物の期首残高	3,446,630	2,922,950
現金及び現金同等物の期末残高	1 2,922,950	1 2,781,032

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、建物（建物附属設備除く）及び2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8 ～ 15 年
工具、器具及び備品	4 年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

2. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

新株予約権発行費

支出時に全額費用処理しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、期末在籍従業員に対する支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、医薬品の研究開発を行っており、製薬会社への導出に関する契約に基づき、契約一時金、マイルストーン収入及びロイヤリティ収入を得ることを、基本的な事業モデルとしております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

契約一時金に係る収入は、履行義務が充足される一時点である導出に関する契約締結等により権利の移転等の事象が発生した時点で収益を認識しております。

マイルストーン収入は、開発・販売に関する進捗について契約上定められたマイルストーンの達成を認識した時点で収益を認識することとしており、当該マイルストーンが契約上定められた履行義務となる場合があります。

ロイヤリティ収入は、契約相手先の売上収益等を基礎に算定された契約対価であり、契約相手先の売上収益等の発生を認識した時点で収益を認識することとしております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

控除対象外消費税等の会計処理

控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)

・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1)概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2)適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありま
す。

(貸借対照表関係)

- 1 有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(損益計算書関係)

- 1 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2025年12月31日)
外注費	314,250千円	197,836千円
給料手当	82,867	77,620
減価償却費	3,664	248
賞与引当金繰入額	3,171	-

- 2 その他の販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2025年12月31日)
支払報酬料	89,056千円	60,824千円
役員報酬	66,200	57,873
給料手当	25,137	25,662

3 減損損失

前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した資産の概要及び減損損失の金額

場所	用途	種類	金額(千円)
東京都府中市	事業用資産	工具、器具及び備品	26,572
合計			26,572

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

当事業年度において、今後の業績見通し等を勘案した結果、現段階では将来キャッシュ・フローの不確実性が高いことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 資産のグルーピングの方法

当社は「医薬品開発事業」の単一事業であることから、全ての固定資産を単一の資産グループとしております。

(4) 回収可能額の算定方法

回収可能価額は使用価値により測定しており、ゼロとして評価しております。

当事業年度（自 2025年3月1日 至 2025年12月31日）

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した資産の概要及び減損損失の金額

場所	用途	種類	金額（千円）
東京都府中市	事業用資産	工具、器具及び備品	2,282
		その他（投資その他の資産）	1,427
合計			3,709

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

当事業年度において、今後の業績見通し等を勘案した結果、現段階では将来キャッシュ・フローの不確実性が高いことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 資産のグルーピングの方法

当社は「医薬品開発事業」の単一事業であることから、全ての固定資産を単一の資産グループとしております。

(4) 回収可能額の算定方法

回収可能価額は使用価値により測定しており、ゼロとして評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	40,304,367	25,700	-	40,330,067
合計	40,304,367	25,700	-	40,330,067
自己株式				
普通株式	10	-	-	10
合計	10	-	-	10

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加25,700株は、新株予約権の権利行使による増加であります。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての第3回新株予約権	-	-	-	-	-	-
提出会社	ストック・オプションとしての第5回新株予約権	-	-	-	-	-	-
提出会社	ストック・オプションとしての第6回新株予約権	-	-	-	-	-	-
提出会社	ストック・オプションとしての第7回新株予約権	-	-	-	-	-	-
提出会社	ストック・オプションとしての第8回新株予約権	-	-	-	-	-	21,777
提出会社	ストック・オプションとしての第9回新株予約権	-	-	-	-	-	1,818
合計			-	-	-	-	23,596

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年 3月 1日 至 2025年12月31日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	40,330,067	5,155,700	-	45,485,767
合計	40,330,067	5,155,700	-	45,485,767
自己株式				
普通株式	10	-	-	10
合計	10	-	-	10

（注）普通株式の発行済株式総数の増加5,155,700株は、新株予約権の権利行使による増加であります。

２．新株予約権等に関する事項

区分	内訳	新株予約権の 目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末 残高 （千円）
			当事業年度 期首	増加	減少	当事業年度 末	
提出会社	ストック・オプションとしての第3回新株予約権	-	-	-	-	-	-
提出会社	ストック・オプションとしての第5回新株予約権	-	-	-	-	-	-
提出会社	ストック・オプションとしての第6回新株予約権	-	-	-	-	-	-
提出会社	ストック・オプションとしての第7回新株予約権	-	-	-	-	-	-
提出会社	ストック・オプションとしての第8回新株予約権	-	-	-	-	-	29,720
提出会社	ストック・オプションとしての第9回新株予約権	-	-	-	-	-	4,028
提出会社	第10回新株予約権	普通株式	-	8,000,000	5,130,000	2,870,000	487
提出会社	ストック・オプションとしての第11回新株予約権	-	-	-	-	-	1,590
合計			-	8,000,000	5,130,000	2,870,000	35,826

（注）第10回新株予約権の当事業年度増加は新株予約権の発行によるものであり、当事業年度減少は新株予約権の行使によるものであります。

３．配当に関する事項

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

１ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 （自 2024年 3月 1日 至 2025年 2月28日）	当事業年度 （自 2025年 3月 1日 至 2025年12月31日）
現金及び預金	2,922,950千円	2,781,032千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	2,922,950	2,781,032

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金に限定しており、必要な資金は主に株式発行により調達しております。またデリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社は、リスクに晒されている金融商品を有しておりません。
営業債務である未払金は、1年以内の支払予定であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
該当事項はありません。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理
該当事項はありません。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（2025年2月28日）

現金及び預金、未収消費税等、未払金、未払法人税等は、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから記載を省略しております。

当事業年度（2025年12月31日）

現金及び預金、未収消費税等、未払金、未払法人税等は、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから記載を省略しております。

(注) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2025年2月28日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,922,950	-	-	-
未収消費税等	46,549	-	-	-
合計	2,969,500	-	-	-

当事業年度（2025年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,781,032	-	-	-
未収消費税等	34,367	-	-	-
合計	2,815,400	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位: 千円)

	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2025年12月31日)
研究開発費	9,507	10,381
その他の販売費及び一般管理費	8,544	7,652

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第3回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(注)1	当社取締役 1名 当社監査役 1名 当社顧問 3名 当社従業員 3名	当社取締役 4名 当社従業員 7名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1、2	普通株式 474,000株	普通株式1,102,400株
付与日	2017年3月30日	2020年6月1日
権利確定条件	条件は付されていません。	条件は付されていません。
対象勤務期間	定めはございません。	定めはございません。
権利行使期間	2019年3月29日～ 2027年3月28日	2022年5月30日～ 2030年5月29日

	第6回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(注)1	当社取締役 1名 当社従業員 2名	当社取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1、2	普通株式 240,000株	普通株式 644,000株
付与日	2021年2月19日	2021年2月26日
権利確定条件	条件は付されていません。	条件は付されていません。
対象勤務期間	定めはございません。	定めはございません。
権利行使期間	2023年2月16日～ 2031年2月15日	2023年2月27日～ 2031年2月26日

	第 8 回新株予約権	第 9 回新株予約権
付与対象者の区分及び人数（注） 1	当社取締役 6 名 当社監査役 4 名 当社従業員 15名	当社従業員 5 名
株式の種類別のストック・オプションの数（注） 1	普通株式 168,100株	普通株式 45,800株
付与日	2023年 7 月10日	2024年 8 月 2 日
権利確定条件	「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	2023年 7 月10日～ 2026年 7 月10日	2024年 8 月 2 日～ 2027年 8 月 2 日
権利行使期間	2023年 7 月11日～ 2038年 7 月10日	2024年 8 月 3 日～ 2039年 8 月 2 日

	第11回新株予約権
付与対象者の区分及び人数（注） 1	当社取締役 1 名 当社従業員 1 名
株式の種類別のストック・オプションの数（注） 1	普通株式 54,800株
付与日	2025年 7 月10日
権利確定条件	「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	2025年 7 月10日～ 2028年 7 月10日
権利行使期間	2025年 7 月11日～ 2040年 7 月10日

（注） 1．付与時点の情報を記載しております。

2．株式数に換算して記載しております。なお、2021年 9 月21日付株式分割（普通株式 1 株につき40株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2025年12月期）において存在したStock・オプションを対象とし、Stock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。なお、2021年9月21日付株式分割（普通株式1株につき40株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

Stock・オプションの数

	第3回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前（株）		
前事業年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後（株）		
前事業年度末	384,000	890,680
権利確定	-	-
権利行使	-	5,000
失効	-	-
未行使残	384,000	885,680

	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利確定前（株）		
前事業年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後（株）		
前事業年度末	239,000	644,000
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	239,000	644,000

	第 8 回新株予約権	第 9 回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	107,600	45,800
付与	-	-
失効	800	-
権利確定	52,700	15,100
未確定残	54,100	30,700
権利確定後 (株)		
前事業年度末	33,000	-
権利確定	52,700	15,100
権利行使	18,800	1,900
失効	-	-
未行使残	66,900	13,200

	第11回新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	-
付与	54,800
失効	-
権利確定	-
未確定残	54,800
権利確定後 (株)	
前事業年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

単価情報

	第 3 回新株予約権	第 5 回新株予約権
権利行使価格 (円)	100	150
行使時平均株価 (円)	-	160
付与日における公正な評価 単価 (円)	-	-

	第 6 回新株予約権	第 7 回新株予約権
権利行使価格 (円)	150	150
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価 単価 (円)	-	-

	第 8 回新株予約権	第 9 回新株予約権
権利行使価格 (円)	1	1
行使時平均株価 (円)	161	159
付与日における公正な評価 単価 (円)	314	204.18

	第11回新株予約権
権利行使価格 (円)	1
行使時平均株価 (円)	-
付与日における公正な評価 単価 (円)	174.13

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

- (1) 第3回、第5回、第6回及び第7回のStock・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、Stock・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、DCF方式に基づき算定しております。
- (2) 第11回新株予約権の公正な評価単価の見積もり方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラックショールズモデル
主な基礎数値及び見積方法

	第11回新株予約権
株価変動性(注)1	78.11%
予想残存期間(注)2	7.51年
予想配当(注)3	0円/株
無リスク利子率(注)4	1.21%

- (注)1. 2022年11月から2025年6月までの株価実績に基づき算定しております。
2. 権利行使期間中の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
3. 直近事業年度における配当実績によっております。
4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4. Stock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額	11,136千円
(2) 当事業年度において権利行使されたStock・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額	50千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金 (注) 2	938,736千円	1,186,261千円
その他	22,063	34,978
繰延税金資産小計	960,799	1,221,240
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2	938,736	1,186,261
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	22,063	34,978
評価性引当額小計 (注) 1	960,799	1,221,240
繰延税金資産合計	-	-

(注) 1. 評価性引当額の変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の増加であります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度 (2025年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (1)	-	-	-	-	-	938,736	938,736
評価性引当額	-	-	-	-	-	938,736	938,736
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

当事業年度 (2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (1)	-	-	-	-	207,500	978,761	1,186,261
評価性引当額	-	-	-	-	207,500	978,761	1,186,261
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2025年2月28日）

税引前当期純損失を計上しているため記載を省略しております。

当事業年度（2025年12月31日）

税引前当期純損失を計上しているため記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この税率変更による影響はありません。

（資産除去債務関係）

前事業年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

当社は、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該賃貸借契約に伴う敷金が資産に計上されていることから、負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、各事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額の増減について、重要なものではありません。

当事業年度（自 2025年3月1日 至 2025年12月31日）

当社は、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該賃貸借契約に伴う敷金が資産に計上されていることから、負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、各事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額の増減について、重要なものではありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

該当事項はありません。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は医薬品開発事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

1. 製品及びサービスごとの情報

営業収益がないため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

営業収益がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益がないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2025年3月1日 至 2025年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

営業収益がないため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

営業収益がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

当社は医薬品開発事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2025年3月1日 至 2025年12月31日)

当社は医薬品開発事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年3月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年 3 月 1 日 至 2025年 2 月28日)	当事業年度 (自 2025年 3 月 1 日 至 2025年12月31日)
1 株当たり純資産額	69.23円	60.14円
1 株当たり当期純損失 ()	16.38円	16.08円

(注) 1 . 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

2 . 1 株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年 3 月 1 日 至 2025年 2 月28日)	当事業年度 (自 2025年 3 月 1 日 至 2025年12月31日)
当期純損失 () (千円)	660,548	716,058
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失 () (千円)	660,548	716,058
普通株式の期中平均株式数 (株)	40,318,372	44,524,697
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった 潜在株式の概要	新株予約権 6 種類(新株予 約権の数55,806個、潜在 株式数2,344,080株)	新株予約権 8 種類(新株予 約権の数84,714個、潜在 株式数5,242,380株)

3 . 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2025年 2 月28日)	当事業年度 (2025年12月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	2,815,487	2,771,131
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	23,596	35,826
(うち新株予約権 (千円))	(23,596)	(35,826)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	2,791,891	2,735,304
1 株当たり純資産額の算定に用いた期末の普 通株式の数 (株)	40,330,057	45,485,757

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	3,943	-	-	3,943	3,943	- (-)	0
工具、器具及び備品	94,848	2,544	-	97,392	97,392	2,544 (2,282)	0
有形固定資産計	98,791	2,544	-	101,335	101,335	2,544 (2,282)	0

(注) 1. 「当期末減価償却累計額又は償却累計額」欄には、減損損失累計額が含まれています。

2. 当期償却額のうち()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	4,200	-	4,200	-	-

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	-
預金	
普通預金	2,781,032
小計	2,781,032
合計	2,781,032

ロ．貯蔵品

区分	金額（千円）
研究用消耗品	123
合計	123

流動負債

該当事項はありません。

(3) 【その他】

当事業年度における半期情報等

	中間会計期間	当事業年度
営業収益（千円）	-	-
税引前中間（当期）純損失（ ）（千円）	486,998	715,267
中間（当期）純損失（ ）（千円）	487,473	716,058
1株当たり中間（当期）純損失（ ）（円）	11.11	16.08

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1 月 1 日から12月31日まで
定時株主総会	3 月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6 月30日（中間配当）、12月31日（期末配当）
1 単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.tms-japan.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- （１）会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利
- （２）取得請求権付株式の取得を請求する権利
- （３）株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第21期)(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)2025年5月30日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年5月30日関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書

(第22期中)(自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)2025年10月15日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2025年4月9日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)に基づく臨時報告書であります。

2025年5月30日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

(5) 有価証券届出書(第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行)及びその添付書類

2025年3月14日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年 3月27日

株式会社ティムス

取締役会 御中

仰星監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 小川 聡
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 竹本 泰明
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ティムスの2025年3月1日から2025年12月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ティムスの2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

研究開発費の期間帰属	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、アカデミア等の研究機関等の研究開発成果を基盤とした医薬品候補物質の研究開発を行い、グローバルの医薬品市場に展開することを主要な事業内容とした、創薬型バイオベンチャー企業である。 会社の基本的な事業モデルは、医薬品開発における研究段階から早期臨床段階までを会社が行い、後期臨床段階からは国内外の製薬会社と連携して開発製造販売権を付与し、提携先製薬会社から開発一時金（マイルストーン）及びロイヤリティ収入等を得るものである。 会社の当事業年度における研究開発費は456,945千円であり、営業費用の65.6%を占めている。さらに、【注記事項】（損益計算書関係）に記載の通り、研究開発費のうち外注費が197,836千円であり、研究開発費の43.3%を占めている。 会社の研究開発費の多くを占める外注費は会社外部との間に取り交わした研究開発に関する業務委託契約に基づく費用である。これらの契約には、委託内容が異なる多数の業務が含まれる場合があり、それらの完了時期が異なっている。そのため、委託した業務単位で完了時期を認識する必要があり、完了時期の認識を誤ることによって、研究開発費の期間帰属を誤る可能性がある。 以上から、当監査法人は、研究開発費の期間帰属が当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、研究開発費の期間帰属に対して主として以下の監査手続を実施した。 ・研究開発費の計上に係る内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価するため、サンプルにより抽出した取引について内部統制の実施状況の記録を閲覧した。 ・研究開発活動の進捗状況を理解するため、経営者等への質問を実施するとともに、取締役会議事録及び関連資料を閲覧した。 ・委託した業務ごとの研究開発費の発生状況を把握した上で、業務の進捗に応じて研究開発費が計上されていることを質問により確かめた。 ・研究開発費について、金額的な重要性等に基づいて抽出した取引に関する請求書や納品書、報告書といった証憑を閲覧した。 ・研究開発に関する業務を委託している取引先から一定の基準に基づいて抽出し、委託した業務が完了しているかどうかを確かめるために確認を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ティムスの2025年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ティムスが2025年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。